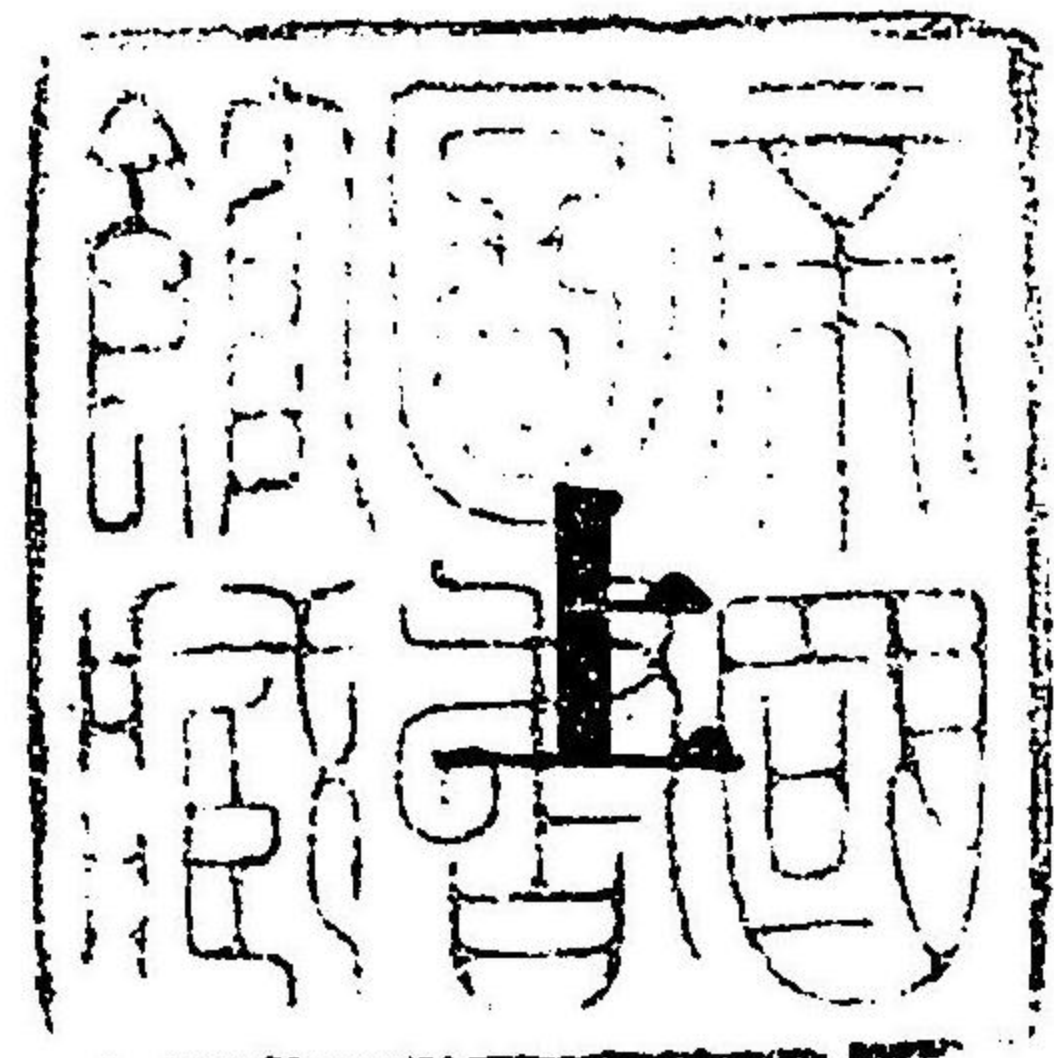


工 3J-46

40-838



海



例言

- 一 客漁初めて滬に遊ぶや實に二十年前にあり、爾時偶々申江に槎さすも、徒らに江上の風光を愛するに止り又た意を他に留むるなし、去年の秋復び來るや、大ひに感ありて其見聞するものを隨手雜録し、積んで二百四十餘條に至る、今者削りて一百六十四條とし、之れを上海と名つけて世に公にす。
- 一 蕪巖たる行文、參差たる秩序、斯に大方諸君の笑ひを招くや必せり、看者幸ひに客漁不文の筆に拘泥せずして意を言外に了せらるゝあらば、編者が蒐集補綴の勞も徒爾にあらず。
- 一 本書起稿に方り親友諸氏の指示助言及撮影惠贈等を得たるは、編者の肝に銘する所謹て拜謝す。
- 一 里程を記するに方り單に里、町、間の文字を用ふるものは本邦の尺度にし

て、哩は海里、哩は英陸里（スタチート、マイルにして鐵道等陸里に用ゑ）、支那里は清里と書す。

哩（緯度壹度の六十分の一）……日本約六千七百四十三尺五寸

哩（一七六〇碼即ち五二八〇呎）……日本十四町四十五間

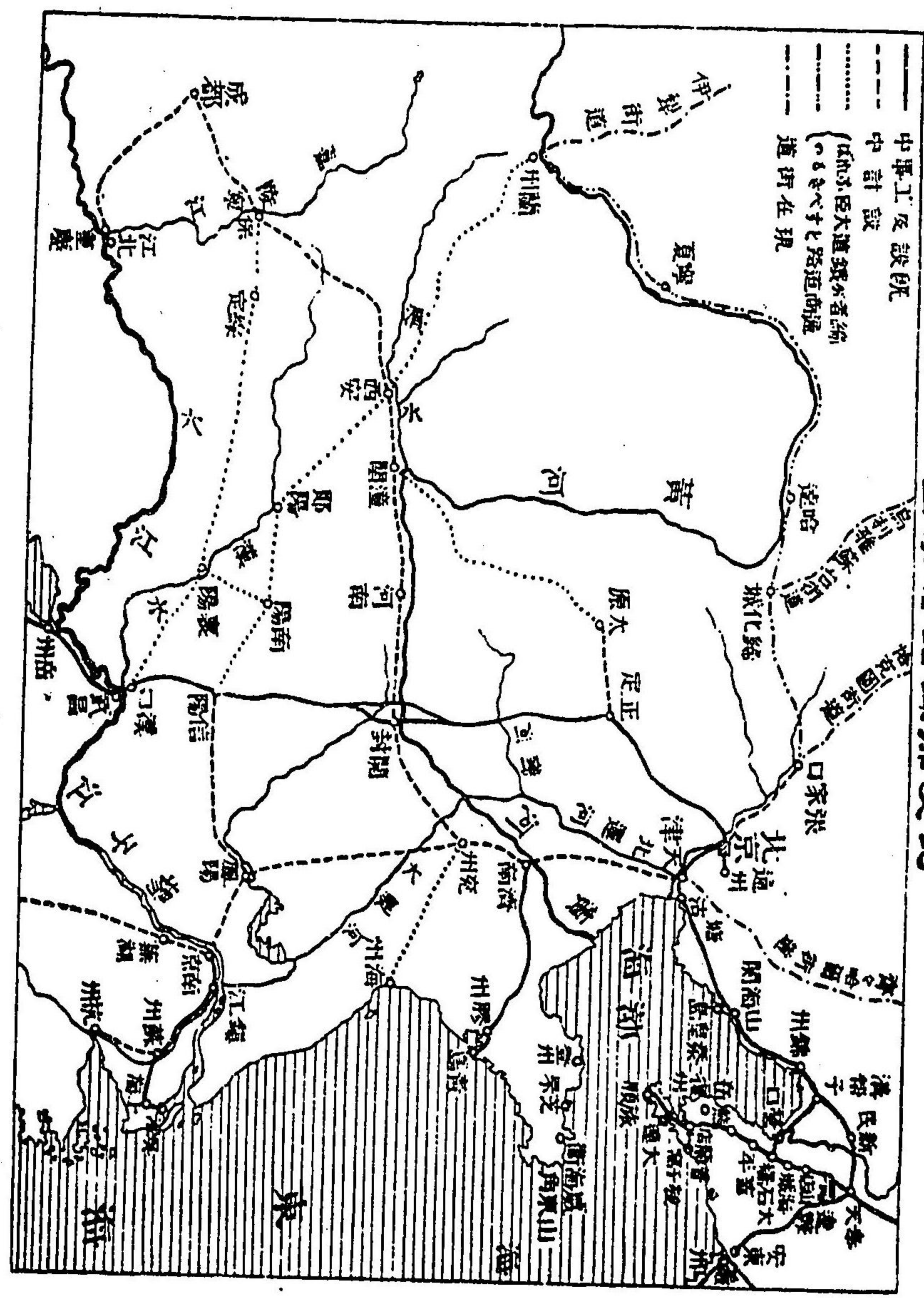
里（支那里壹千八百尺即三百六十步）……日本約七町〇五八八

右固より其大要を示すに過ぎず

明治三十九年五月端午の節

長江客漁遠山景直叔卿 識

圖掌指路鐵那支北



上海

目次

| | | |
|-------|-------|----|
| ○緒言 | | 一頁 |
| ○上海國 | | 二 |
| ○上海國語 | | 七 |
| ○揚子江 | | 一七 |
| ○上海縣 | | 一九 |
| ○上海 | | 二二 |
| ○上海港 | | 二四 |
| ○黃浦江 | | 二六 |
| ○浦東 | | 三〇 |

目次

| | | |
|-----------|-------|----|
| ○吳淞 | | 三〇 |
| ○上海通商沿革一斑 | | 三三 |
| ○公堂事件 | | 四三 |
| ○支那通商沿革一斑 | | 五三 |
| ○政事 | | 五九 |
| ○工部局 | | 六〇 |
| ○巡捕房 | | 七〇 |
| ○衛生局 | | 七三 |
| ○消防屯所 | | 八〇 |

- 失火警鐘……………八二
- 營業稅……………八四
- 義勇隊……………八六
- 日本義勇隊……………九二
- 市公會堂……………九六
- 會審衙門……………九七
- 公共租界內外國人々口……………九九
- 公共租界內支那人々口……………一〇一
- 江海北關……………一〇四
- 商標登錄分局……………一〇五
- 領事署……………一〇六
- 支那外國貿易……………一〇九

- 上海と外國貿易……………一二二
- 日本と支那貿易……………一二四
- 船舶……………一二六
- 沿岸航海船……………一二八
- 輪船招商局……………一三〇
- 印度支那汽船航海會社……………一三二
- 支那航海會社……………一三二
- 美最時洋行……………一三三
- 禪臣洋行……………一三三
- 開平礦務局……………一二四
- 大阪商船會社……………一二四
- 鴻安公司……………一二八

- 日本郵船會社の華利萃利……………一二八
- 瑞記洋行……………一二八
- 内河航路……………一二九
- 大東汽船會社……………一三〇
- 内河航路運賃……………一三〇
- 湖南汽船會社……………一三九
- 遠洋航路……………一四〇
- 日本郵船會社……………一四〇
- 彼阿會社……………一四二
- 漢亞北獨ロイド會社……………一四二
- 佛蘭西郵船會社……………一四二
- 大洋汽船會社……………一四三

- 露國義勇艦隊……………一四三
- 東清鐵道汽船部……………一四三
- 東亞會社……………一四三
- 支那共同汽船會社……………一四四
- 太平洋郵船會社……………一四四
- 東西洋汽船會社……………一四四
- 加奈太太平洋鐵道會社汽船部……………一四四
- ペンライン汽船會社……………一四五
- グレンライン汽船會社……………一四五
- 北太平洋郵船會社……………一四五
- ポア汽船會社……………一四五
- 東洋汽船會社……………一四六

○佛國郵船乘船賃……………一四六
 ○倉庫……………一四七
 ○碼頭……………一四八
 ○金融機關……………一四九
 ○通貨……………一四九
 ○兩……………一五一
 ○銅錢……………一五一
 ○申水……………一五四
 ○銀爐……………一五五
 ○外國銀行……………一五六
 ○租界銀行休日……………一五九
 ○往昔の銀行……………一五九

○現今の銀行……………一六一
 ○金銀價格……………一六五
 ○保險……………一六七
 ○衣食住……………一七九
 ○小菜市場……………一八一
 ○牛乳棚……………一八二
 ○水道……………一八三
 ○日本醫……………一八四
 ○開導學堂……………一八五
 ○東洋學館……………一八六
 ○亞細亞學館……………一八七
 ○日清貿易研究所前紀……………一八七

○同後紀存目……………一九一
 ○東亞同文書院……………一九二
 ○上海の學堂……………二〇一
 ○徐家滙司天臺……………二〇六
 ○教會堂……………二〇九
 ○天足會……………二一一
 ○報館……………二一四
 ○上海日報……………二一七
 ○日本商店……………二一九
 ○日本旅館……………二二八
 ○客棧……………二二八
 ○ホテル……………二三〇

○招牌……………二三一
 ○御土産……………二三六
 ○株式直段……………二三九
 ○富籤……………二四三
 ○銷金窟……………二四七
 ○堂子……………二五四
 ○野雞……………二六二
 ○茶園……………二七一
 ○書場……………二七七
 ○小調……………二八六
 ○酒館……………二八九
 ○蕃菜館……………二九三

○宵夜館……………二九四

○茶館……………二九四

○烟館……………二九六

○臺基……………二九六

○賊……………二九七

○黨人……………二九八

○藝娼妓自由廢業所……………三〇〇

○鬪蟋蟀……………三〇四

○競馬……………三〇五

○戲場……………三〇七

○馬車……………三〇八

○東洋車……………三一〇

○轎……………三二二

○舢板……………三二二

○游艇……………三二五

○電車……………三二六

○滬甯鐵路……………三二八

○松滬鐵路……………三二九

○公園……………三三一

○愚園……………三三四

○張園……………三三五

○申園……………三三五

○辛園……………三三五

○徐園……………三三六

○靜安寺……………三三六

○龍華寺……………三三七

○黃婆庵……………三三三

○李文忠公祠……………三三四

○江南器機局……………三三五

○船渠……………三三五

○南市工程局……………三三七

○支那商業會議所……………三三八

○公所慈善事業……………三三九

○墳墓……………三四一

○上海の祭日……………三四四

○氣候……………三四五

○報時信號……………三五〇

○暴風信號……………三四八

○潮汐漲落日期……………三五二

○日本郵便……………三五三

○支那郵便……………三六〇

○電報……………三六七

○電話……………三七一

○渡航規則……………三七五

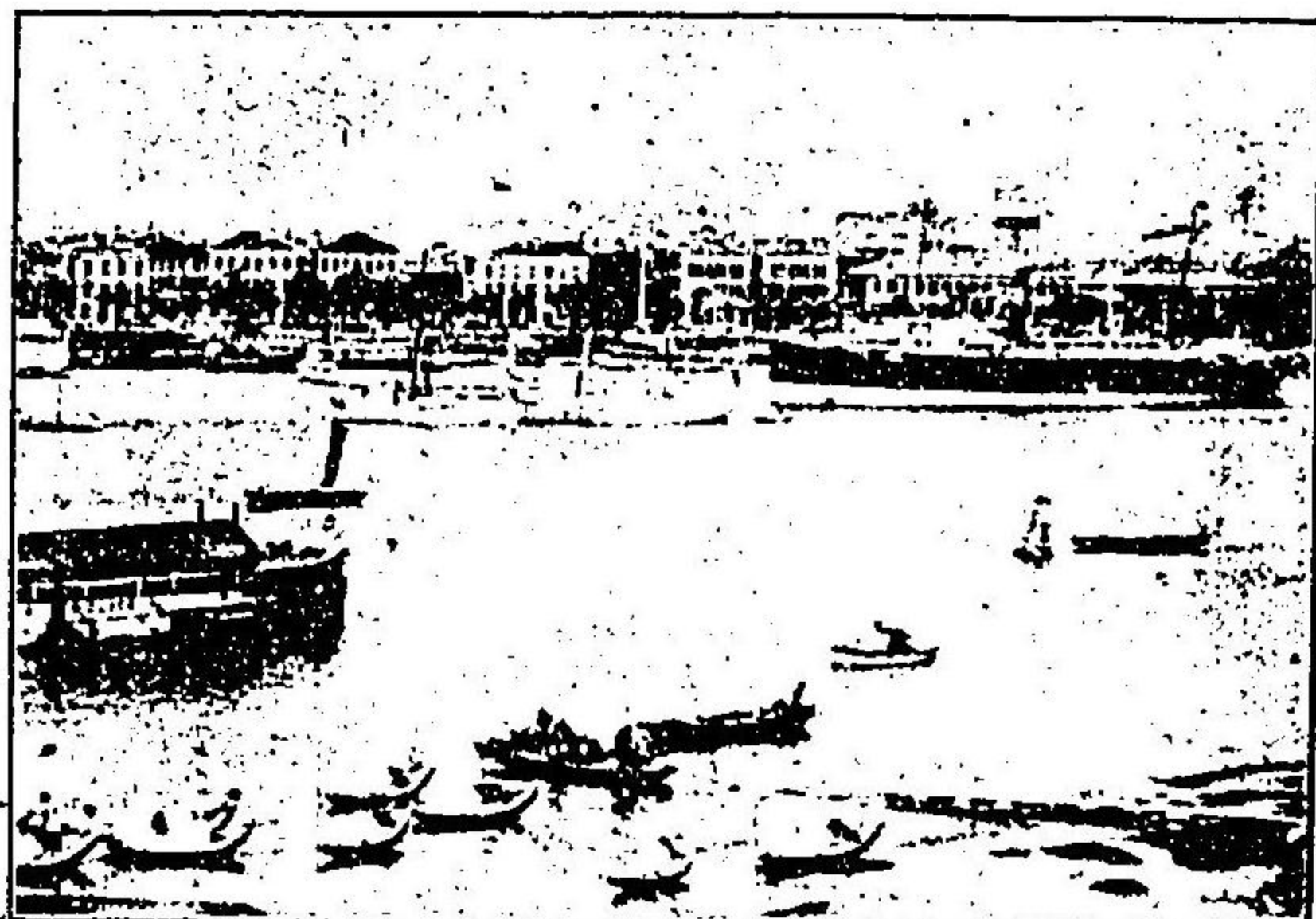
○日本人協會……………三八〇

○日本人俱樂部……………三八一

○上海俱樂部……………三八三

○滬上青年會……………三八五

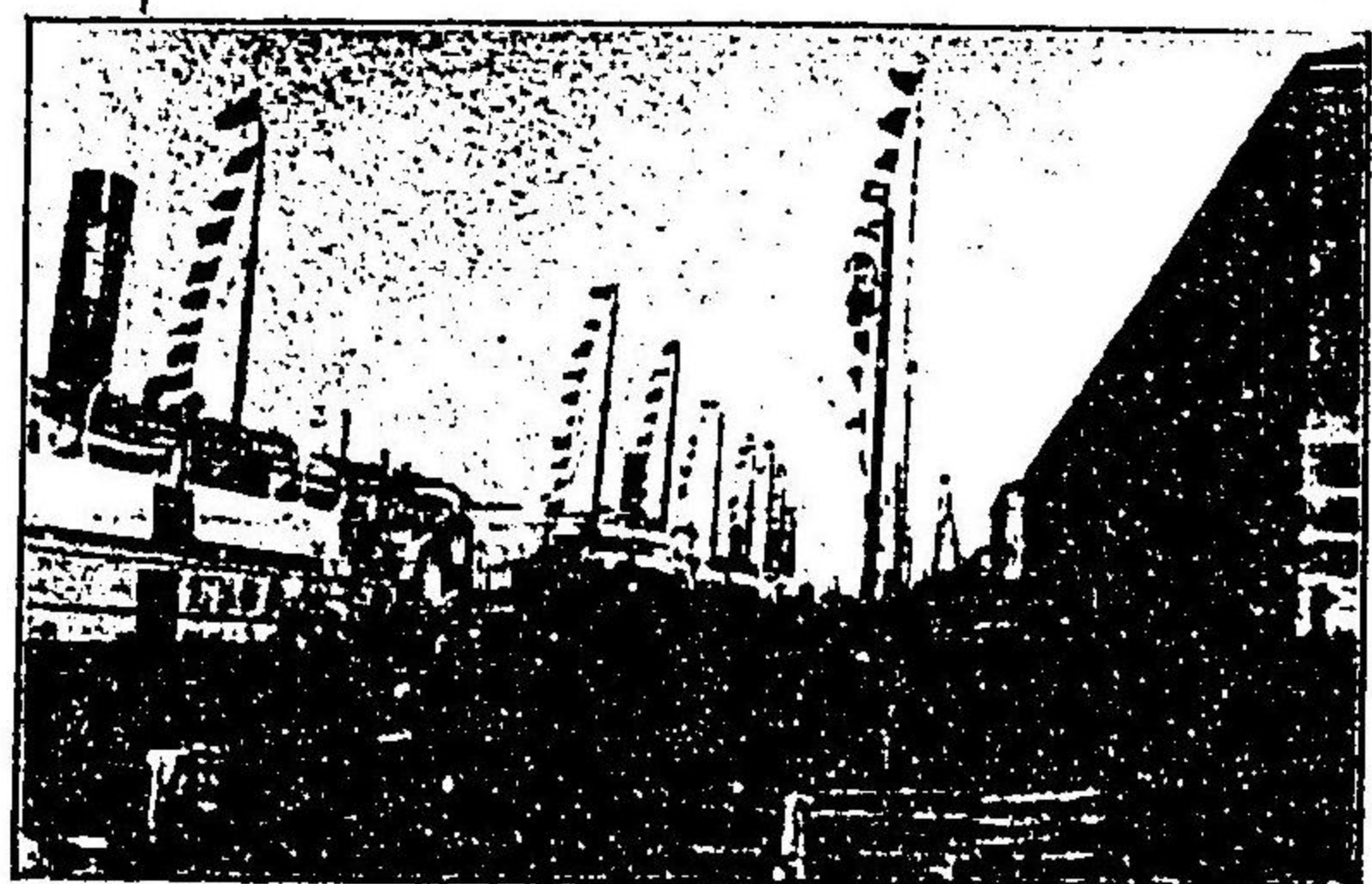
浦東より海上を望む



公園より蘇州河を隔てし日本郵船會社、日本領事館、獨逸領事館を望む



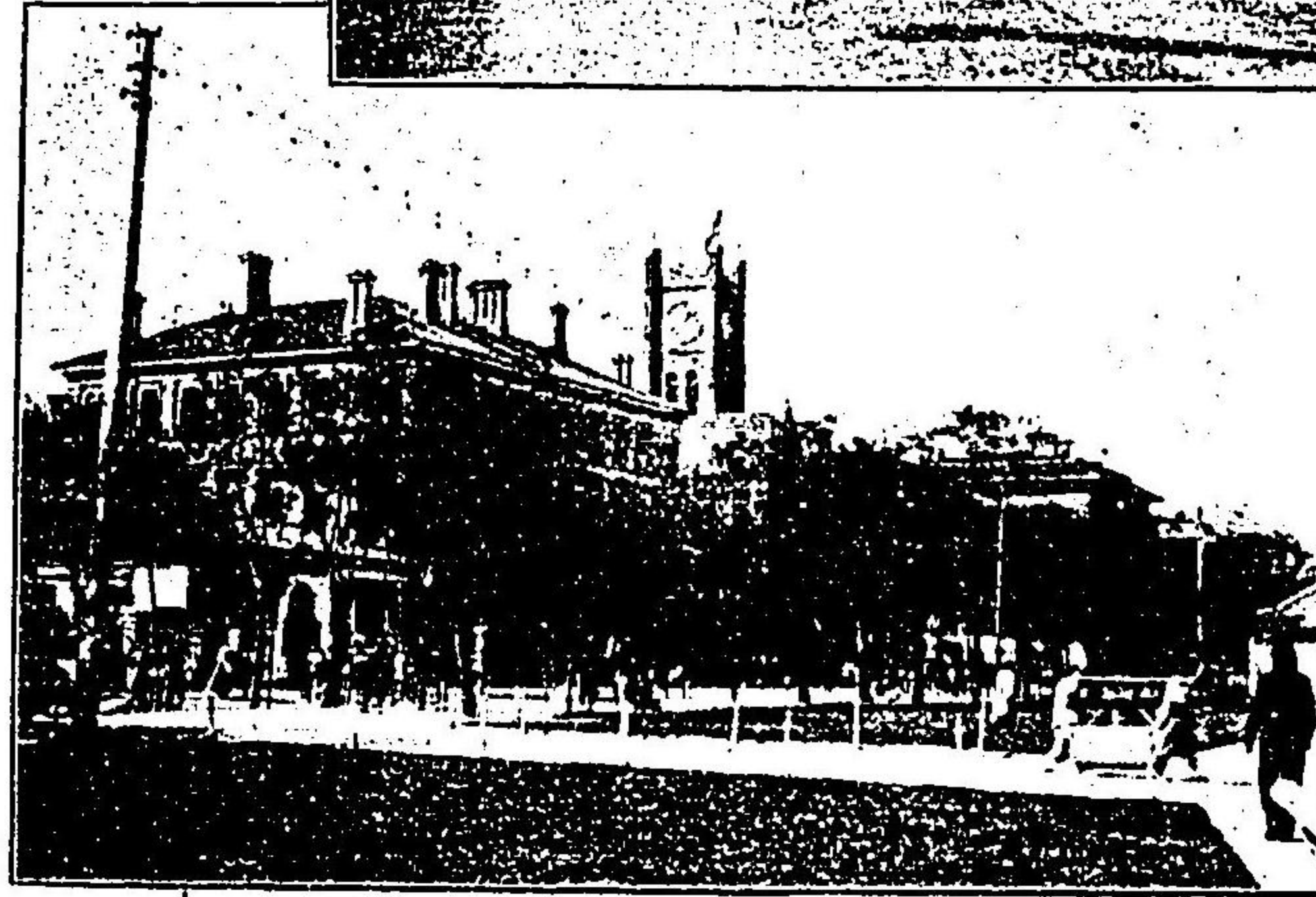
日本郵船會社倉庫前



金利源倉庫と其碼頭

目次

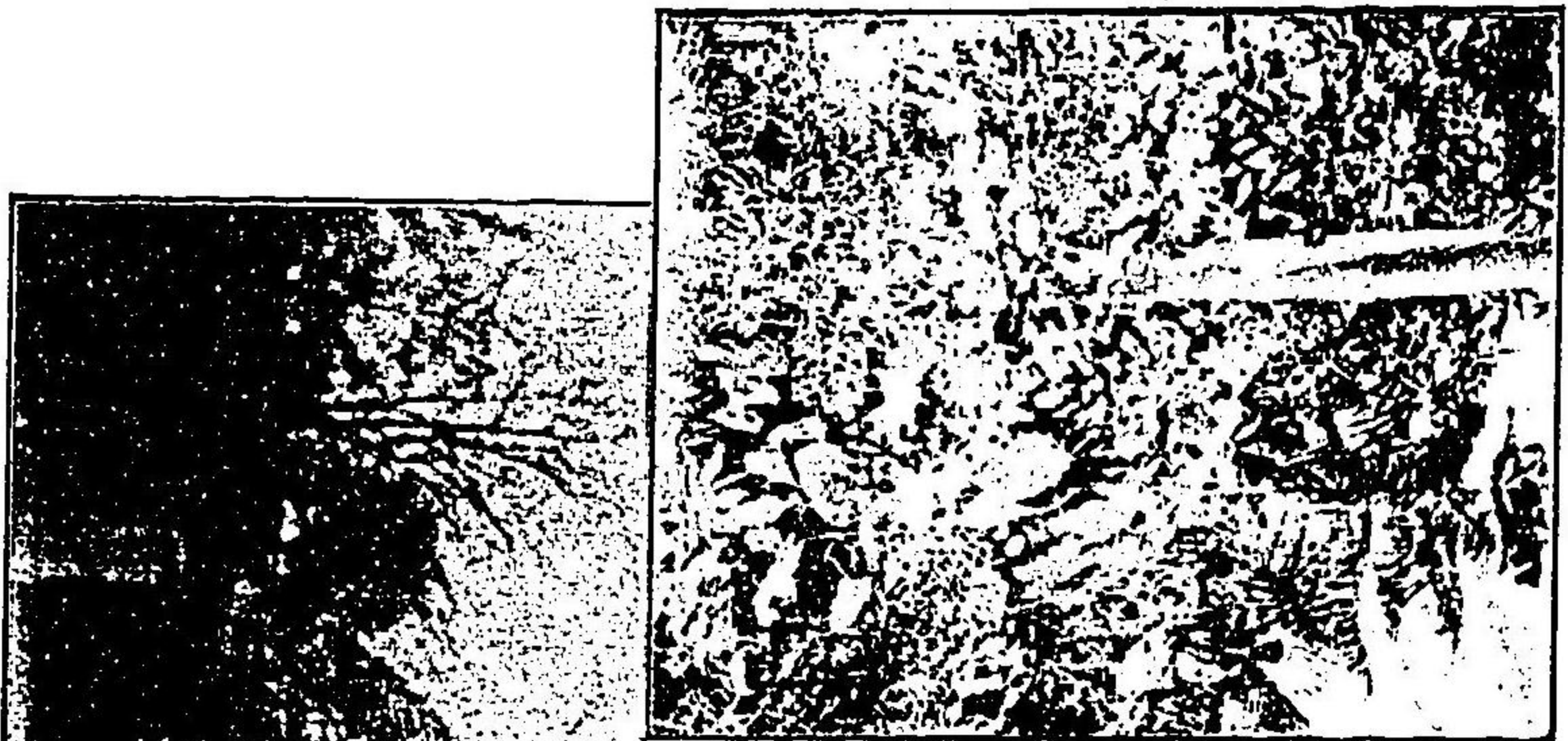
○東莊同業公所……………三八六
 ○在留日本人數……………三八九
 ○上海在留日本人營業案内……………三九〇
 以上



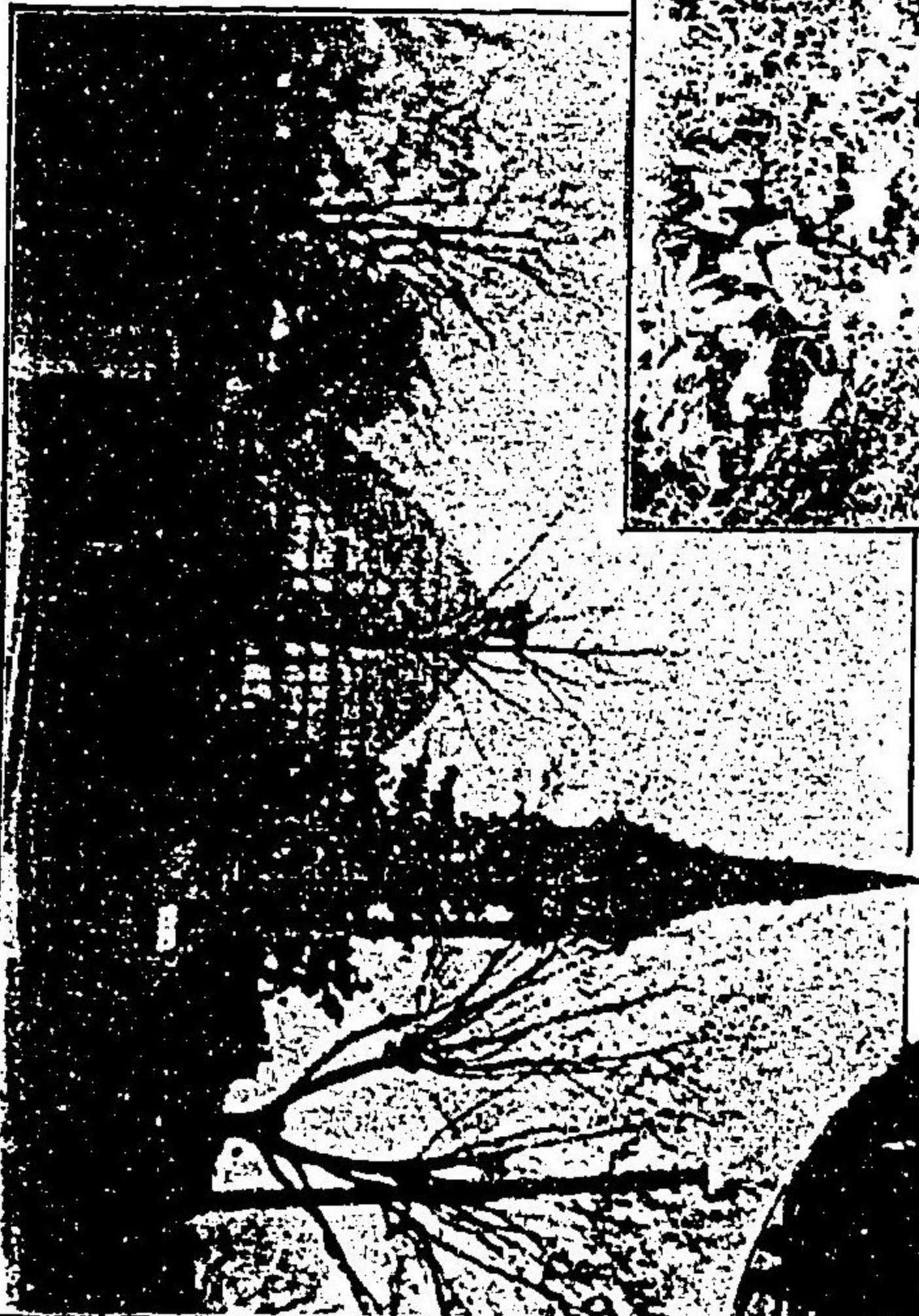
上海香港銀行を隔て、江
海北關を望む



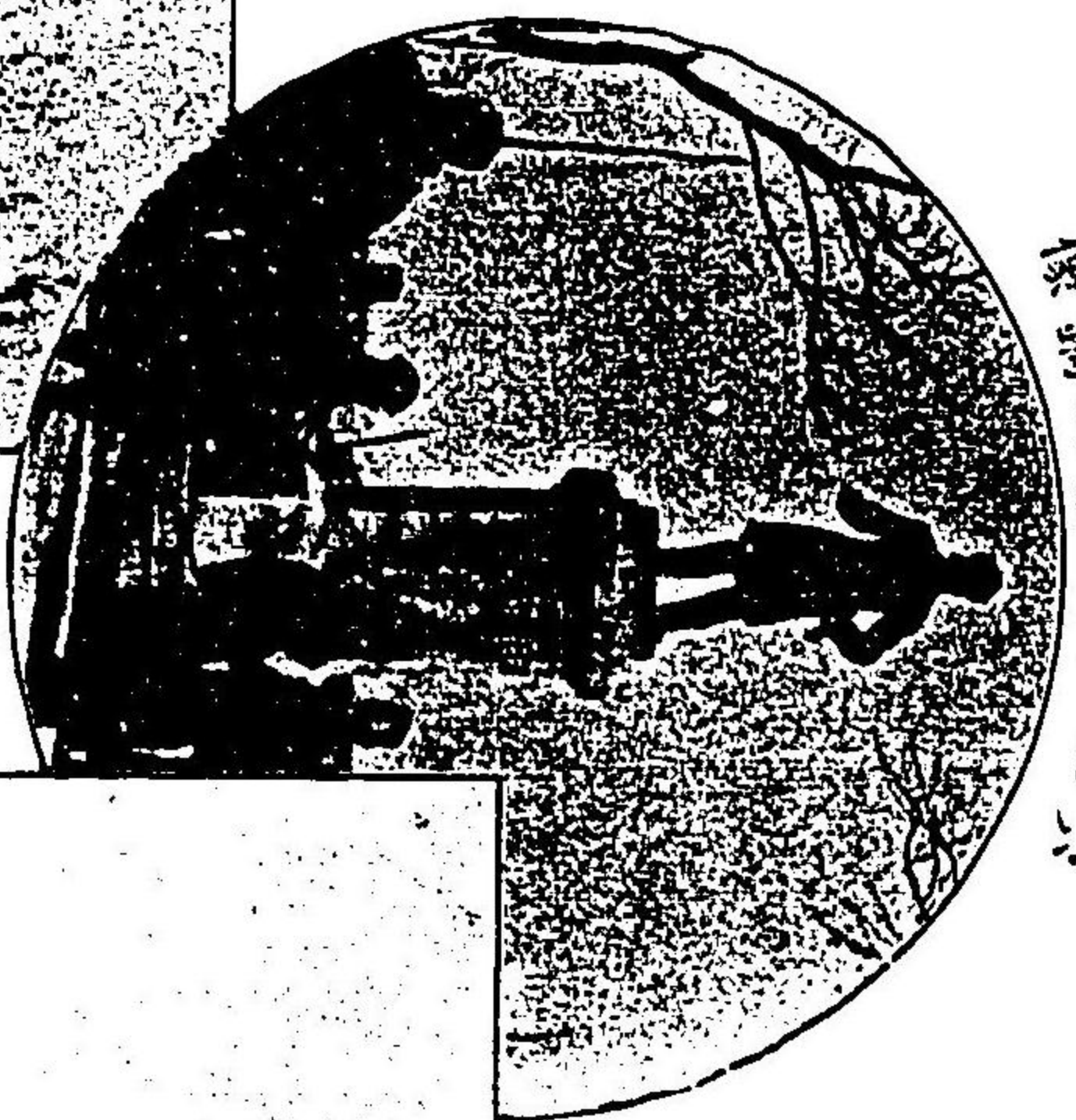
中央區より佛蘭西租界を望む



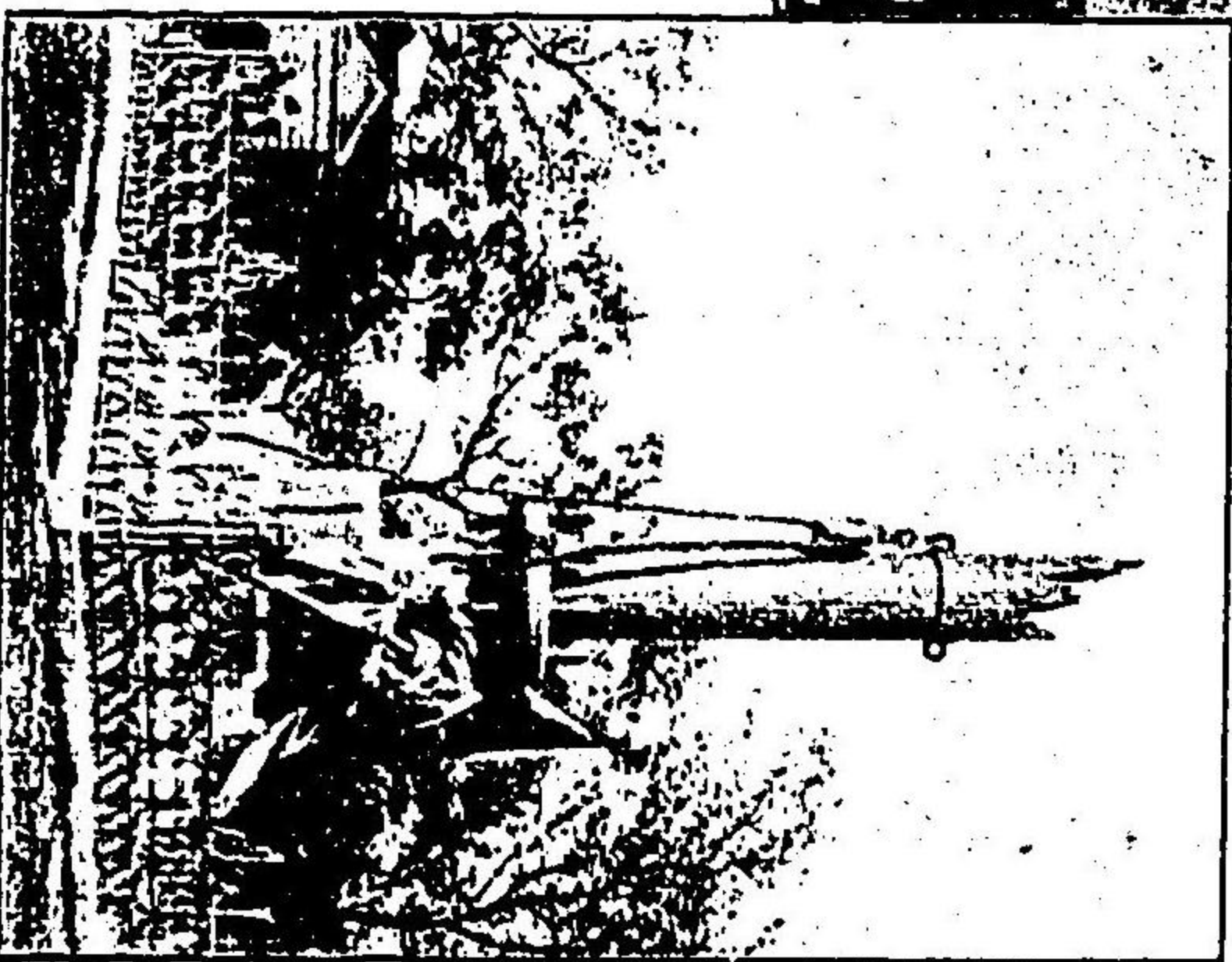
温泉の内景



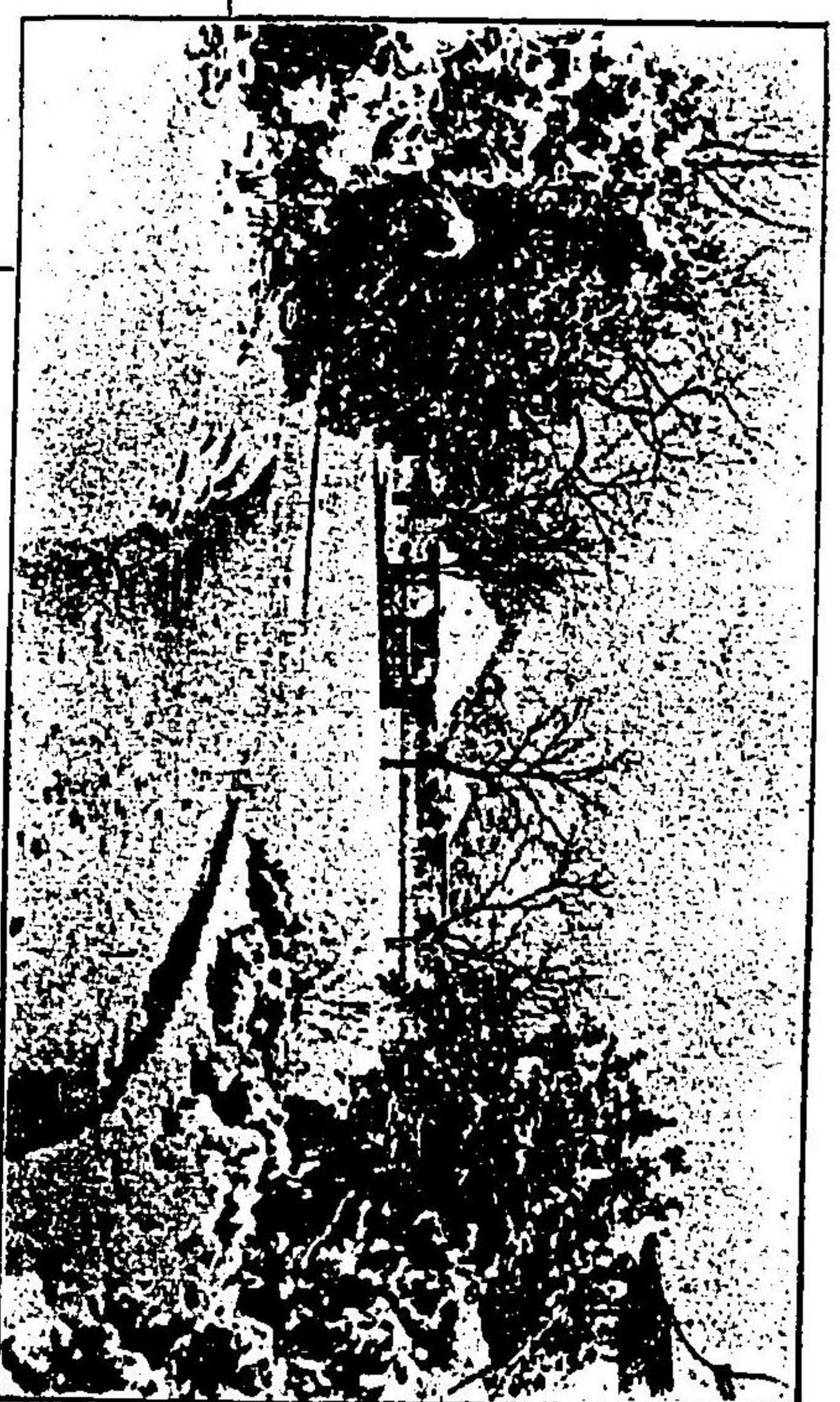
室温と塔念紀一リガーヤ



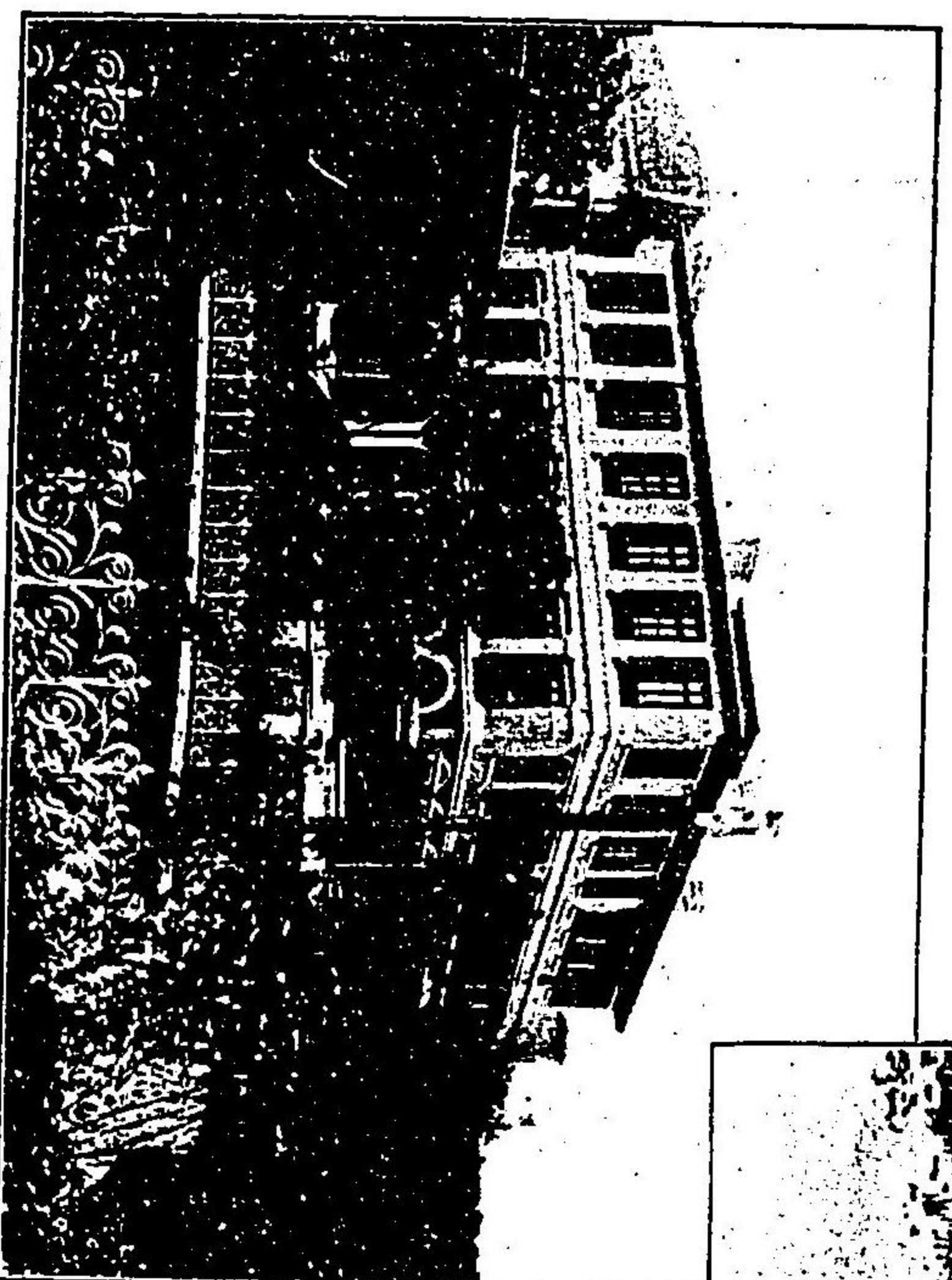
像銅の卵スターバ



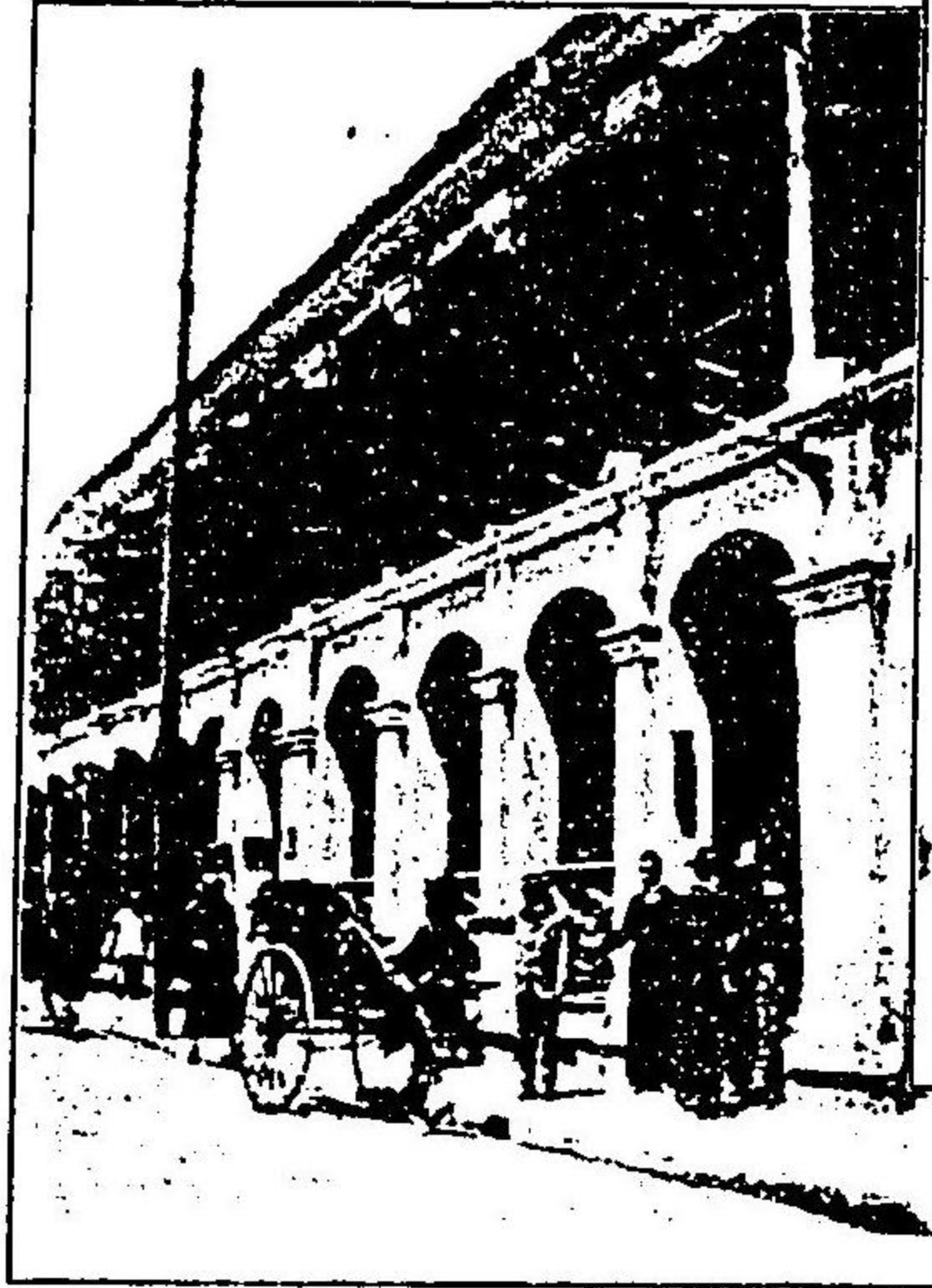
獨艦イルチス號の記念碑



雪の公園



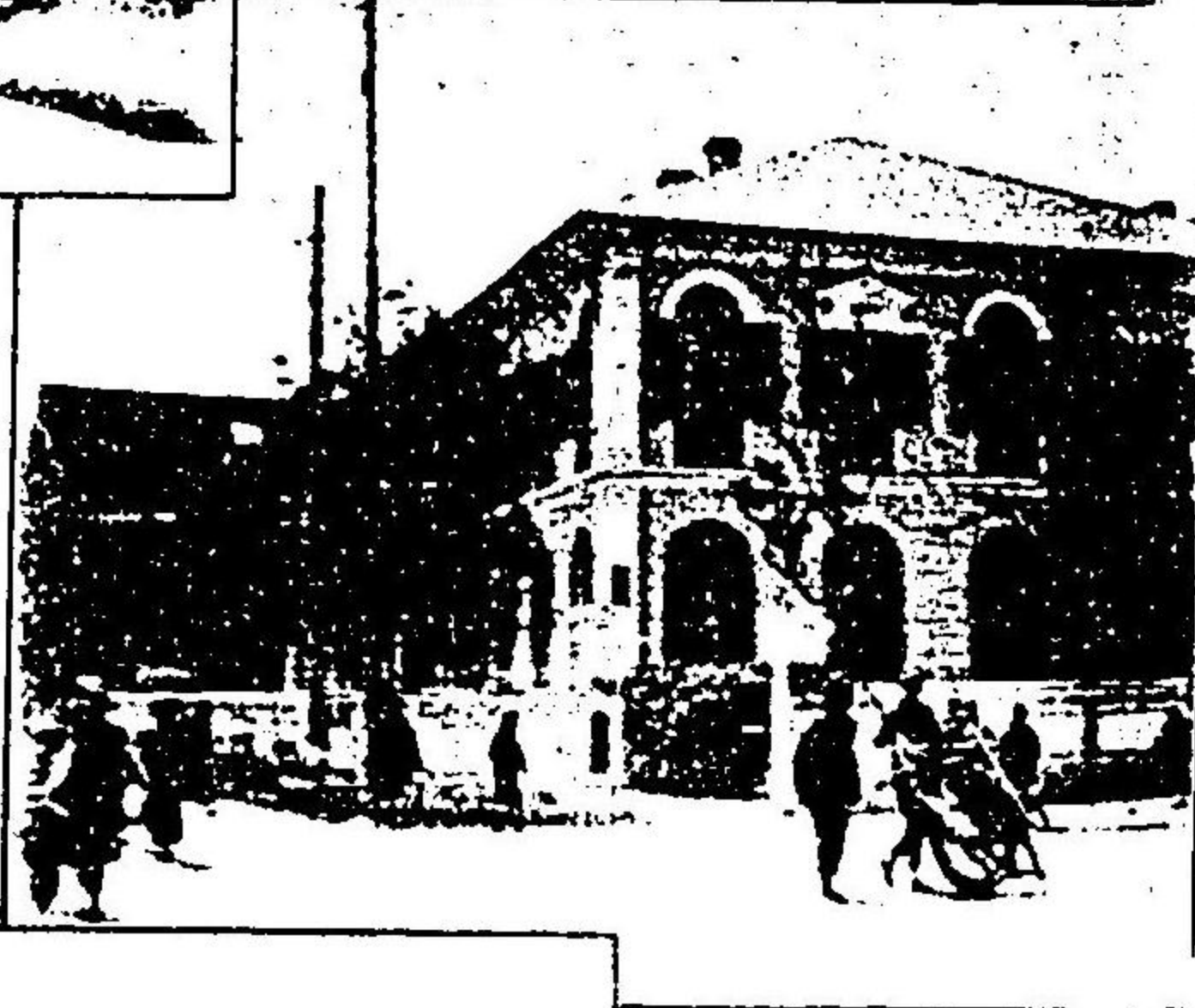
公團より正金銀行支店を望む



中井洋行



三井中の建築



大阪商船會社支店

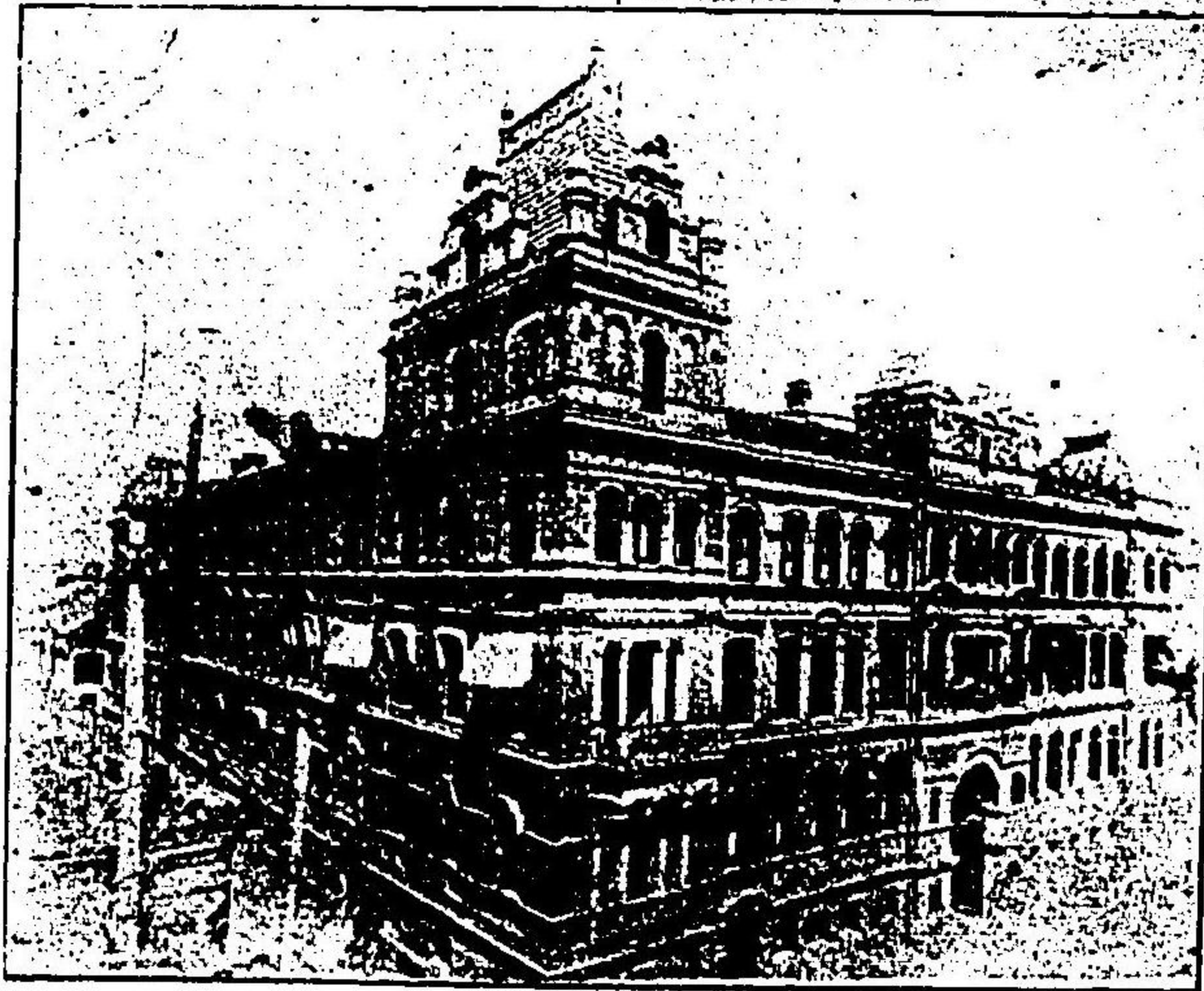


大東汽船會社

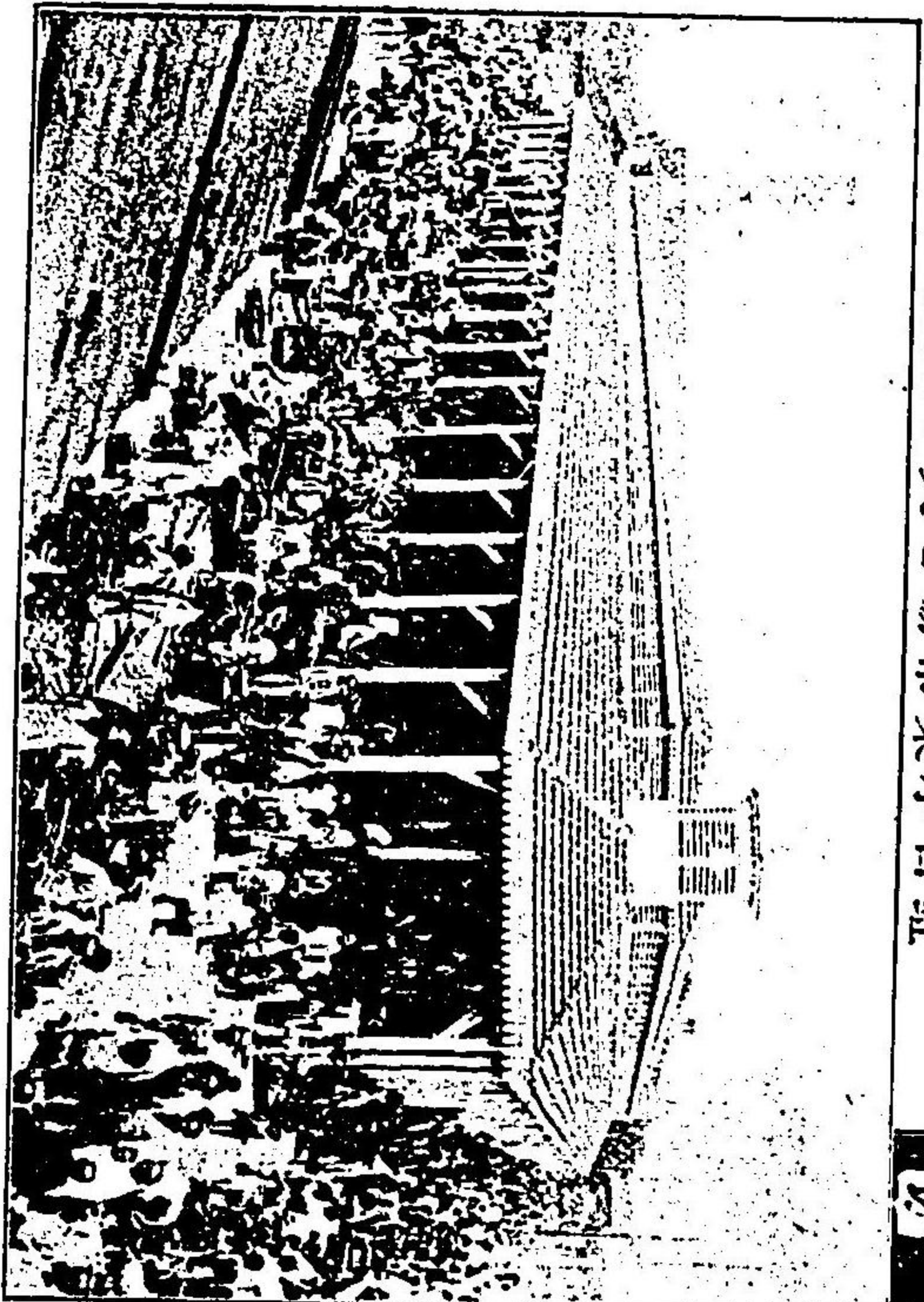


查巡馬騎

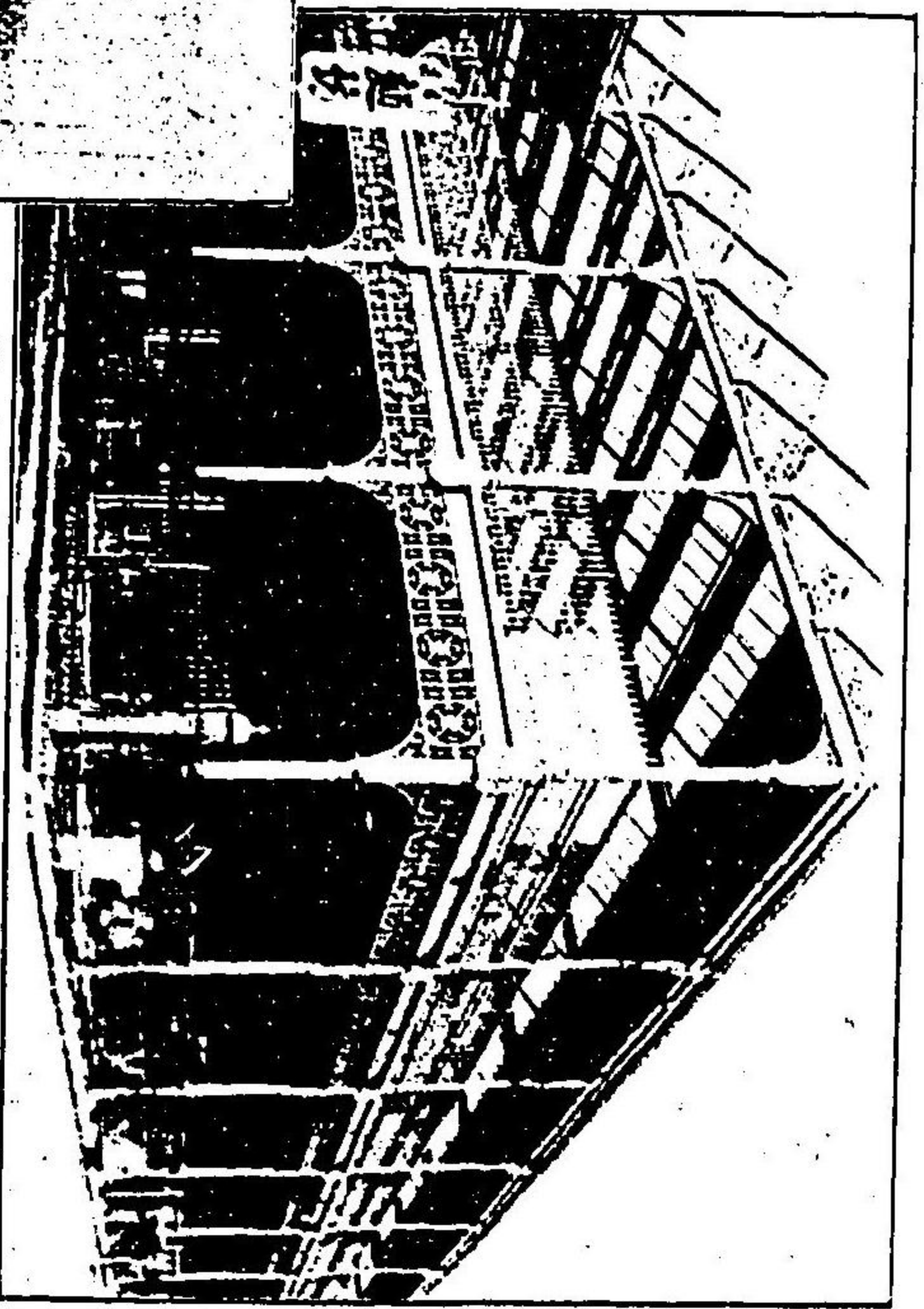
所屯防消央中



老捕巡房

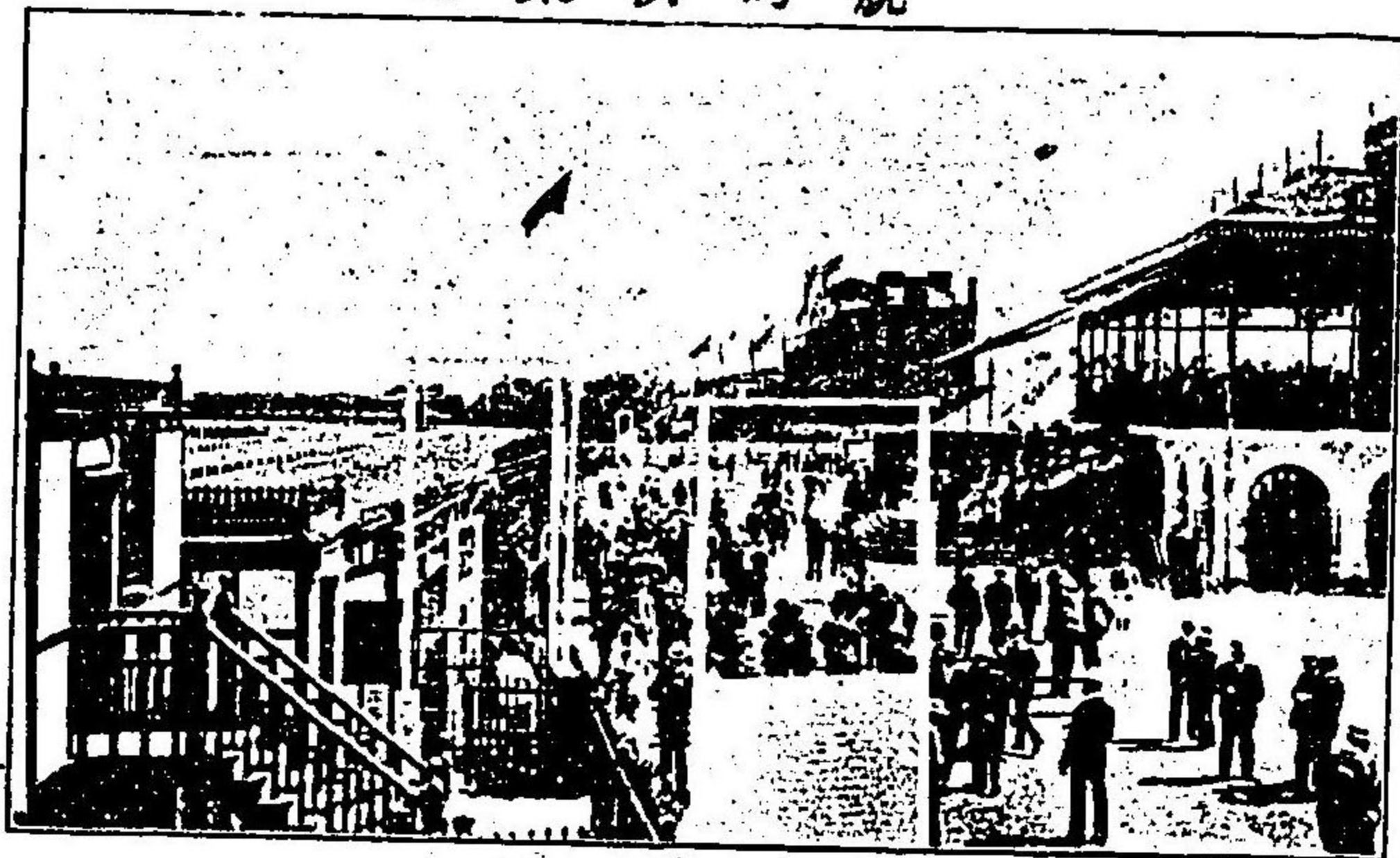


臺見の火と場市菜小口虹

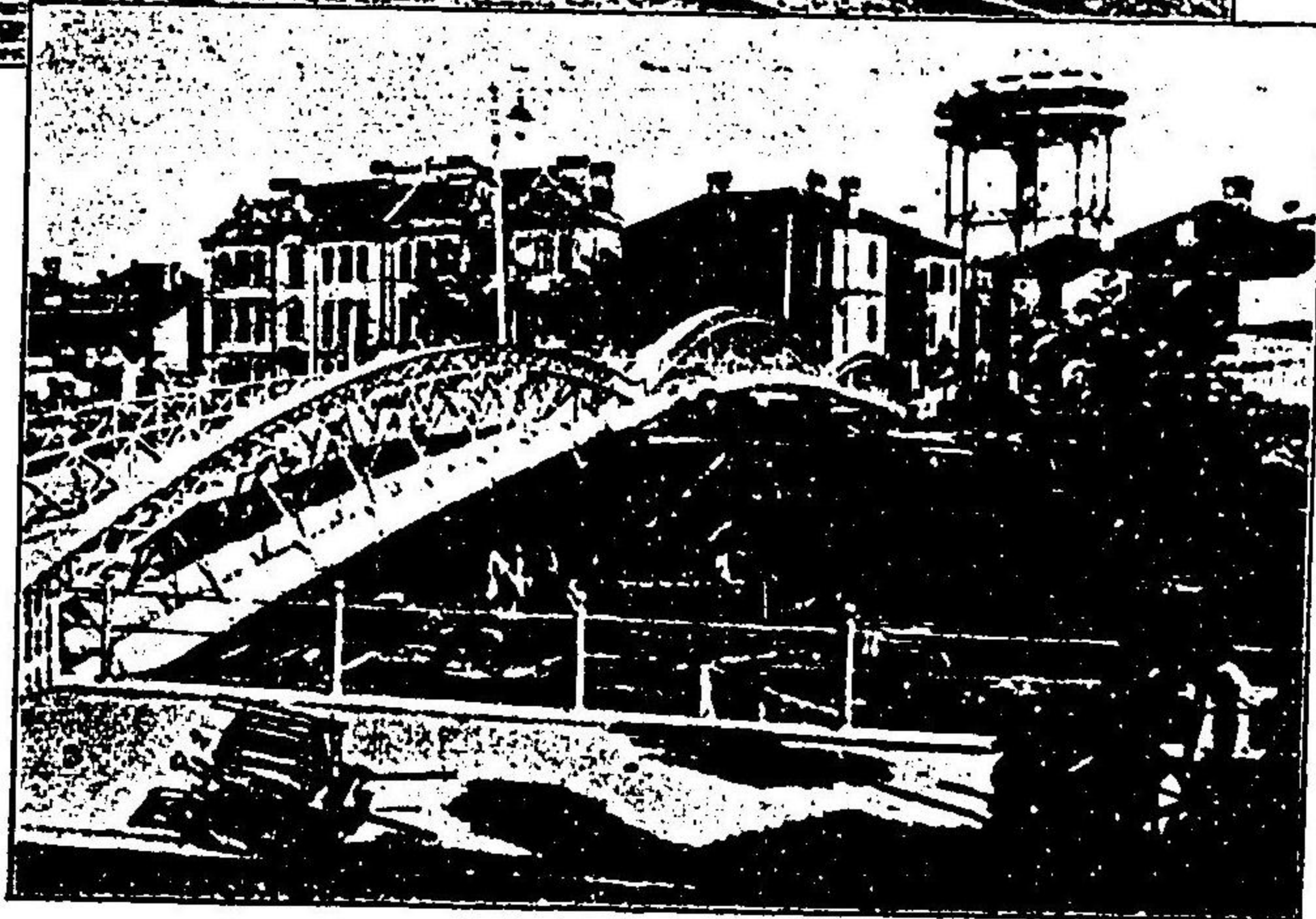


景光の後市終場市菜小路江九

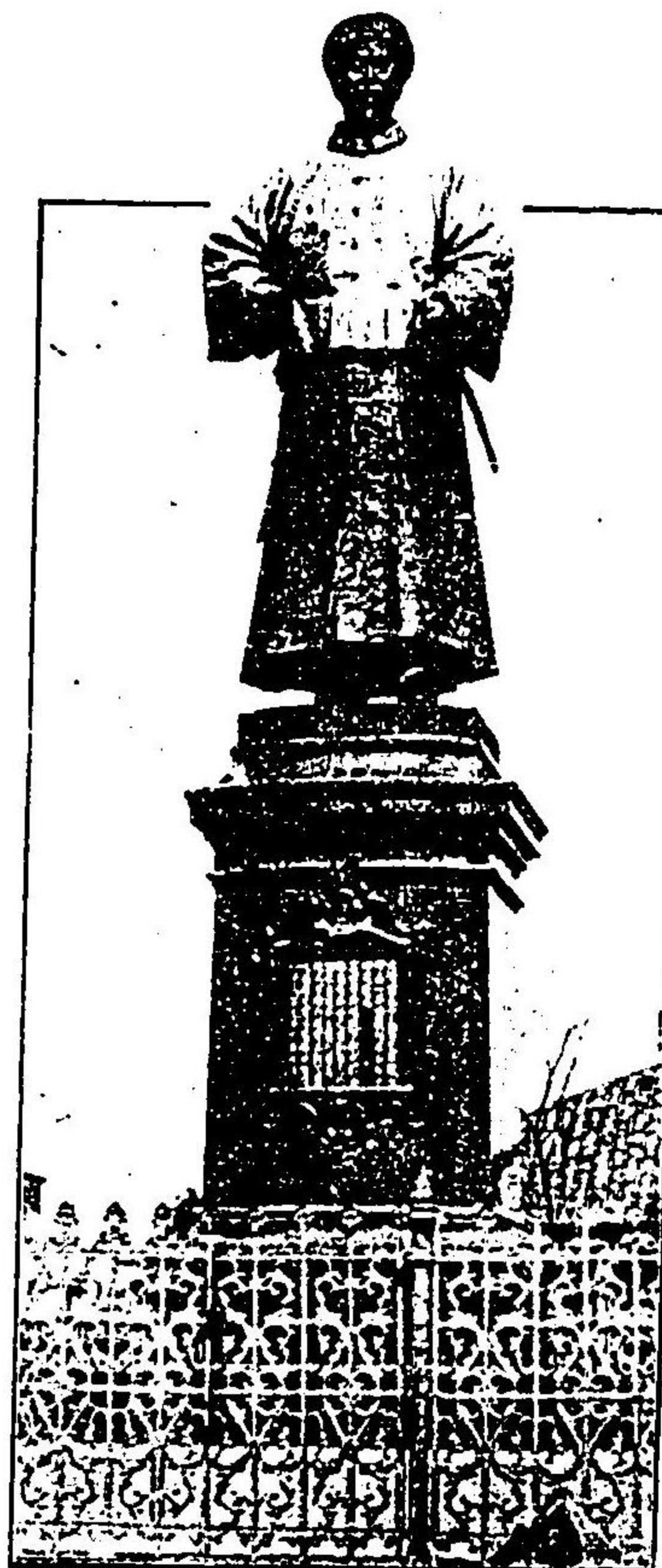
競馬俱樂部



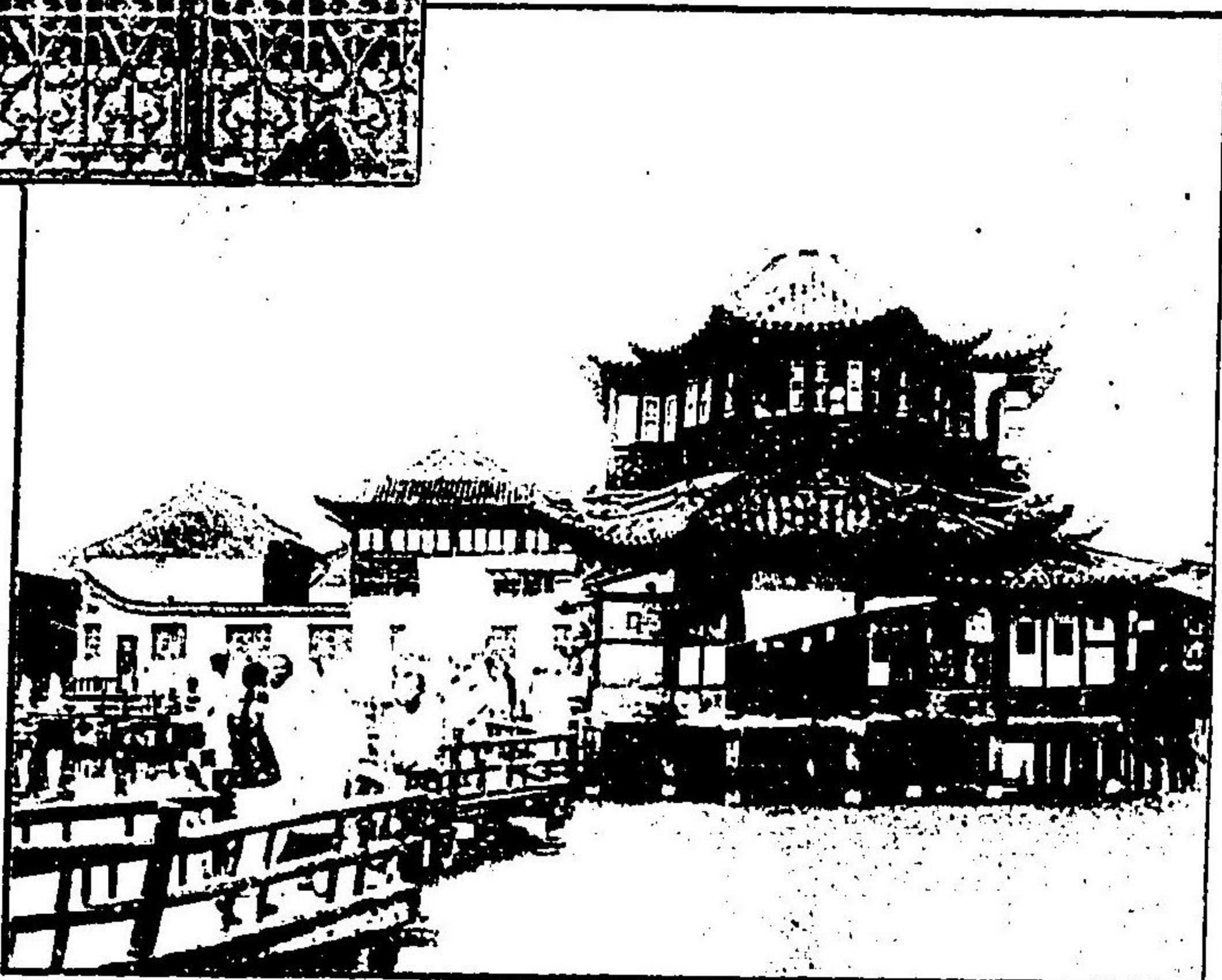
上海停車場



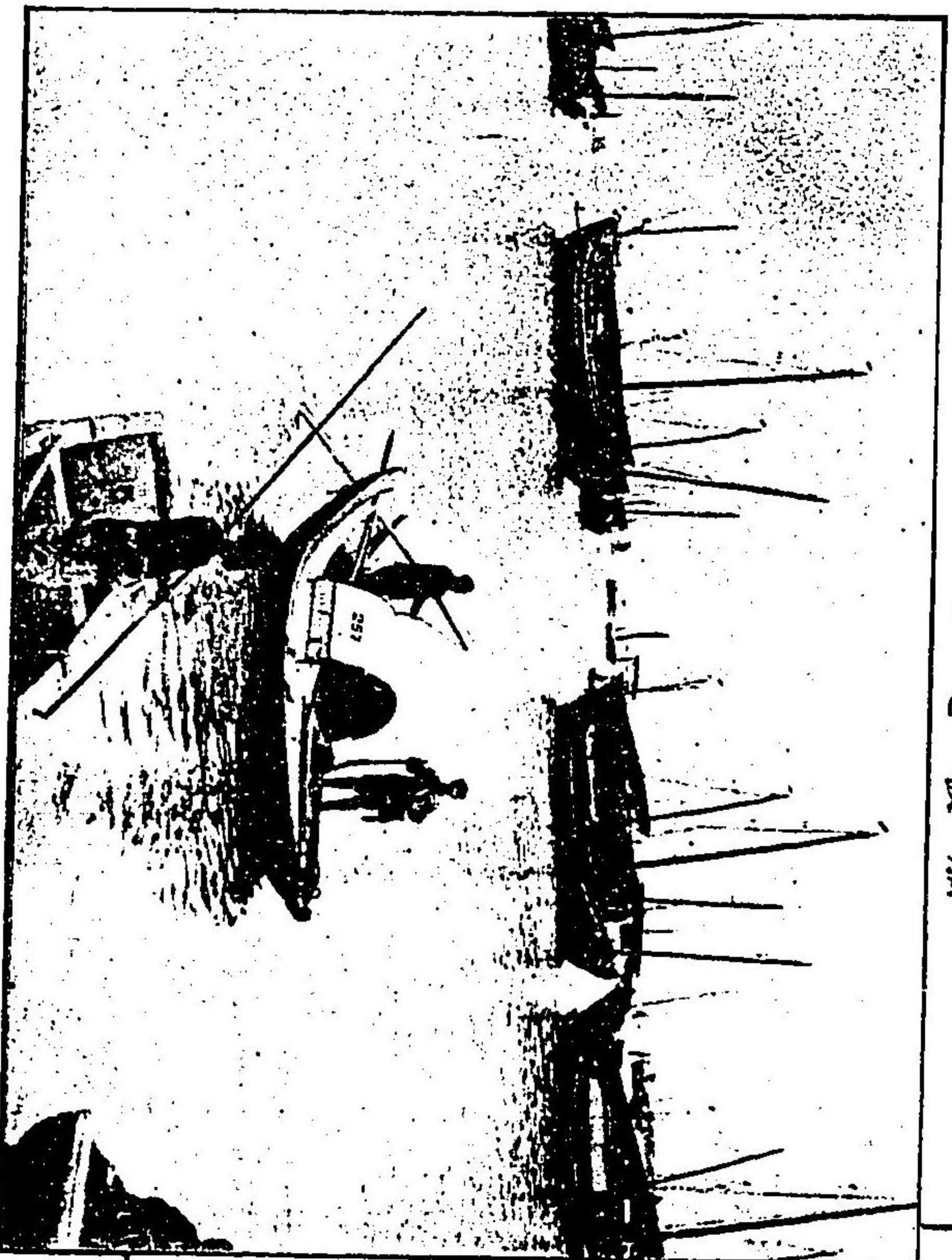
水の道



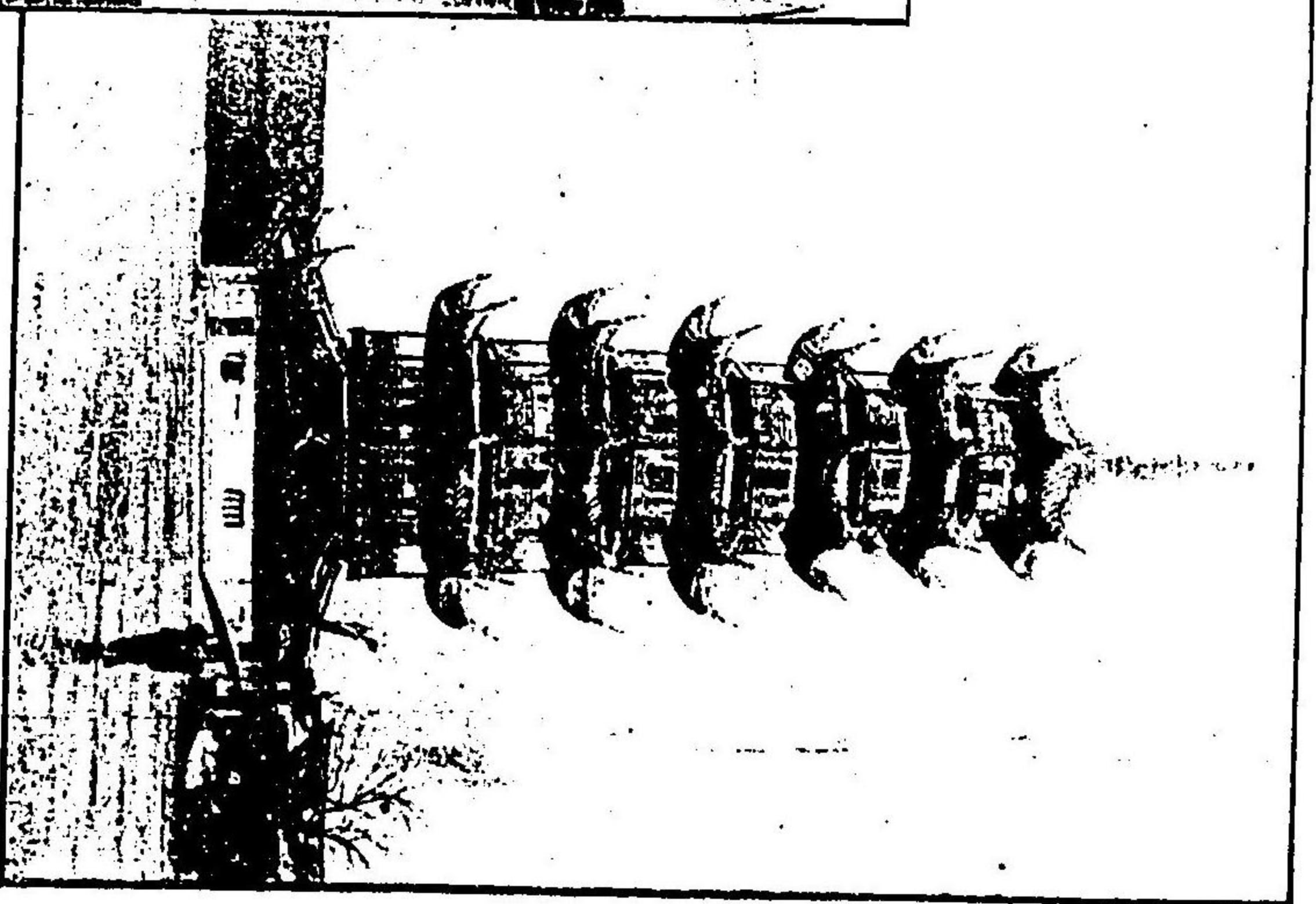
李鴻章の銅像



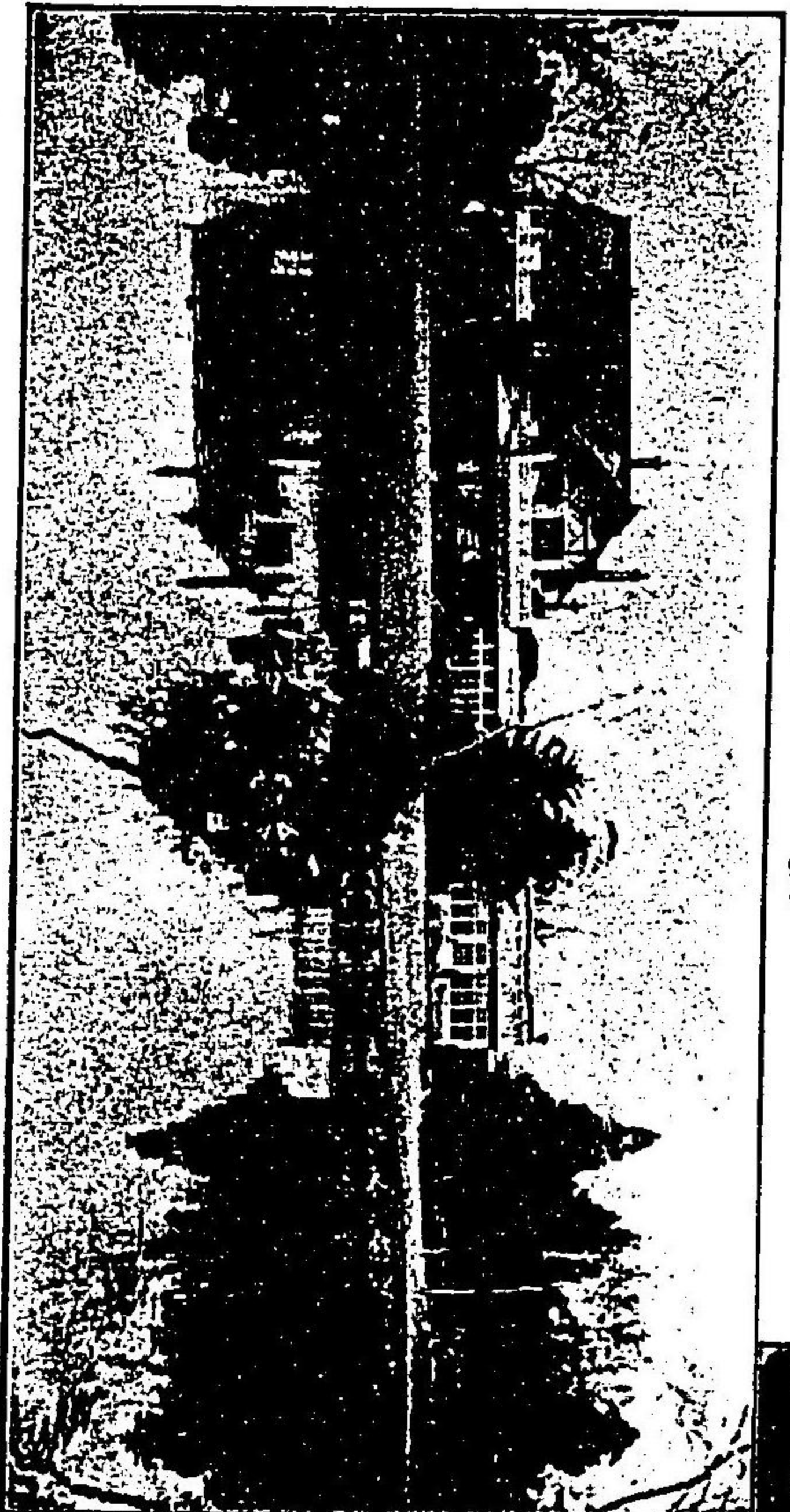
湖心亭



クンヤチと板船



龍華寺の塔と美人



園 張



園 張

賣 臉 脂



女 優

廣書



廣書

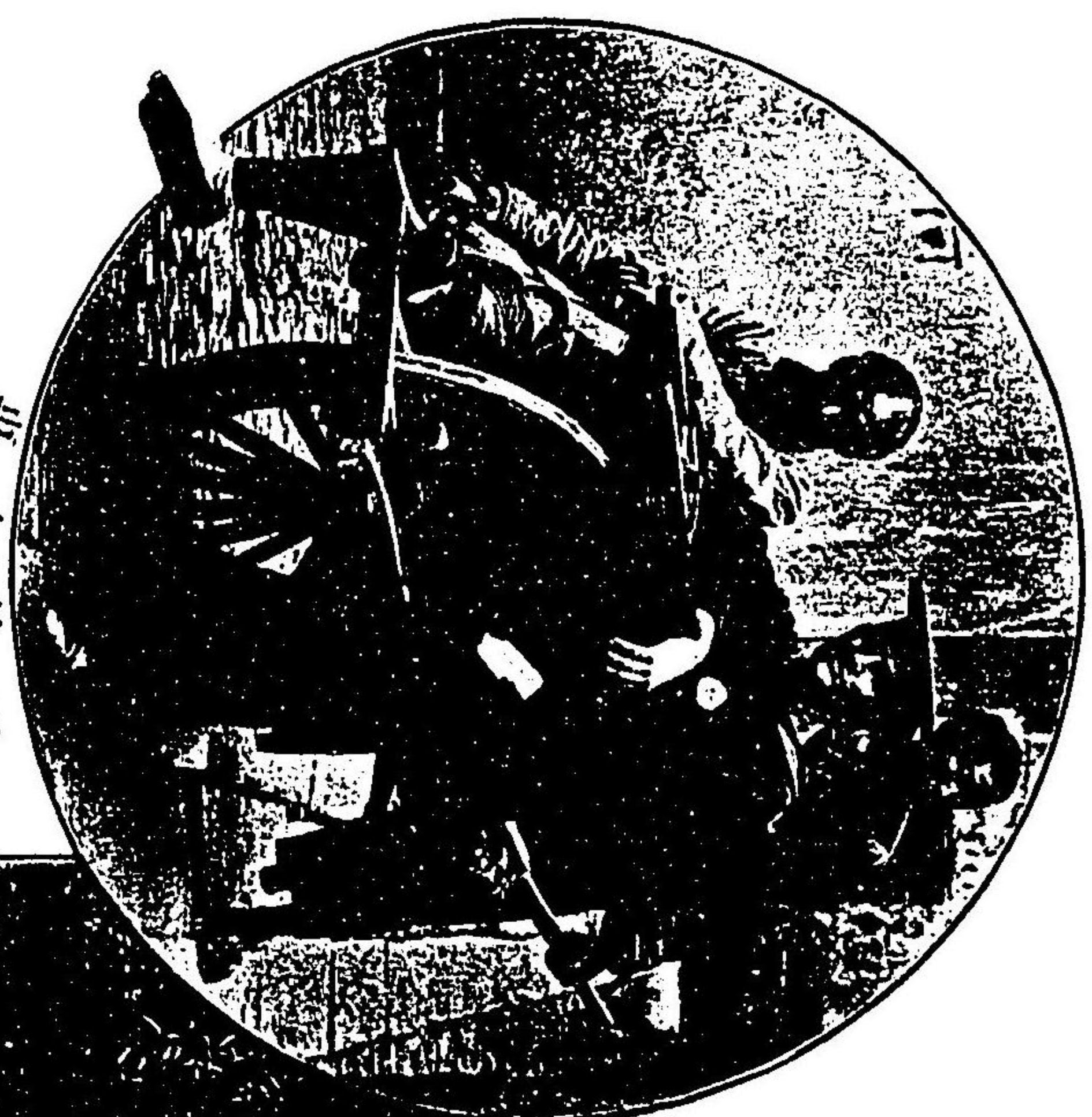


長三公二





悠哉水牛の心事



一輪小車

上海

長江客漁編



マ○ロ○ロ○ロ○は○ニ○ス○の○
緒
亞の大陸を横断して蒙古の朝廷に詣り、大可汗忽必烈(後ち元の世祖皇帝)に仕ふること十有七年、其獻者する所機宜に適し、歴官して樞密副使に至る、宋の文大祥執へられて燕京に到るの日、與に立國の大義を論じて少しく回まされたる元の宰相孛羅は其人なり。

後ち冠を履に換へ、金陵姑蘇錢塘を歴游し、廣東に到り五百羅漢寺に自己の塑像を加へて本國に還る、快男兒身世の磊磊たる轉た欽羨に堪へざる所のものあり。

彼れ常に東方踏破の快事を回想し、人に語るに及んでや則ち忽必烈汗の勢力を以てするも尙服屬せしむる能はざる富強國の東方にあることを以てす、彼れ歐洲より亞細亞を通じて概觀せしに當時比較的に歐洲各都市の盛宏ならざるに際し、始めて支那南部の都會繁昌を見るに及んで其富貴に驚けり、而か

も此以東にジバング(日本國)なる強國あることを知ると雖も、終に彼れは見舞ふことの機會を得ずして去れり、然れども彼れの英靈の精氣は磅礴として、ビレニ―山南を掩ひ、西するものは無前の偉勳を建てたる閩龍となり、東するものは西歐諸國の商船隊となる、就中英國東印度會社の攻伐商船隊の如きは威風堂々四海を歴し來り、初めて廣東に顯れたるは、明の崇禎十年即ち一千六百三十七年にして、マルコポローの廣東を去りし後ち三百三十四年のことなりとす、是れ皆東方富強のジバングと交通を開始せんとせしものに外ならずと雖も、若し得べくんば、其領土を海外に得んと欲したるは言を俟たざるなり、況んや其富みあるも其強なきに於ては、歐人の其國に對する政策一轉すべきは固より其所なり。

願みて明治三十九年五月二十七日の報告を見るに、彼れマルコポロー若し九泉の下に知るあらば、必ずや固よりなりと云うて首肯するならむ、快奚ぞ言ふべけんむや、斯かる盛世に遭遇する我同胞青年は其志今果して如何。

進めや進め九州は汝が祖先の領土ならずや、帝たり王たり汝が好む所、侯たり伯たり汝の欲する所とは往昔健兒等が腕を扼して語る所ならずや、半夜神定りて往事を回顧すれば、事狂に近しと雖も當時年少の士が意氣の軒昂せる傍ら人なきが如し、朝に アウグスチヌス Augustus レイナム Raymond マーガリー Margary の風を聞て暮に征途

に上る林西沖の畫實に幾十人、而して今や寂として聞くものなし、豈祁連山南の地を小とせんや、轉た今昔の感に堪へず、凡そ血氣あるものは興國の業に励めざるべからざるなり。

然らば今日の支那てふものは優游の議を許すべき秋ならず、嘗ては門戸開放と云ひ、勢力範圍と稱し、門戸開放者は安全を主張し、勢力範圍者は分割を主張するも、二者共に燥熱の言に屬し、今は既に實行の期に入れり、其の中央政府の孱弱なるは既に世界に暴露せられ、今日の勢は手を束ねて命を外國に聞くより外、策の出づべきなきは識者を待たずして知る所なり、庚午以降海關を抵當とする外債は幸ひに赫德氏に依りて處理せられ、僅かに其安を得るも、其他外國人の事業投資は暗黒の間に處理せられ、又中央政府の諸般改革に要する新事業費は今後多々倍々費款の加ふべきは必然の勢ひにして、等としく之れを各省の督撫に需めざるを得ず、督撫も亦其管内に於ける改革に關する新事業費を要するを以て、勢ひ各種の税を誅求すより他策なきも其誅求すべきものなきを如何せん、此に於て政府督撫交も威信を失ふに至りては終に革運の聲を高め來るべきや必せり。

而かも此輩標して扶清滅洋と云ふ、何ぞ知らん扶洋滅清の反對なる結果を生せんことを、抑扶清滅洋とは何ぞや釋きて之れを利權回復と云ふ、利權回復とは何ぞや、曩きに許可せし所の鐵道に鑛山に工業に製造に一に是れを支那人の手に收め、輸入貿易品は自國に製して自から辨すと云ふにあり、其

恐の及ぶ可からざる抱腹の外なし。

抑々外國人が大膽にも、鐵道に鑛山に其資を投じて經營するも、支那に於ては保護の擔保なし、換言すれば苦辛慘憺の結果、得たる所の讓與特權も支那に於ては保護すべきの實力は皆無なり、然れども既に巨額の資本を投じたる不動産等の多々ある場所に於て一旦急あらむか非常手段に依りて保護せざるを得ず。

由來此の如き擔保なきの邦國は、國運の改革と外部の壓力と相踈て實行するより他策なきは青史の照らす所、亦編者兒孩の時より遭遇する所、是將た世の革運に際して亦免るべからざる所、故に支那も即今の如き曖昧なる状態の下に永く在ること時勢の許さざる所なり、此時に方りて陳腐の一議論に凹まざる大小字羅の必要を感じること極めて多し有爲青年諸氏自愛せよ。

○上海國

想ふに近き將來に於て禹跡神州に世界共通の上海國なるもの、初建せらるゝを見ん、業に近くは公共租界行政の發達、商業機關の具備、時勢の必要に促さるゝ諸工業の漸次勃興せんとすあり、江南の富を一團とせる金陵蘇杭を連ぬる鐵路あり、其前途の多望多事なる眞とに以て侮るべからざるの資質を

具有せり、遠くは即ち人種の混血風俗及生活の親和是れなり、事斯に臻れば渾然たる上海國は徐ろに其冠冕を備へ了らんとするは、暇々手たる零下の士と雖も首肯せらるゝならむ。

況んや建國の實體は業に已に成就し了れり、試に思へ二十有八種の國籍を有する人民と、二十三省の支那黎民と、其他あらゆる世界の人種を含有し、十有四ヶ國の領事を駐劄せしむる上海なるものは數十年前より純然たる共和政體を形成せり、則ち何れの國籍を問はず、何れの人種を論せず、一定の家屋に住居し其職業あるものは、選舉の權を與へられ、是等の選舉者より選出せられたる行政委員の中より互選せられたるもの即ち工部局總辦にして此委員に頼りて上海の安寧秩序は維持せらるゝ、其行政たる簡單にして機宜に適し、煩苛の税法存するなく而して民其堵に安んずるを以て租界の膨脹は日に月に擴大せり。

今より二十餘年前までは、英米佛の三租界は、明瞭に區畫せられ其發展は、各々其區域の要部に止まりしも、時勢の要求は、英米二租界をして一途の制度に歸せしめ、更に公共租界と改稱して一層の開放主義を取り、今は單に地圖上の區域に止れり、吾人の所謂る上海なるものは、此二租界即ち公共租界を唱ふるものにして、則ち上海の繁榮は専ら此公共租界に其精華を發展しつつありと言ふも、豈遲疑するものあらむや。

翻て佛蘭西租界を願れば、南は上海縣城及南市に接し、北は洋涇濱の小河を隔て、公共租界の中央區(舊時は單に英租界と稱す)に連り極めて形勝の地を擁するも、依然として故態を改めざりしことに二十年、然れども最近數年以來漸く活機を帯び來れり、而して上海の黃浦江の下流に沿ふて、發展しつゝあるが爲めに、今は最後の位置に列せざるを得ざる情勢に至りしと雖も、吾人をして忌憚なく言はしめば或は佛國現代の國情を機微の間に窺らし來りたるものか、然れども近來雲貴方面の擲手より突入し來る狀は大いに見るべきものと共に上海に於ては漸く活動し來れるを見る、されば近き將來に於て租界合同の如きは、其機の熟すべきを疑はず。

而して此土に文明の天使を紹介し、文化の普及に力圖せんと欲せば、行政統一の準備より急なるはなし而して其第一着手として上海縣城の城壁を撤去すること天津城の如くならむことを、一日も速かに支那に向て要求せざるを得ず、支那も亦人道の爲めに其要求を容れて城壁を撤せんか、上海國と相隣り彼此其利害を同ふし、内憂外患共に同一の保護の下に入ることを得るを以て、勢ひ百般の施設をして同一軌に出づるに至らしむべきは固よりなり、即ち小は道路溝渠の改築となり坦々たる馬路は城の内外に通じて縱横馳驅するを得ん、大は則ち租界縣城相踈つて一大都會を形成し、南京路より浦東に達する上海大橋即ち建業紀念橋を架して浦東一帯を結び以て工場建築用地に供し、運河の開鑿を許し

て其繁盛を策し、水道、瓦斯、電燈、電話、電車、鐵道の利用を普く知るに至らしめば、其蒸民は則ち文明の賜賚を受くるものにして、共に上海縣城の發展せしより來れる幸福なり、されば支那は一擧手一投足の勞を費さずして文明開化の標本市街を建造し得るのみならず、其他百般の公共事業の遺憾なく發揮せられんには、此に生活する民族の幸福果して名狀すべからず。

今や公共租界に於ける施設は、年と共に完備し來り此に保有する公私の富即ち財産は日に月に充實す加ふるに支那人の増加に従ひ其富も亦巨額に達すべければ、如何にして完全なる保護を與へんかとは今後此國に於ける唯一の問題なりとす。

斯の如きの國情を齎らす所の上に置かるゝ上海の擔保は自由貿易港として經營し、吳淞一帶四方數十哩を畫して外郭に宛て防備區域とし、中外官民の責任に歸せしめ、永く平和にして貿易を隆昌ならしめ、國富を増進せしむることを策するは現下の急務に屬せり、亦支那をして隆盛ならしむるの捷徑たるべきを吾人は確信す。

○上海國語

國を形成するや國語なかるべからず、方今公共租界は英語を以て普通語とし、支那人間に於ては上海

語を以て普通語とす、固より將來に於けるも動かすべからざるや言を換たす、然れども現今使用する所の上海語なるものは、其實數種の混合語なり、而かも其多く混するものを寧波語とす、并は上海にありて貿易に従事するものは寧波人多くして而かも上流に位のするを以て各方面に傳播するに至る、之れに反して上海人は城内に閉居するもの多く、爲めに純粹の上海語なるものは使用の區域廣からず、且つ寧波語に通ずるものは上海語を解するを得、上海語を解するものは寧波語を解するに難からざるを以て、今後は寧波語を學ぶの必要あらむ、されば寧波上海を通じて使用し得る言辭を以て一つの國語を成形し、少なくとも江蘇浙江二省に通せしめんことを要す、試みに公共租界内に於ける江蘇浙江二省人の多寡を見るに、

| | | |
|-----|----------------------|---------------------|
| 地方 | 一九〇五年 | 一八八五年 |
| 江蘇省 | 一六九、〇〇〇 ^人 | 三九、六〇四 ^人 |
| 浙江省 | 一三四、〇三三 | 四一、三〇六 |

而かも江蘇は各地の人にして、浙江は寧波府管の人多し、故に現時の上海語が寧波語に傾くも偶然にあらざるなり。

由來支那は一郷に一郷の風俗あり、一府は一府の言語あり、斯の如き散漫の言語ゆるは既に立國の要

素を失ふものにして漸次二三種の語に統一せずばあるべからざるなり。

而して互市場に於て外國人に接近する支那人は支那英語即ち Pidgin-English なるものありて之れを使用す此語簡單にして下層の社會無學の徒にありては頗る便とす、又漸次眞正の英語に遷るべき階梯なり、固より無教育者の使用するものなれば多少の缺點あるべきは理の然らしむる所亦深くとがむべきにあらす、今 Darwent 氏著 Shanghai a Handbook For Travellers and Residents. 中に於ける支那英語の一節を掲載して参考に資せんとす。

支那英語 Pidgin-English. の根源に關しては、ハンター氏 (Hunter) 著、フアンク、アット、廣東 (The Language at Canton.) に記載する所に依れば、元と廣東に於て起れり、其初め歐人に支那語を教授する支那人は斬首の嚴刑に處せらるゝを以て、相互に其國語を學ぶ能はざりしゆゑに、敏捷なる支那人等は、半洋半支那の言語を漸次習得し、文法にも會話にも關せず單に自國流の單綴字を駢列せる言語を成すに臻れり、即ちピツデン、イングリッシュ是れなり。

此英語は特別の形式にして、他の外國語及び支那語の變化をも含有す、吾人が往々言ふ所の單に語尾に。を附せば、此特別言語を構成し得ると思考するは大なる誤謬にして、此は廣東に英國人の入る壹百年以前に於て葡萄牙の商賈が往來せし年代に始りしことは、此言語中葡語の變化せしものあるを見て知るを得べし、而かも英國人の踵を接するに至るや大多數の言語は英語より採用せられ

以て今日の Pidgin-English. を見るに疎れり。

抑々ピッチンはビジネス (Business) の轉訛にして乃ち商用英語の意なり、然れども頗る廣義に解釋せられて用ゐらるる例へば "This is a bad business. を This b'long very bad pidgin. と言ふが如く、又コンプレートル (Compradore.) なる語は元と葡萄牙語のコンプリ Comprador 即ち買ふと云ふ字より來たり、ヂヨツス (Joss) はヂナス (Dios) 即ち神なる字より來たり、マスキ (Marskee) は葡語のマスク (Masque) 即ち構はぬと云ふ語より來り、ヂヤンク Junk, 亦葡語に出づ其他 Tiffin, Lunch, Godown, Warehouse, Lac, Coolie, Chit. の如きも亦同一の源に出づ。

又此言語中には多數の支那語を混入す、例へば書出し、印章、請取、等の意あるチヨツプ Chop は支那語の Chio (照) の變化よりしチヤチ Chow 即ち吃も亦同じく、カムシヨは金色沙の意あるが如し。上海に初めて來る外國人の、支那人と會談するや、先づ普通の英語にて談話を爲し、其了解せざるを見るときは、始めて此似而非英語を用ゆべし、何となれば前者を解する支那人は、後者を用ゆる外國人を輕侮するの傾きあればなり。

一般の方則、文章の目的格を第一に置き代名詞は單に主格の場合のみ用ゆべし、"talkee he" は "tell him" と知るべし、"re" の代りに "my" を用ひ、文法に拘泥することなく、語尾の變化を省き總て單綴字を用ゆるを要す。

今一般に使用する支那英語の大要を左に掲ぐ。

| | PIDGIN ENGLISH. | PROPER ENGLISH. |
|----|-------------------------------|--|
| 英 | Can do | That will do. |
| 語 | No can do | That will not do. |
| | What man? | Who is that (or it)? |
| | What thing? | What is that? |
| | That b'long more better | That is better. |
| | Talkee my | Tell me. |
| | Talkee he | Tell him. |
| | Pay my | Give me that. |
| | My no wanchee | I don't want it. |
| | My no savvy | I don't understand. |
| | You savvy? | Do you understand. |
| | That side | There. |
| | This side | Here. |
| | Talkee my | Please let me know. |
| | What side? | Where is it? |
| | What side calchee? | Where is that from? |
| | What Time? | What o'clock is it? |
| | My no savvy | I don't know. |
| | What thing this b'long? | Can you tell me what this is? |
| | You look see talkee my | Go and see, and come back and tell me. |
| 十一 | No b'long poper (proper) ... | That won't do. |
| | Come chop chop !..... | Come at once. |
| | Man man man man | What a bit. |
| | Auss auss | Be quick. |
| | No can do | Stop that. |
| | Marskee | Never mind. |

會話二則

AT A CHINESE HOTEL.

支那旅館

會話

- A. Ah, an hotel! this is a Chinese hotel? 甲 あ——仕官行臺! —客棧?
- B. Room have got? 乙 部屋がある? ね
- A. Have got. How many piece you wanchee? 甲 有个——幾間御入用です?
- B. Three piece can do. 乙 さうさ三間あればよいのだ。
- A. Presnt time topside two piece bottomside one piece. S'pose you wanchee stop long time, tomorrow topside bottom have got room. 甲 只今は樓上に二間、樓下一間あります。長く御滞在です? —明日になれば下にも上にもあきます!
- B. Marskee, pay my look see room. 乙 さうかそれなればよろしい見せて呉れ。
- A. Pay this gentleman look see number 5 room. 甲 これ々々珍文漢! — 此且那樣を五番の御部屋へ御連れ申して御覽に入れよ。(と客棧の主人が召使ひに命じければ珍文漢は案内して)
- B. This room. 乙 この御部屋でござり升。
- A. Oh this b'long more better my think. 甲 云——是れは思ふたよりはよい。
- B. Bed b'long number one. 乙 寢臺も清潔に致して御ざり升。
- A. Can do, my stop this side, sendee my cargo. 甲 よし。これなれば泊ります私の荷物を運び呉れ!
- B. Pay my hot water. 乙 直ぐ開水(熱水)を持て来い。
- A. Yes, nother pidgon you wanchee? 甲 承知致しました。外に御用は御座りませんか。(と何事も用事を一度にしてはたらかぬ工夫をす)
- B. Talkee shopman my supper. 乙 夕飯の支度をすくせよ。
- A. What fashion you wanchee. 甲 御望みは御座い升?

十三

- This b'long my This is mine.
- That b'long bad pidgin That is a bad job.
- Pidgin Business (or any kind of affair.)
- Joss pidgin Religion. 英
- Mas'r have got? Is Mr. *Chin chin* at home? 話
- Missisry have got Is Mrs. *Wang wang* at home?
- No have got He (or she) is not at home.
- Can do? Can you do this for me?
- What fashion no can? Why not?
- This b'long number one This is very good.
- Whanchee all same I want it too.
- Go topside Go upstairs.
- Go bottomside or downside ... Go downstaires.
- Talkee he come this side Tell him to come back.
- Talkee come morning time ... Tell him to come in the morning.
- Talkee true? Do you mean it?
- What fashion? What do you mean by that?
- Bime bye Aftwards (by-and-byc).
- Bime bye makee pay I will pay you later.
- My too muchee fear make rain. I am afraid it is going to rain.
- Too muchee trouble pidgin ... I don't want to do this.
- Bobbery Bather; to find fault with.
- S'pose you no can do, must ... If you cannot do it,
- catchee 'nother man I must get some one else. 十二
- S'pose no do, my makee largee } If you don't do this, you will
- bobbery } get into trouble.

- B. 乙 ヘイ——ヘイ——
- A. Pay you Kumshaw. 甲 酒手を おまへに少しやろう。
- B. Marskee, too many money. 乙 どう致しまして。 餘り多く御座い升。
- A. Marskee, marskee. 甲 ナニ——ナニ——

AT A JEWELL SHOP.

寶 玉 店

MY GO CITY, BUY SOMETHING.

城内の寶玉店へ行き。買物を！て来よう(とて新北門を入り城隍廟の後邊に到る道路に差しかゝりければ)

- A. Ah this is jewell shop. 甲 アー此れが寶玉店だ！
- B. Sir come inside have pidgon? 乙 イラツシヤイ——何の御買物？
- A. Pay my look see jewell. 甲 翡翠の細工品を見せて呉れ。
- B. This side have got jewell number one, please pay look. 乙 此に上等品が御座い升。御覽下さいませ。
- A. My no likee. 甲 此れは我れは好みません。
- B. This b'long more better one. 乙 されば是れは更に好いのです。
- A. How muchee? 甲 價は何程？
- B. Twelve dollor very cheap. 乙 是れは十二弗で御恰好の品物です。
- A. Too muchee dear, my can pay four dollor. 甲 餘り高値だ四弗にせよ。
- B. No muchee dear, that price b'long true. 乙 エエ——高價にはありません。眞實の一音堂に御座い升。
- A. My can pay half price. 甲 されば半値にせよ。
- B. S'pose cachee muchee piece can more cheap. 乙 澤山御買になれば、少々は値引致します。
- A. My no wanchee muchee. 甲 多く入用ではない。
- B. That price true b'long bottom-side, last time talkee, interest very cheap. 乙 此直段は、決着の値にて、手前共の利益は誠に薄ふござり升。

- B. Pay my red tea. Supper time cachee roast lobster more common food. 乙 紅茶を入れて来い。——夕飯には通常の菜の外に炒蝦仁(えびの油煮り)を添へてくれ。
- A. To-day cold, you no wanchee boiled pan? 甲 今日は少し寒く御座り升から火鍋子は如何で御ざい升？
- B. So fashion my wanchee. Cachee my wine. 乙 さうさ支那寄せ鍋は至極よい。酒も用意致して参れ。
- A. What fashion you wanchee? 甲 御酒は何がよろしうござい升？
- B. Chinese shao Hsing wine. 乙 紹興酒でよい！
- A. Tomorrow bring two piece newspaper come. 甲 明朝は新報を二種ばかり取りおけ。
- B. Sir, what paper you wanchee? 乙 何に新報がよろ敷ござい升？
- A. Sen-pao, chon-wai-le-pao, Shanghai-le-pao all right. What time takee breakfast? 甲 申報と中外と上海日報でよい。乙 何に新報がよろ敷ござい升？
- B. Breakfast takee ten o'clock, supper four o'clock or five o'clock. 乙 朝は十時。晩は四時五時頃で御座い升。
- A. That b'long two time food. Morning time what? 甲 それでは——二食だ。朝は何如するの？
- B. Morning time have got tea, besides, sir, what wanchee all can do. 乙 朝は御茶に其外は御好み次第です。
- A. We three piece man cachee bread, egg, and red tea. 甲 アー——それでは我れ三人は外國麵包と雞蛋と紅茶があればよい。
- A. My boy where is, you savvy no savvy. 甲 我れのボーイ(同行の召使)は何處へ行きたか。貴様は心づかぬ？
- B. My no savvy. 乙 存知ませぬ。
- A. You ask counter man talkee my one day pay how much money? 甲 夫れで旅箱錢は翌日何程するか掌櫃に問て来い。

- A. S'pose foreigner is double price, this is too much dear. Price cut half. 甲 洋人加倍とするも、随分高いではない? 半値でよからうわい。
- B. Never talkee two price. 乙 決して懸直は致しません。
- A. No can cut. 甲 夫れでは復たに致しませう(と云ふて門口を一步退けば)
- B. My no buy, good bye. All right. 乙 よよろしよござい升。

人若し佛蘭西租界に入り英語を以て道を巡査に問ふものあらんか、之れに應對せざるのみならず、殆んど知らざるもの、如し、固より佛國の治下に入りて英語を使用す、其應對せざる異しむに足らずと雖も其冷淡なるに至りて驚かざるを得ず、然れども其勢力を扶殖する點に於て意を注ぐ洵とに感ずるに餘りあり、吾人同胞は斯の如き勇氣を以て新土經營に臨めるや否や、昔者豐太閤の韓を征せんとするや、人の通譯者を用ゐんことを勸む、豐公曰く我國の言語を用ゐしむれば足れりと、豪傑の自から信ずる所後世以て鑒とすべし、東語の普及を忽諸に附すべきにあらざる也。

○揚子江

天の恩恵を下すや人智の以て測るべからざるものあり、太古混沌の世、若し黄河なかりせば、以て支那疆域の半部を形成し能はざりしや必せり、然れども書契ありてより以來、黄河は既に河床高く其河源の雨期に際しては、容易に漲溢し、常に十數萬無辜の民を流亡せしめ、其減水するも依然たる急流にして沙泥を流下し、小船と雖も擱沙して復た溯上する能はず、されば四千年來支那に帝者となるものをして其心思を苦しめ、而して救ふ能はざるものは則ち黄河の患ひなり。之れに反して揚子江は書契ありてより以來、未だ嘗て其流域を改めず、能く富源の涵養となりて此蒸

揚子江

蒸たる天民を養ひ、黄河の患害を贖ふて餘りあり。
抑々此江の水域は支那本部十一省の地に跨り、其面積は無慮七十五萬平方英里と稱せり、即ち其水域の面積にして、殆んど墨其西哥國(七十六萬餘千方哩)と略匹敵し、江流の曲折に従ひて之れを計れば四川省界より、東海まで約三千海里に及び、直線に計れば一千九百海里ある歐亞第一の大江なり。
此江支那本部にありて貫流するところは七省(雲南、四川、湖北、湖南、江西、安徽、江蘇)二十一府の境を洗ひ去り洗ひ來り、日に月に其江口の三角洲を作り成す亦世界第一のデルタにして之れを崇明島と云ふ。

崇明島は唐初に於ては海底にあり、五代の時揚吳は崇明鎮を置て、通州の海門縣に屬せしむ、宋の嘉定十五年此島に天賜鹽場を置けり、元の至元十四年、升して崇明州と爲し、揚州に屬す、明の洪武二年降して縣とし、宏治十年太倉州を置き之れに隸屬す此島棉を以て第一の産物とす。

揚子江口は南北幅七十裡にして、本流其三角洲(長六十裡)の中央を貫流して之れを二等分す、該三角洲の北部は崇明島にして、長四十裡幅五裡より十裡にして人口五十餘萬と稱す

されば支那の富源と云ふは往昔より揚子江流域を云ふものにして、由來北方の強者は此地方を征略せんが爲めに亂を起すものなり、然るに上海は揚子江の最下流の門戸に重鎮として其利權を控制するを

以て、其東亞に雄飛する所以は故なきにあらざるなり、人或は曰く揚子江上流地方の繁盛は上海貿易の繁盛を減殺するものなりと謂ふと雖も予の見る所に據れば恐らくは杞憂ならん、今敢て贅辭を要せず。

○上海縣

上海縣は一に申江又滬濱と呼ぶ、禹域揚州の地、春秋吳に屬し後越に入る、戰國楚に屬し秦漢には會稽郡婁縣の地たり、唐の天寶十載、昆山縣を拆きて華亭縣を置き蘇州に屬せしむ、其後元の世祖至元十四年縣を華亭府に置き、翌年改めて松江府華亭縣とし嘉興路に屬す、同二十九年華亭の東北五郷を拆きて上海縣を立つ、即今の上海、南匯及青浦の半疆なり、元朝縣を立つるの後ち二百六十餘年間、猶城郭なし、明代に至り東南より來れる海寇數々之れを蹂躪するを以て嘉靖三十二年始めて城を築く、之れより曩き嘉靖二十一年巡撫夏邦謨奏して、上海西北三郷を割きて、青浦縣を青龍鎮に立つ、同三十二年に至りて縣を廢す、萬曆元年、兵科給事中蔡汝賢の議を納れて、復た青浦縣を唐行鎮に立つ。

清の雍正三年總督查弼納の議に従ひ、上海縣の一半を拆きて、南匯縣となす。

上海縣交界

上海縣

| | | |
|----------|----------|---------|
| 東 | 川沙廳の界に到る | 三十清里 |
| 西 | 青浦縣の界に到る | 三十六清里 |
| 南 | 南匯縣の界に到る | 七十二清里 |
| 北 | 寶山縣の界に到る | 十二清里 |
| 距松江府 | | 九十清里 |
| 距蘇州府撫治所 | | 二百四十四清里 |
| 距江寧府總督治所 | | 八百八十清里 |
| 距京師 | | 二千九百清里 |

東西横六十六清里、南北縦八十四清里なりと云ふ、滬濱は縣の東北を流る、松江の下流なり、松江は源を太湖に發し、蘇州府昆山縣より流れて、上海縣に入り黃浦江に合す、滬濱城は嘉定縣にあり、晋の隆安二年吳郡の太守、袁崧の築きて以て、孫恩に備へし所なりと云ふ。縣城は滬城一に申城と稱せり、其申江の沿岸に位するを以てなり、申江は即ち黃浦江にして、揚子江最下流の一支流なり、長約六拾英里に至る其源を澱山湖に發し、北に通ずるものは、直ちに蘇州府に至り、南に流るものは杭州府に至る、二者共に江南の大運河に連れり。黃浦江は歐米人は或は吳淞江と云ふものあり、江の揚子江に入る處約壹英里上流の左岸に、蘇州府に

通ずる小河あり、吳淞川と云ふ、其北側に吳淞と稱する村落あるを以て終に錯稱するに至れるなり。縣城周圍は我壹里拾町四拾八間にして、大東、小東、大南、小南、西門、老北、新北、の七城門を有し、其城形は橢圓にして北部稍廣し、此城は他の府縣城と異にして、甲門より乙門に通ずる、十字街なく、鼓樓大街なし、故に城内の道路を熟知せざるものは、或は狼狽の恐れなしとせず、又午後九時城門を閉づるは他府縣と異ならず。

在留民一般
 四月六日(陰曆三月十三日)清國上元節ニ當リ
 城隍廟祭禮ノ爲メ上海城西門及北門附近雜路
 ニ付同日同地方ヲ往來スル外國人ハ馬車ニ乘
 坐セザル様注意方上海道臺ヨリ通知ニ接セシ
 ヲ以テ其通り心得ニヘシ
 明治三十九年四月二日
 在上海總領事 永瀧久吉

城内繁華の地は、大東、小東、新北の三門内の大街とす、廻廊を経て西園に出づれば、即ち湖心亭の池畔なり、祭日其他二十四節、九月九日等は城内外の士女盛装して雜鬧す、廟畔の茶館にて其名あるものは得意樓、四美軒、鶴汀等楯比して傍はら彈唱小説等の餘興ありて其繁華を極む、滬上に遊ぶものは老少男女を問はず皆一顧せざるものなし。也是園は大南門大街の西にあり、名南園と云ふ即ち慈禧宮なり、文昌帝君其他諸神を祀る、石を疊み

池を鑿り、花を栽し竹を種へ、林泉あり荷池あり、聊か以て塵を避くるに足れり。道臺衙門は大東門内に、知縣衙門海防分府は小東門内にあり、上海道臺は即ち蘇州、松江、太倉二府一州の兵備道にして、江海南關を管理し、外交事務を辦理し、知府知州知縣の地方官を指揮す則ち世人の謂ふ上海海關道なるものは是れなり、袁樹勛海關久しく合名あり本年順天府尹に昇るに及んで瑞君之れに代る、知縣は上海縣を治し、其治を松江府に達す。

○上海

吾人の上海と通稱するの地は、英(英國)美(米利堅)法(佛蘭西)の三租界にして即ち外國互市場の地と之れに屬する上海港との總稱なり、然れども其對岸の地なる浦東は上海租界の屬地たることは事實上殆んど動かすべくもあらず。

上海縣城は法租界に接壤し、縣城外の南に向つて支那市街の擴大するもの之れを南市と云ふ、二者共に純然たる支那市街にして南市工程局なる支那官衙に於て道路警察等の取締りを爲せり。

英租界は一千八百四十一年、即ち道光二十一年、阿片戰爭の結果に據り翌二十二年南京條約を以て其翌年即ち道光二十三年開港したる五港の一つなり。

此租界の限界を建てしは道光二十六年八月五日即ち一千八百四十六年九月二十四日なりとす。

英國領事館前の石標は北緯三十一度十四分四十二秒、東經百二十一度二十九分十二秒にして、殆んど上海の中央に位し、是れより四方に擴大せらる、地面の高度は海面の高度に同じ。

租界とは借地の義なれども一般に外國人居留地を稱する文字とはなれり、然れども本租界の地は元と英美法三國政府の購入する所なるを以て租界と稱するに於ては名實協はざる所なり、而して英租界の創設者は彼の有名なる甲比丹バルホル氏にして實に其設計に係る。

○英國租界 今は中央地區と稱し、洋涇濱即ち三茅閣橋河の北より起り、二擺渡考關河即ち蘇州河の西南に至り、新關の北泥城橋に至る其後ち一千八百九十三年六月二十六日、即ち光緒十九年五月十三日會同商訂して、居留地を更に擴大し、東は北泥城橋より、西は靜安寺周圍、一帶の地に至るを、公共租界としたり、本區は上海外國市場の中堅にして、馬路縱横に通じ、公司公館洋行商社、房廊櫛比して商業繁盛の區なり、新設租界の如きも、茂盛の象括目して俟つべし。

○美租界は 英租界に隣り、二擺渡河の東北より起り、虹口一帶の地を有す、一千八百九十三年六月即ち光緒十九年五月更に地を添へ、東新關の北に至り寶山縣の境に接す。

○法租界は、小東門外陸家石橋河の北に起り、北門外三茅橋河の南に至る、英米二國と同じく、一千

八百九十三年租界を擴大し、更に法國大馬路の西、長濱より徐家匯に至る、現に馬路縱横に設計し
つゝあり。

以上は租界の區畫にして其馬路街衢の稱呼に至りては錯綜して殆んど人をして惑はしむるものあり、
即ち中央區黃浦江岸の堤通りは黃浦灘路と書し、上海人はワンブローテローと稱し、或はホアンブー
タアンと云ひ、洋人は Wind と稱し、日本人は或はクワウホダと謂ふ、法租界に入りては又佛國語の
名稱の下に支那文字あるは何れも同じ、斯の如く錯雜なるを以て旅客の如きは最惑ふ所なり、然れど
も吾人の記憶に留め易きは支那文字の標札街名を記憶するより外なし、其街衢名稱は附録の上海圖に
大要を掲げたり。

○上海港

外國互市場の上海港なるものは、黃浦江上長貳哩四分の三に於ける區域にして、此間を外國船舶の錨
地區域とす、港内は總稅務司の命令に違ひ締盟各國の領事官と協議裁定したる港則を奉せり。

其規則は一千九百年三月十七日發布する所に係る、外國船の錨地は支那堤塘の南端と洋涇河の間とし、
錨地に進むものは副港長之れに乘組み其錨地を指定す、又一定の錨地を所有するものは、其船舶定繫

所に進むるを得べく、一舉一動港長の許可あるにあらざれば進退する能はず、自儘に碇泊等を爲すもの
は、(港長より適法に泊船せし報告あるにあらざれば) 稅關は入港又は出港を停止することあるべし、
而して規定を犯すものは船長は所屬領事の處分を受くることあるものとす。

上海港の區域

- 上區 支那堤塘南北端の間。
- 第一區 支那堤塘の北端より、金利源碼頭下倉庫迄の間。
- 第二區 金利源碼頭下倉庫の上端より、洋涇濱迄の間。
- 第三區 洋涇濱より、稅關埠頭迄の間。
- 第四區 稅關埠頭より、北京路埠頭までの間。
- 第五區 北京路埠頭より、舊船渠までの間、即ち淤流區域。
- 第六區 舊船渠より上海虹口碼頭旗杆までの間。
- 第七區 上海虹口碼頭旗杆より舊甯波碼頭旗杆までの間。
- 第八區 舊甯波碼頭より、バード碼頭までの間。
- 第九區 バード碼頭より上海水工場水道口までの間。
- 下區 上海水工場水道口より洋涇江までの間。

港内を九區に別ち、更に附するに上下二區を以てす、其第五區は淤流區と唱ふる危險區域にして、海

員の最も注意する所なり、又港内は船舶必ず三隻づゝ横に列び、其位置に従ひ文字を附せしむ、即ち上海側はS中央はC浦東側はP外界はOLの字を書せしむ、又別に毎日「シツピング、ガゼット」新聞に碇泊表を掲げて、容易に碇泊船の位置を知らしむるを以て一見識別することを得せしむと云ふ。

○黄浦江

黄浦江一に申江と云ふ、源を澱山湖に發し、近傍の諸川を集め、六十哩にして揚子江に入る、即ち上海港を形成するものは申江なり、今より三十年前にありては、江幅は一千八百呎もありしも、現今は壹百碼内外に過ぎず、河床は泥沙の爲めに灘を生じ、高潮の時と雖も二十三呎を出でず。

此に於て大船は上海港に達するを得ざるを以て、當局者は屢浚渫の議を立つるも、如何せん窮乏の國庫は、一部の上海を重要視せざるこそ遺憾の極みなれ、されとも其必要は認めらるゝを以て一千八百九十八年壹萬圓の調査費を投じ、水利工師蘭人リシケ氏をしてその事に當らしむ、氏の説に據れば黄浦江の吳淞より上海に至る航行の用を爲すものは、上流より來れる水量にあらざして、其河口より來れる潮流の水準に依りて、高低するものなり、若し潮汐の進退なくんば、黄浦江は恰も雨水排世の一溝に過ぎざるのみ、其幅は二百呎乃至三百呎其深さは三呎乃至四呎に過ぎざるべし。

而かも潮汐の黄浦江に於ける、年々歳々其減耗を來たすもの、如し、則ち上流より流れ來れる、泥土は河身に殘留し灘を生ずるは言を俟たず、又其主因は上海より下流十四哩の間、河岸の崩潰して其河心を埋め其潮流の進入を遮るあるを以てなりと云々。

故に此の十四海裡は、將來に於ける上海の運命問題なり、近年に至るまで、上海に於ける航業上莫大の利害を有する巨商等が、吳淞内部發洲のみに注目し、其水深の減するを見て、始めて憂慮の念を起したるが如きは、奇怪のこと、云ふべし、若し永く護岸修河の工事を施すなくんば、他年黄浦江は一小汽船だに航通し能はざるに至るべし。

沿海監視官、船長リスビー氏の報告に據れば、吳淞に於ける潮水の高低は左の如しと云ふ、(千八百九十三年の測量)

二十年間最高春潮.....一〇、〇三呎

同 最低潮.....四、一五呎

河口より二哩を距る、信號基に於て、測量したる六箇月間の平均潮量は七呎五三にして、潮時に依る水量の増加は上流に至るに隨ひ減殺せらるゝこと左の如し、(千八百九十八年七月の測量)

燈臺より信號所に至る 二哩間 〇一〇、五呎

燈臺よりタイキン河に至る

四湮間

〇三〇、〇呎

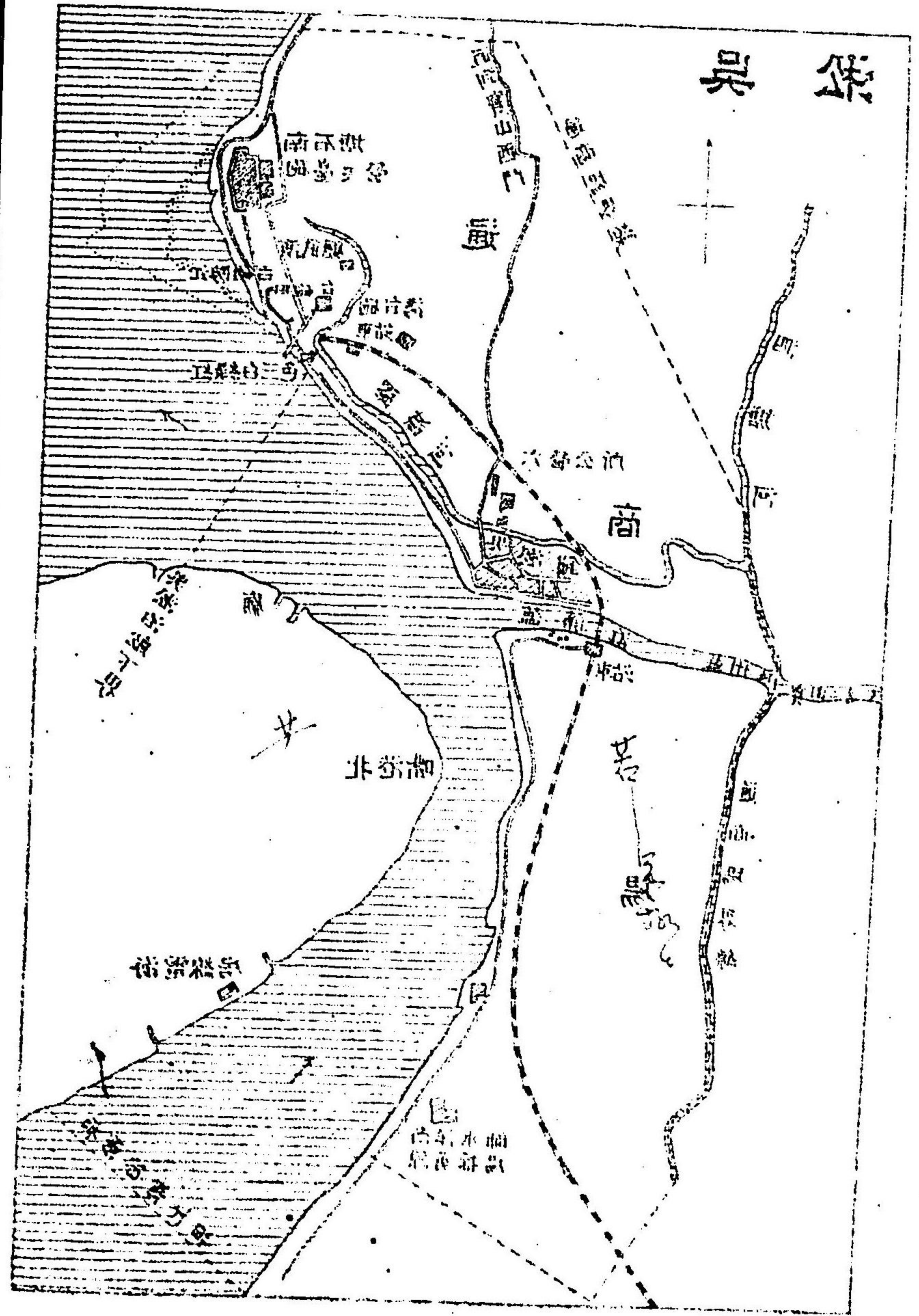
同よりカウチヤウ河に至る

五湮間

〇三六、〇呎

右の情況なれば一日たりとも猶豫すべからざることなるが、端しなく我明治三十四年に方り、北清事件即ち拳匪の起るありて、北京朝廷は西安の行幸となり、其翌年平和條約に際し、其賠償の一とついでして、黄浦江改修工事をも訂約し、上海に黄浦江水利局を設け、委員を擧げて實行することゝなれり。黄浦江水利局委員は上海道臺、上海税關長、上海領事團の選出に係る委員二名、年額五萬噸以上の船舶を出入せしむる航運業者の代表者二名、上海各國居留地會議員一名、佛租界居留地會議員一名、年額二十萬噸以上の船舶を出入せしむる、各國の代表者、各一名を以て組織し、黄浦江の改良、保存及監督を目的とするものにして、經費は居留地に於ける建物、又は地所に對する賦課金、上海より河口に至る間の沿岸の土地に對する賦課金、上海吳淞其他黄浦江に出入する船舶に對する賦課金、又同上の地に於て税關に届出たる各商品に對する賦課金、各關係外國人の釀出金額に均しき清國政府の年釀金等を以て之れに充つるの定めなり、而して我日本郵船會社上海支店長は各國航運業者の代表者として又我帝國上海總領事は二十萬噸以上の船舶を出入せしむる我國民の代表者として第一の委員中に加はれり。

此處までの成行きは良かりしも、當時兩江總督劉坤一は諸種の苦情を提出して支那の委員を任命せず、爲めに水利局も活動するの期を得ざりしなり、既に昨三十八年九月在北京米國公使は、外務部に照會して云ふ、黄浦江の浚濬費は貴政府は何の見る所ありて、列國の力を仰がずして決行せらるゝや廟議一定せらるゝは至當の措置たるべきも、唯想ふに如何なる財源にて、若干の銀額を支出せらるゝや、逐一拜承致したしと申遣はしたり、茲に於て外務部は嘗て兩江總督より建議せる如く、四川省の阿片税より銀二十萬兩、蘇州の同税より尙又二十萬兩、其他江南各省の内地に於ける同税より六萬兩を支出せんとす、右は賠償金(拳匪事件に對する)及各種外債の抵當以外に屬するものなるを以て、年々浚濬費に支出するも差支へなければ、其邊は充分御安心ありたし云々、と米國公使に回答せりと云ふ、其後三十九年二月黄浦江保河水利工師として蘭人ジェーデ、ライキーは上海に着せり、氏は嘗て久しく日本内務省土木の技師として名あり、又屢々黄浦江を如何に改修すべきかを研究せし人にして今や親しく氏が保河事業の主任者として一切の測量設計に任じたれば、蓋し改修工事に於て一大進歩を見るべきや必せり、然れども想ふに支那政府に任じて顧みざれば到底百年河清を待つと同じ、宜しく一大公司を組織して自から其浚濬に任じ、自から其沿岸を開發するの勝れるに如かず、況んや今日の公共租界をして長く活動せしめんと欲せば嘗て本事業を興起すべきは言を俟たざるをや、是れ我同盟、



吳淞は松江府寶山縣に屬するも、殆んど上海の門番所たるに過ぎず、本口は千八百九十八年、我明治三十一年四月、秦皇島、三都澳と共に支那帝國の勅令を以て、自から開港したる所に係る、而かも一小荒寥の漁村たるに過ぎざるも、上流十二裡に上海あり、又黃浦江の江に會するの地にして、上海に溯上する能はざる、大汽船の假泊地なれば其名は、往昔より人口に殆茨せり、又有名の砲臺は、阿片戰爭に於て其名を揚げたる江南の提督陳化成の戰没せる所にして、其殘破は永く其名譽を青史に留めたり、今は南洋水師の根據地にして、海軍大學堂の如きも此地に設立するならんと云ふ。

本地開港の當時、吳淞通商場會丈規則を設け、各國に通知せり、其意は國別租界を設けず借地雜居せしめ、永代借地券を與へて、賣買地券を立つるを許さず、外國人借用の土地は、每畝(舊制一畝は二百四十弓即ち六千六百平方尺、英國七千二百六十平方尺) 稅錢二千文を納むるの外征稅なし、通商場内には草屋及板屋を建築するを許さず、又火藥銃器等身命財産を害する器具は一切蓄ふる能はざるも之として規則を發布せり。

此に於て興利、恒源等の土地會社興起して、土地を借用し、灘地を整理し道路排水等の工事を施して市街の基礎を定めつゝあり、されば沿岸の地は外國汽船會社は勿論我國の汽船會社の如きも繫船用地を所有するに至れり。

抑々黄浦江改良工事落成の日は、現在の吳淞に如何なる影響を及すやは、水利工師にあらざれば、其見を定むるに難きも、假りに一萬五千噸以上の大舶を上海に溯上するを得るの後、上海の繁榮が一層下流に擴大して吳淞に接近するの日に於て始めて其眞價の生ずるものにして、其時吳淞は支那各港に對する百貨の集散地たるは疑ふべくもあらず。

○上海通商沿革一斑

元朝以前の上海なるものは、華亭縣の蘆地にして淮陽及び甯波に通ずる、江南船の一錨地に過ぎざりしと雖も、天津航船の終航點地として、殊に蘇杭に通ずる運河は、其物産を此に吞吐するを以て、漸く商船の出入するに到り、宋末より頓みに名を知らる、元の世祖支那を一統するに及んで、至元二十九年華亭縣の地を拆きて上海縣を置き、關を設け税を權す、明清に至り北方に航する船多きを加へ之れと同時に海上に寄港する船多し、殊に福建船の如きは上海を終航點とするもの多きを以て、從て上海の繁盛を促し來れり、其江海關即ち江海南關の設けは康熙年間に係れり。

されば羅馬舊教の宣教師は、明代既に此地に入り神宗の萬曆年間には、徐家匯に天主堂の建築を見るに至れり、即ち英國に於て上海なる名を知るものは羅馬舊教派出支那宣教師の報告を讀むもの、みな

れども、具眼の士は夙に廣東以北にかゝる良港あることを知るに至れり。

茲に一千八百三十年の頃チャールズ、グレッグと云ふ宣教師あり、同師は眇たる支那形船に搭じて廣東より天津に航し、其歸途上海に上陸し其商業の盛況を見て、詳かに之れを本國に報せり又同行の東印度會社の貨物監査役の一人にしてヒュー・ハミルトン、リンドセイと云ふ人あり(後ち支那に於ける商社の長となれり)此人亦能く視察して報告したり。

之れより曩き英國東印度會社は、廣東にありて、常に支那官吏の信義なきと、又其虐政とに困しみに、本國政府は是等の報告を得るに及んで、廣東以北の諸港に通商を開らかしめんが爲め、一千八百三十二年二月軍艦ロルド・アムヘルスト號をして廣東より北上せしめ、其實際を調査せしめたり。

同艦は福州及び甯波等を廻航し、其年六月二十日吳淞の海口數哩の沖に投錨し、リンドセイ及びグレッグの二人は短艇に搭じて上海に向ひ、吳淞駐在の官吏が之れを沮止せんとせしにも拘らず、同日の午後四時半頃上海に到着せり。

初めリンドセイは書を以て英清通商の事を請求するや、上海知縣及蘇松太兵備道は頗る傲慢無禮を極む、當時支那商民は英國と互市を望むと雖も、道臺知縣は却て之れを妨げたり、リンドセイ及グレッグは、英國の事情と通商に關する事柄を記載せる紙片を市内に配布せしに、到る所歡迎して之れを

受けた。

當時吳淞に碇泊せし軍艦アムベルスト號に對し、吳淞砲臺は其破壊せる轟轟上に古式の銃を駢列し、大砲は車架なくして堤防上に横へたるに過ぎず、而して支那の大將自から思へらく、是等の兵備にして夷狄禽獸の膽を奪ふこと能はずんば、更に我國特有の奇計を以て恐嚇せしめんと、即ち其河岸を距る若干の地に、百萬の兵を屯集すべき程の天幕を張りたり、然れども是れ眞の天幕にあらずして、泥土を堆積して三角形を造り、之れに石灰を振り蒔き白色と爲し、遠く之れを見るときは恰も兵營の天幕に於ける如くす、豈絶倒せざるを得んや。

然れども其商業取引に至りては、リンドセイをして感歎せしめたり、同氏は七日間上海に滞在中、支那船を計算せしに、吳淞江を通過する百噸乃至四百噸積の船舶は、日々四百艘以上の多きに及べるを見て甚だ之れを喜べり、是等の諸船は蓋し北方より來るものにして、南方よりするものも亦一日平均三四十艘に下らず、同氏は此時上海に碼頭及倉庫等に適するの地を選定せりと云ふ、同氏は又吳淞を立する前、上海に到り道台に請ふて絹布類數百弗買入れの准許を得たり、是れを上海に於ける外國取引の濫觴とす。

當時廣東に於ての貿易は甚だしき檢束を被むると雖も、鴉片貿易は益々隆昌を極め、爲めに直ちに上

海貿易を開始する氣運に至らざりしもの約七年間、此間英清間の紛糾は廣東に於て絶ゆることなく、終に一千八百四十年の戦争を生ずるに至れり、是れを道光鴉片の亂と謂ふ、其結果として英國艦隊は一千八百四十二年五月二十九日、水師提督サー、ウィリアム、パーカーの率ひたる英國艦隊はサー、ヘンリーゴアの帥ゆる陸兵四千人を搭載して、廣東省の海岸に到着し、厦門の砲臺を略取し、乍浦の壘砦を破り、舟山島の定海を占領し、更に各方に進んで鎮海、寧波、乍浦を攻め落し、破竹の勢を以て六月四日吳淞に向て進行し、同八日アムベルスト島に投錨し、モデスラ號、プラトール號及ネメシス號の三艦を派して、瀕海の通信を遮らしめ、數日の間灣内を測量し同十三日艦隊の過半及十二艘の運漕船は容易に吳淞河口に進入するを得たり。

初め英國の遠征軍を起すや、先づ上海を略取し然る後ち鎮江及南京等に及すの計畫なりしも、此艦隊の運動に因り英清兩國の條約忽ち成り、通商互市の爲めに上海及北方の諸港をも開くこととなり即ち南京條約なり。

當時吳淞の防備は支那にても大に之れを計畫し、又人力運轉の外輪船等を造り敢て惰るにはあらずとも、彼れの所謂夷狄禽獸と對峙して戦ふときは殆んど與に比すべきにあらず、吳淞及び寶山縣城は忽ち陥落し、上海城の人民は家具を小舟に載して遁逃せり、然れども其後漸々歸來せり。

此に於て英國特命全權公使サー、ヘンリー、ポテンジャーは、上流に進航したる測量船の未だ上海に歸らざるに先ち既に上海に到着したるを以て、直ちに海陸の遠征軍を南京に向はしむるに決し、且つ上陸に於ける居留地の地位を水師提督、及び陸軍司令官と協議して、之れを撰定し、而して四日間の猶豫を與へ其土人を退去せしめ、遂に同年六月二十三日を以て之を領有するを得たり、之れを今日の英租界中央區とす。

同月十九日副大隊長モンドゴマリーの麾下に屬する軍隊一千人は水兵騎兵砲兵及人夫等を従へて陸路上海に向て進軍し來り、其他の兵隊は軍艦四隻運送船四隻を引きて上海に達したり、現今英國領事館の所在地は、當時支那砲臺のありし處にして、英艦へ發砲せし一發も中らざりしと云ふ、

(注) 其後千八百六十五年、此遠征軍に加はりし、サー、ハーリー、パークス卿は嘗て上海公衆より招待を受け饗應せられし時、或る土地差配人ありて同氏に告て曰く、當時彼の砲臺より英艦に對し發砲せしは即ち某しなりしも、再び彈藥を裝する暇を得ざりし云々と同卿に語りしと、

大佐メントゴマリーは、清兵の發砲を聞くや突進して敵營に向ひ、知らず識らず城壁の下に至り、兵士を指揮して北門の墻壁を踰へ、内より門扉を開らかしめ城内に入りしも、官民は其前夜逃走し少數兵員の外、閑として人なし、依て盜賊の防備を爲し穀倉を開らきて米を土民に施す、上海の民人大に

悦服す。

水師提督サー、ウキリヤム、パークアの支那に於ける經歷中最も著しき功績と謂ふべきは七十艘乃至八十艘の軍艦を以て、二艦隊を編成し、不知案内の河流を溯りし一事なり。

此遠征軍は終に進んで鎮江を略取せり、抑鎮江は支那兵中の精華とも稱すべき有名の輪船兵の死守する所に係り、其一朝英軍の銳鋒に當るべからざるを察するや、嘗て輪船兵が乍浦にて爲せし如く、先づ婦女子を殺して而る後ち守兵擧つて自殺し、將軍の如きも遂に一家を集め自ら火を放ちて焚死せり、斯の如く鎮江守備の輪船兵は、士卒死を決して闘ふと雖も、其他の支那兵は殆んど之れに關せざるもの如く、戦ひの止むを待ちて民財を掠むるに汲々たり。

鎮江の略取せられし報一たび北京に達するや、支那皇帝は廟堂に大臣を會して議するも、殆んど策の出す所を知らず、俄かに大臣某を南京に赴かしめしを以て、英軍も亦南京に進軍し、直ちに談判開始を迫りしかども、外交上の慣用手段を利用し、優柔不斷にして英國との談判を避けんとするもの、如くなりしかば、英軍は直ちに南京攻撃の命令を傳へしかば、支那委員は其二三時間前に至り漸く英國委員と面接せんことを申込み、則ち假條約を定め、續て英軍艦コルンウォリス號に於て之れに調印し、其後ち皇帝の批准を経て上海、寧波、福州、廈門、汕頭の五港を開らきたり、有名の南京條約是れな

千八百四十二年十一月四日、曩きに上海在留英國領事に任せられたる、艦長バルホールは一の告示を出し、同十七日に於て上海を開き互市場と爲すべき旨を公布せり、其區域は西は寶山海角の畫線を限り南南西は吳淞河(即ち蘇州江)の下流河口の右岸にある砲臺を界とし、港内船舶の碇繋場には蘇州江より市城の背後までの間を充てたり、バルホール領事上陸の際は、固より領事館にあつべき家屋もなく、漸く城外に壹軒の家屋を求めて領事署に宛て、爾來飄飈的道臺を相手に租界の境界を定むる交渉を開らきたり、即ち東は黃浦江より起り、南は洋涇濱に至り、北は現今の北京路即ち當時リーキーチヤンと稱する小江を以て限りとし、西は現今の福建路の地を以て終れり、而して其西境は太平賊の上海地方に侵入せしまでは依然として存せしかども、賊勢益々熾んにして、蘇州、寧波及び其他の要地を略取せし日に及んで、上海は避難民と共に、其位置を轉じ、隨て居留地の如きも、更に西方に推移するに至れり。

當初英政府に於ては、是等區域内の土地を以て、支那政府より譲り受けんことを望みたれども、議遂に調はず、其代りとして英國人に許すに其需用するに従ひ所有主より地所を購收すべき旨を以てせり、乃ち所有主は英國人の地所を要するを豫知し、其賣渡を拒絶するに非れば、非常の高價を要求せんと

決心せり。

抑支那に於ては古來國土は一に皇帝陛下の所有に屬せり、即ち普天の下王土に非ざるはなしといふ習慣あるを以て、支那官吏の處置は即ち皇帝陛下の特權を犯したりとて、議論大に紛起し甚だ困難せしかば、道臺は更に一案を考出し、永久貸地法の地券を發し、其地租は毎年平均英國の一エーグル(我四段二十四步餘)に付、凡二十八志シクリンの割合を以て之を納むるの約定を爲し、漸く其局を結びたり。メドハルス氏の説に據れば、土地は陽に此の如き約束を以て貸借せしと雖も、其實每畝(我六畝五坪餘)の價銅錢五萬乃至六萬個文の割合を以て所有主より購收したるものなり、何となれば當時支那人間に行はれたる實際の賣買價格は每畝壹萬五千乃至三萬五千文即ち當時の相場にて十五弗乃至三十五弗なりしを以てなり、而して其買得したる地所は河岸及び其近傍に在て上海中最上の場所にして、今より二十五年以前にありて、每畝の價八千兩乃至壹萬二千兩に上りしも、今は幾何の高價を仕拂ふも賣るものなきを如何せん。

爾來英領事は内外に鞅掌して寧日なく、又一面には租界内排水工事と卑濕地の埋立は成效して現今の基礎定り來れり、當時英領事館も一時は城内にありしと云ふ、當時の狀勢今日の居留人の夢想にだも及ばざるの困難は、即ち今日の大廈高樓の生ずる所以なること、又他面には當時の宣教師の力を致し

しこと亦忘るべからざるものあり。

開港以來約十年間は、支那人の英人を憎くむこと甚しと雖も、常に其威壓に恐れ、時に宣教師虐待等の如きことありしも、一大事件の發するに臻らざりし、當時支那に内亂蜂起し上下殆んど爲す所を知らず、則ち一千八百五十三年(咸豐三年)以來、洪秀全は太平天國の號を稱し、(俗に長髮賊と云ふ)廣西より起りて湖南湖北を占有し、江西安徽を下し江蘇に入りて南京に都し、江南一帶の地に新帝國を樹立し、江南の諸將と攻伐已むなきもの十有三年、亂民匪賊は其間に乘じて慾を逞ふし財を掠め、生民其堵に安んずるものなきに至り、上海も亦其蹂躪する所となりしも、獨り租界は英軍と義勇軍の精銳なる軍隊の守備あるを以て賊亦來りて犯す能はず。

されば上海城内の支那人も亦難を租界内に避くるもの二萬餘人、殊に戰亂の波及せし浙江各地の豪農富賈は産を擧つて家を上海に移し來り、此に店舗を開設して營業を開始せり、此に於て商業は頓かに隆盛を來たし、現今上海繁榮の基礎は業に此時を以て立てられたり、當時戰亂の際佛蘭西人も亦亂民を防せざる功績を以て上海縣城と英租界との間に並んで其居留地を得るに至れり。

同治元年即ち一千八百六十二年二月、賊胡銀龍平定の後には、各國の商民續々麇集し來り、其翌年米國も亦新たに虹口一帶を租借し得て、現今の如く英佛米の三租界の連續を爲すに至れり。

爾後長髮賊の亂は平定すと雖も、支那の國家は倍多事なり然れども上海は常に其局外にありて貿易は益々繁盛を加へ、殊に揚子江航路の開設せらるゝや更に一層の盛に臻り、内外の商民は麇集し來り、時に或は清佛の交戦となり、或は日清の戦役となり、或は團匪事件となり、或は日露の大戦となるも、上海は磐石の基礎に於かれ亦些の痛痒を感せず。

但日清戦役の後ち列強は各其利權を得んと欲して止まざること、殆んど餓狼の如くなるや、終に支那官民の一部に排外心を挑發し來り、米國の如き寛大の國に對し、移民事件より激昂の態度を示し、一千九百〇五年に方りて、米國製造品排斥運動を上海に興すものありて左の文字

美國請批 挽回國勢 在結團結 美貨不用 堅持到底

を各店頭に大字(木版)に書して貼附せるも、其實何れの品が美貨なりやを判明する能はざるを以て、美貨を賣買し美貨を使用して平左衛門の尉、兒戲と謂ふも愚かの次第なり、而かも新聞番は光緒三十一年の上海商情を叙するに方り。

去歲本埠(上海)各項商業、年終結算、其有餘利可獲者、以錢莊爲第一、織布次之(中略)至於各織布廠、連年虧折、久不聞有餘利矣、所出之布、與美國粗斜等布相彷彿、去歲生意之佳、爲往年所未有、實因各處相戒不用美貨、是以本布銷場、頓形暢旺(下略本年正月四日時報)

想ふに排外思想と感情の衝突は、大小の事物に於て免れざる所、今後共に多々あるべし、而して支那の論者は常に謂ふ、通商以來利権は日に溢れ、各國は新巧の器を挾さんで、競ふて東亞の市場に來り利を得る頗る多し、支那毎年輸出入の比較は、二億萬元の輸入増加なり、國富むと雖も毎年如斯の鉅額は、到底永く堪ゆべきにあらず、日本は後進の國を以て大に工藝を興し、急に取りて我支那の利源を奪ふ、輸出の貨少ふして、輸入の貨多く將來増して已まざるの情勢なり。

されば支那も日本に倣うて實業を盛にし、先づ貿易製造品及輸入模造品を作りて、輸入の途を防遏せんことを要す、抑、埃及は外債を以て亡び、印度は公司を以て覆へり、越南臺灣復菓の下、豈完卵なからむや、速かに羅紗、熟皮、錫磁(俗に洋鐵磁器と云ふ)洋鹽、紙卷煙草其他百般の會社を興して日本を爲めに利権を奪はるゝ勿れ(編者曰く宜矣)

所謂新學半可の論、本末を辨せざるの説を以て橫議し、蠢愚の民救麥を辨せずして之れに和し、終に排外思想を助長せしむ、抑、憂ありて驕なかるべからず、禍機の伏する所は智者の明を疎つにあらむのみ。

茲に我明治三十八年十二月に起りし上海公堂事件なるものあり、事近時に屬するを以て下條に項を備へて參稽に供す。

○公堂事件

事は一千九百〇五年の十二月、四川省に在勤せし支那官吏の妻女が、廣東に歸郷せんとせる、旅中の出來ことに始れり、此婦人は漢口より太古洋行の汽船に乗り、船は日を期して上海に到らんとす、然るに此婦人は従者の以外に拾數人の兒女を伴へり、此に於て船員のもの思へらく、斯く不秩序なる兒女を多く携ふるは、必ず他人の子女を誘拐し、其露見を恐るゝを以て官吏の妻なりと稱せしものならむかとの疑を此に生じたりければ、

一説に此婦人は拾數人の兒女に加ふるに手廻り荷物多く且つ従者もありて、船中にてボーイ等に厄介になりしにも拘はらず、官吏の妻なるを鼻に掛け、而かも心附け即ち酒錢の行き届かぬ所よりボーイ等の惡みを受けしより始ると云へり、果して然るや否や、○又支那は未開國ゆへ子供の賣買は、敢て珍とするに足らざるも、廣東地方に比すれば四川地方は、其價ひ安きを以て斯く多く買入れたるものなりと云ふ。

鎮江より電報を上海に發して租界警察に注意を求めたり、此に於て上海着船と同時に一同共に取押へられたり、奚ぞ圖らん是真個に堂々たる支那官吏の奥方にて、是れが爲めに一層開國人民の注目を

牽き起したれど、上海道臺知縣等は官人の婦人なりと云ふを以て、茲に開明と未開との思想は既に暗に衝突し、其會審衙門即ち立合裁判所の法庭に於て互に意見を固執し、此交渉結んで解けざること十有一日にして、十二月十八日未明より騒擾を生ず、之れを上海公堂事件と稱せり、今佐原篤介氏の時事新報に報する所の一節を左に掲ぐ(三十八年十二月二十日所載)

日々電報にて報道したる上海の騒動も最早鎮定せる故に茲に前後の關係と現状を叙述す可し、去る十七日夕左の如き傳單は市中に配布せられたり

英副領事令西捕頭嚴辱我居民鑒此人人自危若不將此事辦理妥善及限制工部局之權將來租界無一家可居無一步可安行務清英美兩租界各業於二十二日起二律暫停交易業經各幫會館開議大衆贊成但停止交易期內宜逢勸戒萬弗輕舉妄動致節外生枝授人口實有故意自兆禍端不能公認責任當與此舉不涉務乞慎是幸

翌朝當地清國人の店は多くは閉ぢられて店頭には多數の清國人行立して模様甚だ穢ならず何事か起らんと思はれしとさて市中各處に數百人の無賴の徒煉化石の破片を小車にのせたるを牽いて市場を襲ひ外國人を乗せたる人力車を破壊し自動車さては自轉車を抑止し外國人に暴行を加ふる等其亂暴なる有様甚だしく正午頃には市中は殆んど無政府の有様となり外國人は各武器を

手にし英國軍艦アストリヤ、ボナベンチュアの水兵は陸戰隊を組織して上陸せしめ次第伊太利のマーコボロ獨逸のフアーテルランド皆陸戰隊を上陸せしめ義勇兵又各處に警戒し或は由々しき大事件とならん有様にして外國人の使用し居る支那人は皆恐れて仕事をなさず第一苦力の一隊ストライキをなしたること、船泊は荷役を爲す能はず當地支那人商業會議所は傳單を配布して匪徒に惑はされず店を開き日常の如くに仕事をなすべきを勸告し且つ又道臺は自から知縣並に會審衙門の委員等と共に市中に來り熱心に民衆に訓諭する所ありしと同日一日は紛々たる畫語行はれて業に就くものなく外國人中重傷を負ふものあり支那人印度人等殺害せらるゝあり殺氣市中に充滿せり然れども多數の外國人は平氣にて仕事をなしたる向きもあり各學校は皆閉校せり翌十九日朝店を開く然かも八時頃より再び閉店を始めたりに至りて聽く所に依れば匪徒の一部店舗に到りて脅迫を行ひし結果なりといふ領事團は十九日朝會議を催し道臺の布告文を市中に貼布して人民を訓諭すること、なりそれより漸く鎮靜に赴き今二十日には全く鎮定して何等の異狀を認めず

所謂匪徒なるものは鄭子明なる惡徒の棟領にして此等の徒が會審衙門問題に干係して人民の感情に走り居る其際を利用して此亂暴を演じたるものなりとの事明白となりたり殊に當地のホー

スバザル義勇兵砲兵隊の馬を預けあるを襲撃したる又消防隊の蒸汽ポンプ置場を攻めたるなどの恰も一の組織ありて居留地の事情に通せるもの、なせる業なるが如きは注意すべき所なり此騒動の結果としては列國の軍艦當地に集合し陸戦隊は上陸し南京の總督蘇州の巡撫當地の道臺は責を負ひ又會審衙門は早速開廷し決したり

此滑稽之居は數日の間、人々に喧嘩せしも、新年と共に去りて黃浦のうたかたとなりたれども、玆の事件の爲めに我同胞に悪感情を負はしめしは遺憾の極みなり、开は今回の騒擾に際し、日本人が暴徒の中にありしとのこと、歐米人の眼中に映する誤認なり、而かも此の誤認が我同盟國の、有力なる、タイムス新聞社の通信員に由りて、其本國にまで打電されしを悲しむ、否其誤認の報道を悲しまずして、吾人は我同胞が此の加き人道を無視する低度の位置にあるものなりや否やと云ふを自ら悲しむのみ。

されば日本人は此報道ありしことを聞くと等しく、其眞想を互に慥めたりしが、固よりかゝる馬鹿者のあるべき道理なきも、其誤認すべき理由あるは同胞の爲めに迷惑する所なり、則ち吾人の眼に映する歐米人の如く、一見して歐なりや、米なりや況んや法なりや英なりやの識別に困しむ如く、歐洲人の眼に映する黄色人の日本なりや支那なりやを識別するに困しむは一様なり、吾人は如何なる服装

をせしものにては彼れは支那人是れは朝鮮人なりと識別し得るも百中一は或は識別を誤ることあり、況んや歐洲人の日清人を識別し能はざるは深く咎むるに足らずと雖も、斯の如き誤認は將來多々倍々あるべきを以て、吾人同胞は百事以て自重せざるべからず。

今回誤認の起りし所以は、之れより曩き數月前支那人の日本に留學せしもの、故ありて續々歸來し、其服の日本製たる、其帽の日本式なる、其頭の豚尾ならざる、此輩上海に滯留するもの多く、時恰も騒擾に方り遊覽を兼ねて散策し、時に或は稠人の中にありて一知半可の日本語を弄す、其歐米人の誤認する所以なきにあらざるなり。

然れども日本人としては國權の消長、國際の關係容易ならざる所あるを以て、日本人協會は委員を召集し、其事實を精査し直ちに電報を以て、倫敦タイムス社に其不確實なる報道なりしことを申し入れ、後ち一書を裁して送致せしもの掲げて本年一月十四日上海日報にあり即ち

倫敦「タイムス」記者足下

本協會は去る二十五日附を以て、取敢へず左の如く電報を足下に呈し置きたり

「倫敦タイムス、……本協會は上海今回の騒擾に就き精査を遂げ茲に日本人を以て同騒擾に關係し且つ暴行者、親密なりとなす提言を否認し、併せて此の如き甚大なる誣言に對し、極力異議を唱ふるものなり」……上海日本人協會

吾人は右の電報を足下に致すに先ち已に上海に於ける外國在留者の一部に日本人の同懸念に關係し且つ暴行者と親密なりとの噂を巷間に流布せるものありしは實際認知したる處なり吾人は本問題に就き特に特別委員を撰定し充分調査する處あり然して右調査中實に當地工部局書記役の職にある貴紙上海通信員に於て同様の通信を貴社に致したる事を察見したり今確實なる筋より同通信員の所報は倫敦其他に於て重立ちたる人士間に大に注意を惹起しつゝありとの事を傳聞せるを以て吾人は餘儀なく先づ前記の電報を貴社に致し尙茲に此不幸なる事件の全體を陳述し以て貴社通信員の我等日本人在留者に與へたる公開的諷言に對し反駁する處あらんとす

抑も去八日當地會審衙門に於ける紛擾たる其起因する處蓋し支那人女囚は何處に抑留し置べきやの問題にして換言すれば工部局監獄の女囚室を以て之に充つべきや或は會審衙門の女囚室を以て充つべきやにあり右紛擾起るや當地に於ける紳紳を初め一般支那人大に激昂し、上海道臺亦右紳紳を援助して陪席判事英國副判事トワイマン氏の免職を要求し尙右紛擾に關係せる工部局巡査監督及巡査を處罰する事、支那人女囚を會審衙門女囚室に抑留する事、及單純に支那人に關する審問は全く清國の法權内に屬せしむる事等の請求を爲したり

本問題の當地領事團及上海道臺間の議に附せられ未だ其の交渉終らざるに去る十七日或る一部の支那人に於て店舗を閉鎖して同盟罷業をなすべき旨を記せる回文を配付せるものあり其翌十八日には上海附近の無賴漢は支那人の激昂せるを利用し茲に騷擾を初むるに至れり

以上は本事件を概括して平明に陳述せるものなり吾人は茲に之に關し各種の意見を詳述するの必要な事を信ず否如上の事實は日本人の更に本事件に關する事なかりし事を明かにし尙日本人は右の場合に於て支那人を援助して何等有形無形の利益を享くるものにあらずる事を説明するに足るべし然して又本事件たる領事裁判即ち治外法權の撤去なる大問題には殆ど關係する處なかりし事をも推考し得べきなり

本協會の特別委員の一人は貴社通信員と會見し如何にして日本人の騷擾に干與し又暴行者と親密なりしやと云ふ事實を確められたるやと質問したるに同通信員之に答て語りたる事實は單に左の如きものなりき

- 一、去る十八日の朝上海跑馬場附近に於て工部局の一使用人暴徒の大家に遇ひ暴行を加へられたる際日本人數名其大家中におりて別に何等の防害を受居る様子も見へず却て現場を見て笑ひ居り敢て同使用人を援助せんとする色も見へざりき
 - 二、同十八日朝工部局機關長マーン氏邸宅暴徒の襲ふ處となりし際にも日本人の彼等暴徒中にあるを認めたり
- (以上二個の場合に於て右は果して眞の日本人なりしか或は洋裝の支那人なりしか之れ貴社通信員の確め得ざる處なりき)
- 尙右の外貴社通信員は當地駐在 日本總領事に日本人の一寫眞師暴行の現状を撮影せし事實は市役所一部の人士の駭愕となりたる事を指摘する處ありたり(然れども吾人は之に對して右の如き撮影をなせるものは單に日本人而已ならず他の多數の外國人寫眞師)實質的の寫眞師并に素人とも)に於ても同様撮影したりと云ふを以て足れりとす

要するに如上の事實は貴社通信員は取て以て或る日本人は暴行者——然かも我等日本人に大なる迷惑を蒙らしめたる暴行者と親密なりとの根拠となしたるものなるべし然して吾人は今茲に同通信員の單に斯の如き薄弱なる報告に基きて通信を取てせるは果して其當を得たるものなりや否や賢明なる英國公衆の公なる判断に訴へんと欲するものなりき

騷擾の起るや日本義勇隊は他の上海義勇隊と共に其職務に就きたり又日本砲艦隔田の水兵は日本總領事の護衛に任じたるのみならず當時米國軍艦の上海に碇泊するものなかりしを以て進んで同國總領事館をも護衛したり然して同砲艦たる未だ建造中に在り其兵員亦實に十二名に過ぎざりき後當地日本總領事の急報に接し來著せる巡洋艦對馬は又出來得る丈の兵員を上陸せしめ各國の水兵と合同して居留地殊に各警察署護衛の任に當りたり尙吾人の英國公衆に向て報道せんとするは日本人にして其生命を賭して尙且つ外國人を兇徒の暴行より救出せる場合尠なからざる事にして吾人の斯の如き言を取てするも英國公衆は吾人を目して謙讓の徳を傷くるものとなし敢て非難せざるべきを信ずるものなり

借て吾人立論の爲に茲に一二の日本人にして幸に暴徒の讐を免れたるものありと假定せよ是れ必ずしも彼等の暴徒と關係するか或は關係せるを疑はるゝ理由となるべき乎決して然らず何故に日本人の其危害を免れたる事のみ格別に疑の眼を以て觀察せられ且つ又格別に世の輿論に供せらるゝ乎佛租界は其危害を免れたる點に於ては尤も好通例を示すものなり暴徒の亂行は(ヤンキンマン、クローク)の此方即ち共同居留地に於て其爲すに任せられし方と雖ども同(クローク)の彼方即佛租界に於ては萬事平和の狀態にありき然して此(クローク)たる實に一條の細き溝に止まるにあらざや又聞く處に據れば佛國人は其國籍を言明して無難に暴徒の中を通過するを得たり尙又一方に於ては英國婦人にして己が佛國人たる事を暴行た向て叫び以て無難なるを得たる例あり今實社通信員の日本人に對して推論したる方法を右等の場合に通用せば果して如何なる結論に達すべき乎嗚呼斯かる推論の不條理なる蓋し識者待たずして明かなり

吾人を以て見るに日本人の暴徒の中に入りしを信ぜし人々は支那人にして洋裝せるものを日本人と誤りたるに因るべし場合に於ては實に日本人と雖ども尙支那人を見て自國のものとなす事あるを以て泰西人にして斯の如き誤りを爲すに蓋し無理ならぬ事なり近來日本より歸り來る支那人中には和服を着して路頭を歩行するものすらあるなり

外國より歸朝する支那人に關する問題は充分考究を要することなるも之は茲に直接の關係を有せざる問題なるを以て省略する事とすべし然し乍ら只一言し置くべき事は目下日本政府は日本留學の支那人をして弊害の根源たるの不完全なる教育を避けしむる爲めに誠意を以て其の手段を講じ居れる事なり實際支那に於て外國人に對して紛擾の分子を成すと稱せらるゝ輩は單に日本より歸朝せるもののみならず他の外國より歸朝せるもの、内にも平賣なる事はりや米存の物を云へ米國貨「ゴイコット」の如き米國歸りの支那學生によりて初められたるものにして尙又當地會審衙門の判事補たる「キン」氏の如き一時は排外論者として當地外國人間に大に非難せられたる人なるが同氏は實に「ケンブリッジ」大學キングス、コーレーチの本業生たるなり、是等の事實は吾人の言明を一層的確となすものにあらずや」支那に於ける所謂排外運動と稱するは寧ろ特權を排斥運動と稱するの適當なるに如かず

之に就ては日本人は決して支那人の煽動者たるものにあらず日本人は支那人及外國人(日本人をも含む)の利益に均しく有害なる斯かる愚蒙なる運動に關し支那人を補助する等の理由は斷じて之あるなし嘗て一米國人にして鐵道敷設權を收得せんとせしもの浙江省の支那紳士に向ひ日本は同省に鐵道敷設の計畫ありと注意したるに該紳士は日本人と雖も他の外國人同様に取扱はるべく、而て同省に於ては決して日本人に同敷設權を讓與するが如き事あるなりと答へたりと云ふ尙又今日の日清談判に就き上海に於ける或る支那人は日本は清國の權利を蹂躪するものとなし同盟を造りて東清鐵道に關する談判に極力妨害を加へたり然して未だ確實に言明するを得ざるも今同の懸念に關係するものは前記の日本に反抗を試みたるものと同一人間なりと云ふ發行はるゝに非らずや

以上陳べ來りたる事を實紙の讀者をして日本人は遠くは北清事件近くは今回の懸念により充分認明せらるゝ、適り支那に於ては常に外國人中に敢へられ居る事を了得せしむることを得べし現に今回の懸念に於ては數多の日本人は毆打せられ數多の日本店は暴徒の爲めに破壊せられたり支那人の眼より見れば東洋鬼(日本人)と西洋鬼(泰西人)の間には殆んど區別なしと云ふも不可なきが如し

右吾人の陳述せる處に據り足下に實社通信員不的確なる報告に基き餘り速に其の結論に入つたるの事實を了解せらるべし本協會は吾人に關する報告の事實に關し充分精査し且つ考慮を費やしたる末茲に日本人中今回の懸念に關係せるもの若くは同情を有するもの皆無なりし事を衷心より確言する事を懼らざるなり尙又當地に於ける日本人は勿論他の地方に於ける日本人と雖ども支那に於て醜聞せる排外運動には大に反對するものなる事を併せて茲に言明し置くものなり

終に臨んで一言すべし實社上海通信員によりてなされたる提言は徒らに上海に於ける日本人の激怒を喚起し且つ兩締盟國の人民の間に疑懼の念を増加せしむるのみにして吾人の均しく悲しむ處獨り是に因て喜ぶものは好猜なる局外者あるのみ吾人の要する處は須く同盟の永續にあり而して之を能くするものは獨り相互の融和あるのみ苟く之を妨害せんとするものあれば極力之を排

斥せざるべからず吾人は此言の恐く兩國民の共通せる感情を顧はしたるものなるべしと信ず吾人は此書の爲めに願くは貴重なる紙面の餘白を與へられんことを希望し且つ感謝するものなり

千九百〇五年十二月廿九日

上海日本人協會長

伊東米次郎手記

又會審衙門事件は、暴動の當時より直ちに北京政府の外務部と、英國欽差大臣との交渉の結果、翌年一月合意妥商して、一段落を告ること左の如し。

- 一、陪審官英國副領事は留任の事。
- 二、本事件の首めなる巡捕頭の職務差免。
- 三、支那人の女犯罪者は以後新署の監牢に入る、但し工部局衛生規則を恪守すべし、又衛生部の役員は隨時查觀の事。
- 四、今回英國人の被れる損害賠償は支那政府其責に任せず。

右にて昨年十二月十八日事件は、終りを告げたれども、斯の如きの衝突は、今後種々の方面に於て、多々あるべきものなれば日本人たるものは、何事にまれ、前條の如き誤認誤解を列國人に蒙らざるやう注意すべきは勿論にして、吾人は未だ誤認誤解の患へを免れざるの狀態を經過せざるを得ざるを以て、所謂君子自重の態度に出で、他面には團體個人を問はず、同盟國人と一刻も早く密接の關係を

作る手段を講じ、彼等をして日本人なるものは、擾々乎たる民たらざることを確信せしめざるべからず。

○支那通商沿革一斑

題して支那通商沿革一斑と稱すれども、此は單に便宜上の見出しに過ぎず、要は英人の支那に見れし以後に於ける、支那外國通商の沿革を一二記する所にかゝる。

英人の廣東に見れたるは一千六百三十七年、明の崇禎十年、我寛永十四年、即ち我鎖國令發布の三年前にして、當時明朝は垂亡の間にあり、早くも英國東印度會社の商船隊は、之れを察し威力を耀かして通商の認許を強要する所あり、廣東總督は其喝に恐れ、終に特許を與へたり、則ち現清朝の支那の實權を掌握せざる以前に、廣東は早くも、英人の爲めに開港せられ、幾ばくならずして、其他歐洲列國の船舶にも、此港は開放せられたり。

然るに英米其他の廣東に通商せし商人、即ち支那人の所謂夷狄の通商は、當時の檢束を被れり、即ち此に互市するものは、六箇月以上駐ることを得ず、指定されたる狹隘の地外には商館を建築することを得ず、入港の船舶は、都府を距る十二哩の下流、黃浦より溯上することを得ず、其積荷は自家の小

艇もて積卸することを得ず、支那の地方官と、直接の應對を禁せられ、彼等が穢はしとする禽獸に隣れる夷狄との交渉は、一に西人の所謂ハニスト支那人の所謂幫商なる一種仲買の支那商に委せられたり。

故に此ハニストの手を経ざれば一物だも、賣買することを得ず、音に賣買のみならず、船舶より納むる諸税も、亦此幫商に由りて收受せられ、船長船員の犯罪までも此幫商に由りて處分せられたり。斯かる抑制は、英國印度會社の約束の存續中、常に維持せられしが、會社の役員一たび、英國政府の派遣委員に由りて、交代せらるゝに及び、忽ち英清間の紛糾を惹起せり。

事端は支那政府が英國の通商をして、更に一層狹隘なる一小圈内に、封鎖せんと企てたるに起因せり、當時英國の通商は、抑制壓迫の爲めに將さに窒息せんとするに至れり、是に於てか所謂大英的自尊心は、争かで激動せざるを得んや、終に千八百四十年即ち道光四十年我天保十一年の戦争とはなれり、其結果は支那四千年來の通商を根本的に一變し、開港て、前古未曾有の一新紀元を劈開し來れり。

支那政府の禁令と屢次の警諭にも干はらず、英商は驕傲にして、肆まゝに鴉片の貿易を繼續せし事、清官貪婪にして英商に對し絶えず強索誅求し、殘忍狡猾の舉に出でし事、清廷尊大自ら持し、英國に對して侮辱と損害とを加へし事、故なく英國の軍艦を襲撃し、其乗員を塵殺せし事、清國欽差大臣林

則徐(兩廣總督)と英國欽差大臣エリオットとの約款を清廷無法にも破棄せし事等は、千八百四十年に於ける、英清戦争の原因なりき。

開戦するや廣東は直ちに破れ、香港は略取せられ、翌年更に揚子江口に近づき來り、舟山列島を以て根據地とし、定海に本營を置き、開港及償金の擔保として清廷に迫るや、清國敗衄の結果として、乃ち千八百四十二年、道光二十二年、我が天保十三年南京に於て、英清修交通商條約を締結すること、はなれり、世に有名なる南京條約にして、是れに由りて支那は、香港を割きて英國に讓與し、廣東、上海、厦門、福州、寧波の五港を開きて通商の埠頭となせり。

當時鴉片數十擔を廣東にて焼き捨てたる、豪傑の林則徐も、大勢には抗する能はずして、革職となりしは、其心事察するに餘りあり、此に於て從來寧波に限局せられたる、外國商民は、先きを争ふて上海に移住し來り、英國先づ其專管居留地を、上海縣城を距る壹哩の黃浦江岸に定めたり、是則英租界の初めなり、次ぎで米佛の兩國も、千八百四十四年に於て、南京條約を基礎として、條約を締結し、爾來歐洲列國とも、同一の基礎に置かれて締結するに至れり。

此に至りて支那は初めて國として、他の國際社會と離るべからざる關係に入込み、而して歐米商民は、白國の法律に由りて、身體及財産の安全を保證せられ、茲にハニストなる幫商の手を離れ、隨意

に賣買取引を行ひ得るに至り、貿易是れより活氣を加へ、廣東上海の通商は最も繁榮に赴けり。但だ支那人は一千八百四十年の敗衄以來英人を憎むこと甚しく、且つ西人所奉の基督教を以て、異端邪説、民を愚はし國を亂するものなりとし、併せて之れを排斥せんと欲するの念蠢動して止まず、此に於て一千八百四十八年には、上海附近の地に於て英國宣教師の虐待となり、一千八百五十一年には北方に於て佛國宣教師の囚繫となり、徐ろに天津條約の禍機を胎み來れり。一千八百五十六年には、廣東に於て故なく英國商船を抑留して其貨物を搜索し、同國々旗の侮辱となり、同年復た佛國宣教師の捕縛となり、清官の暴戻となり、日に倍々狂頑を逞するに至り終に列國の問題となり、同年英佛露米四箇國の公使は、聯合艦隊を率ゐて渤海灣に入り、白河に進み、皇帝に謁見せんことを要求せしも、清廷拒みて之れを容れず、聯合艦隊は乃ち大沽の砲臺を占領し、兵威を觀めしたれば清廷初めて悟り、天津に於て英佛兩國に對し媾和條約を結び、一千八百五十八年即ち咸豐八年、我安政五年調印せり、則ち有名の天津條約なり。

此條約は一箇年の後ち、北京に於て批准交換の約ありしに由り、一千八百五十九年英佛大使は天津に到り、進みて白河を溯上するや、清廷は兵を兩岸に伏せ、俄かに起りて之れを挾撃す、兩國の大使は身を以て緩かに免れたり、是に於て翌一千八百六十年英佛は、問罪の聯合軍を發し、天津に上せ、八里橋

の大戦に克ちて、帝都に入り北京城下の盟を制したり、即ち北京條約是なり。

清廷は此兇賊的贖罪の一つとして、天津條約の新開港場以外に、更に天津をも開港せしめられ、又此條約に由りて、將來相互に公使を、首府に駐割せしめ、且つ其一行の身體財産住居は不可犯たること、及基督教を認可し、教師教徒の生命財産を保護し、布教信教の自由を許し、其他指定の内河に商船を溯上するの自由を許せし等も、此條約の結果なり。

是より曩き支那は、廣東、南京の二條約以來、國際社會に入りたるにも干はらず、外國を視ること藩屬の如く、一切の修好事宜は、藩理院をして管理せしめしが、北京城下の盟をなしたる歲、一種の衙門を設けたり、即ち今の外務部の前身にして、其名世界に聞へたる、總理衙門は即ち是れなり、(支那は總理各國事務大臣衙門と一般に稱せし西人は單に總理衙門と云ふ) 恭親王首席大臣として、外國通商の事務を初めて統一せり、即ち舊時の面目は茲に一新せり。

此後十二年にして即ち一千八百七十一年我明治四年、清の同治十年始めて我日本帝國は支那と通商條約を締結し、所謂今世の世界的通商場裡に加せり。吾人の近世的對清貿易に於けるも亦遲しと謂ふべし。

其後ち清佛間に萬籬を生じ、福州馬尾の開戦となりしも商業貿易には些少の變動を見る能はず、惟だ

日清戦役は北京條約以後に於ける、通商上新紀元を開きたるものにして、亦東洋に於ける形勢上に一大變化を與へたり、一千八百九十五年、我明治二十八年、下ノ關に於ける講和條約、并に其翌年に於ける日清通商航海條約は久しく我の得んと欲して得る能はざりし治外法權と最惠國條件とを收めて、我れに歸したる外に、支那通商上列國の爲めに、數多の利益を要約したり即ち、

- 一、沙市、蘇州、杭州の三港を開港したる事。
 - 二、宜昌より重慶、上海より吳淞及運河に入り、蘇州杭州に至る内河航路の自由航權を得たる事。
 - 三、本稅品に對しては、輸入稅の二分の一、無稅品に對しては、從價の二分半の抵代稅を入るれば、其他一切の内地稅を拂ふなく、自由の商品を内地何れの處にも輸入するを得ること。
 - 四、内地何れの處に於ても自由に物産を購入し、隨意に之を各地に運搬回漕し得ること、并に其物産の購取にして、輸出のためなるときは、輸出稅の外は、一切の内地稅を免るゝこと。
 - 五、何等の稅を拂ふこと無く、自由に倉庫を借用し得ること。
 - 六、支那人に課せらるゝ稅額内の稅を納るゝときは、支那に於て自由に製造業に従事することを得ること。
 - 七、一定の輸入稅を納るれば自由に各種の器械類を輸入し得る事。
 - 八、旅券を携帯すれば、内地何れの處にても、自由に旅行するを得、且つ其旅券は、十三箇月間、有効なること。
- 并に開港場附近支那里程一百里の區域内にありては五日間に亘り、無旅券にて自由に、旅歩するを得ること。
- 以上は日本が支那に對し、自國及列國の爲め、通商上に勝を制したる著大なる利益なり、是れより列國の野心は勃發し、露は旅大を掠し、德は青島を略し、政府民人共に支那に向て企業心を起し、嶺山

に、鐵道に、工業に、製造に、新事業に對する各種の讓與は支那帝國をして殆んど祖上の一擧たるが如き思ひあらしむ。

此時に方りて我帝國は、熱誠に支那の前途を憂慮し、各國が牙を鳴らし、爪を磨するの間に立ち、巍然として國土の保全を主張したり矣。

○政 事

既に示す如く上海なるものは公共租界(英美租界)法租界(佛蘭西)上海縣城内外、及對岸浦東を併せて人口約百有餘萬の地を概稱して可なるべきも、單に上海と言ふときは、主として英、米、佛の租界を稱するものにして、就中吾人は英米二租界を以て上海と稱する如き思ひあり、而して其上海に入るに及んでは政事上左の三個に分かるゝあり、今其區域を示せば左の如し、

- 公共租界中央區、西區(舊英租界) 北區、東區(舊米租界) 工 部 省
- 法租界(即ち法蘭西租界) 法 租 界 工 部 局
- 上海城内及南市 上 海 縣

上海知縣は上海道憲及び松江知府の命令を受けて上海縣治を司とる、而て上海縣を土の大は我國の一郡に等しく知縣の位は

工部局

○衛生課 Health Department.

長 次長 課長 市場取締 ヴィンターリー看護婦養成所(本所は大英女皇陛下金剛石婚式の記念建設に係る)病院 看護婦同見習 看護人

○電燈課 Electricity Department.

技師 技手 器械師長 書記長 料金取立掛

○典獄課 Gaol.

○音樂隊 Band.

○消防隊長 Fire Brigade.

(部下は義勇組織なるを以て有給技師一人隊長あるのみ)

○義勇隊 Volunteers.

○公立學校 Public School.

○同支那人學校 Public School for Chinese.

其財政に於けるや九百〇三年の通常歳入は、壹百參拾四萬千五百七拾兩にして、前年の歳入より超過すること、拾參萬貳千參百八拾壹兩即ち壹百分の九分を超過せり其財源は、

○工部局歳入

土地税(百分の一の十分の五).....二七七、〇九六、三一

家屋税(外國人家屋百分の十).....二〇四、三七四、九六

同(支那人家屋).....三六九、七六九、〇〇

營業税.....一六二、五〇八、八〇

免許料(車馬鴉片烟店等).....三二七、八二〇、九六

計.....一、三四一、五七〇、〇三

○工部局歳出

警察及監獄費.....二九四、三八七、一〇

衛生課(病院小菜市場を含).....五五、二四六、〇〇

電燈課 五四、一六〇、九四

水道 一四、五九四、三三

電話料 一、六九四、〇二

公共事業 一九五、一〇二、八五

掃除費 九七、八四六、七三

芝地、公園、道路墓地修繕.....二六、二九七、二四

工部局

| | |
|---------------------|---------------|
| 機關部、測量部 | 八九、二六八、五三 |
| 株式其他貯蔵物品四八、三九三、〇〇拂下 | 二一、四七五、九一 |
| 損失額二一、四七五、九一 | 一一三、三八五、九三 |
| 書記課其何法官俸給 | 六五、九五三、五五 |
| 市債利子 | 七九、一〇六、九九 |
| 義勇隊 | 三六、一八四、二三 |
| 消防部 | 二二、一九〇、〇六 |
| 音樂隊 | 二〇、七三三、七〇 |
| 教育費 | 一〇、〇〇〇、〇〇 |
| 博物館 | 五〇〇、〇〇 |
| 圖書館 | 一〇、〇〇 |
| 市債償還 | 六五、〇〇〇、〇〇 |
| 計 | 一一、一九四、〇二〇、一二 |

通常歳入は歳出に超過し殘餘拾四萬七千五百四十九兩壹錢九分及び豫て募債の三十四萬〇五百兩を合せて新事業費、即ち租界内の新道路開鑿及監獄、避病院等の建築費に宛つると云ふ、又同年佛蘭

西租界の經營に就て之れを見るに、歳入參拾七萬五千〇七拾貳兩壹錢八分にして、歳出四拾壹萬八千四百貳拾四兩壹錢壹分即ち歳出超過する四萬參千參百五拾貳兩九錢參分に及べり、今其財政を示せば。

○佛蘭西工部局歳入

| | | |
|-----|----------------|------------|
| 土地 | 稅(百分の一) | 三三、八三五、六二 |
| 家屋 | 稅(外國人) | 一一、五六二、五三 |
| 同業 | (支那人) | 八九、三五六、四二 |
| 營業 | 稅 | 二五、七九六、一九 |
| 免許 | 料(車馬鴉片 烟店等) | 八九、八七〇、七四 |
| 埠頭 | 稅 | 五九、九一一、一九 |
| 電燈 | 費 | 一四、五一五、三八 |
| 水道 | 費 | 二七、〇五六、八一 |
| 雜收入 | | 二二、一六七、三〇 |
| 計 | | 三三五、〇七三、一八 |

○佛蘭西工部局歲出

| | |
|------------|-----------|
| 書記局費 | 三三、一三七、一九 |
| 公共事業費 | 八八、七八六、八五 |
| 同臨時費 | 八八、七六三、七二 |
| 警察費 | 七五、四九七、七六 |
| 水道費 | 二四、五九七、六六 |
| 電燈費 | 三一、一五七、七一 |
| 衛生費 | 一二、二〇八、八七 |
| 教育費 | 八、四六九、五一 |
| 義勇兵費 | 二、〇八八、〇六 |
| 消防部 | 四、四五〇、〇〇 |
| 音樂隊 | 一、五〇〇、〇〇 |
| 病院孤兒院貧民救助費 | 九、五〇四、二五 |
| 電信電話 | 四、七七一、六三 |

| | | |
|----|-----------|------------|
| 雜費 | 五、五九五、四七 | 三四、四九〇、九〇 |
| 利子 | 二八、八九五、四三 | 四一八、四二四、一一 |

則ち前者の餘裕あるにも係はらず、後者の不足を生ずる其一斑を窺ふに足れり、翻て公共租界 (International Settlement) を見る、に其政事の簡易にして能く行き届くは、全く英國が殖民地經營に於ける、數十年の經驗上より來れるものにして、黃浦灘路に逍遙するの人は殆んど樂園に入らしむるの感あらしむ。

嚮きに英人の香港を經營するや、専ら衛生上より打算し來り、道路を通じ排水を良くし、水道を布設し、經營五十年風土一變し、街衢清潔にして傳染病及疫癘は絶滅し、塵芥の如きは微毫だも止めず、上海の如きも漸次此方針に據りて整頓すべきや必せり、近時工部局も支那紳商の領袖を入れて事に預からしめんとする議ありしも、尙早論者に制せられて未だ行はれず。

工部局政事の大體を知らんと欲せば、同局の章程を繙かば其要を知るを得ん、然れども其立法行政共に簡單にして守り易く行ひ易く而かも衛生に重きを置くは、實に市政の好模範たれば、本邦内務省の如きは特に吏員を派して教を受くるの價値あるものとす、又工部局章程中吾人の記憶すべきものは、

- 一、地租は毎年十二月十五日迄に明年の分を納むること。
- 一、租界内は何人も鐵炮刀槍鐵棍等の利器を所持し又作るを得ず、若し工作するものは罰洋十元或は懲役に處す。
- 一、五月一日より九月三十日まで、毎朝七時以後は路上にて、地氈じまのの土を拂ふを得ず、十月一日より四日三十日迄は毎朝八時までは妨げなし。
- 一、牛羊猪等一切の牲畜は、大馬路四馬路等他の道路を追ふことを禁ず、又家畜の虐待を禁ず。
- 一、若し失火あらば電話にて五十五番、英巡捕房、百十二番、法巡捕房に報知すべし。
- 一、五月一日より九月三十日まで、毎朝六時以前に塵芥桶を店前に出し、十月一日以後四月三十日まで毎朝七時までに店頭に出し置くべし、(店頭に出し置くときは工部局の應取り車即ち拉拔車來りて芥塵を持ち去るなり)。
- 一、石油は十箱以上を積み置くを得ず、風は揚ぐることを得ず、マッチは小賣店取開店に於ては三大箱(一箱の中に六小箱。一箱内に一千二百匣)卸賣(雙開商店)に於ては六個大箱より逾ゆるを得ず。
- 一、工部局警官の許可を得ずして、五月一日より九月三十日に至るまでは河中にある泥土を揚げ取るべからず。
- 一、婚姻喪祭道路を多勢通行せんとするときは、豫じめ巡捕房に至り許可書を受け置くべし。
- 一、公園には自轉車を乗入るべからず、乳母車は小路の傍邊を推し置くこと、花を折り、鳥の巢を掘ることを禁ず、突樂所に入るべからず、支那人は洋人の傭人の外入るを禁ず、小供は大人の同伴なければ入るべからず。
- 一、硫黃硝石は工部局の許可を受け、其命令の下に商ふを得。
- 一、看板を懸くるには、少くとも地を離る、七尺五寸、又三尺より以上に道路に向て出だすを禁ず、招牌の大小長さ四尺五寸、洞さ一尺五寸を逾ゆるを得ず、掛けたる招牌は路側の燈を遮ざるを許さず。
- 一、各工場に於て汽笛を鳴らして工人を集むるを禁ず、又毎十秒より長く汽笛を鳴らすを得ず。

- 一、馬路にありて車に駕するもの、道路の左邊を通行すべし、若し他の車を踰越するの必要あらば、他車の右より前に向ふべし、重き荷物等を積む車は路傍を行き、輕快の車の妨げとなるべからず、○十字路頭よっつせ又は橋等にて曲るところは大轉彎おほまわりを爲すべし、又十字街頭にては車馬の前後を見て通行し、決して他の車を踰越すべからず、○車馬を停めんとし又は轉彎を爲さんとするとき、左に轉せんと欲せば左手を挙げ、右に轉せんと欲せば右手を挙げて指點せば、後にある馬車衝突の患なし、○上車又下車するときは必ず路の最傍にて爲すべし、○車馬は自在に停車すべからずして巡捕の指示に據るべし、○車馬疾走を許さず、○重荷の車馬は其速率、人と較するを得ず、○馬丁取者は馬車内にありて假寝を爲すべからず、○午後三時より夜半二時まで、福建山東兩路の中間、福州路(即四馬路)の東より西馬路を許さず、要するに四馬路近傍雜圍の地は馬車の疾走を嚴禁するを云ふなり、○江西路以東の馬路は甚だ狹隘なるを以て馬車を止めて待つを得ず、此等は馬路通行者の一應心得置くべき所なりとす。
- 一、家賃一ヶ月銀四十兩以上を拂ふものは、上海公民の資格あり。
- 一、危險貨物の堆積、茅棚、竹屋、積草、堆薪、等は巡捕の書付けを以て、工部局に到り其置場を報明し其許可を受くべし、否らざれば初次は罰洋二百五十元、第二次は罰洋、五百元、現品沒收、又石油、火酒、重油其他の爆發物亦然り。
- 一、大小各車に論なく、日没後は必ず點燈をなすべし、違ふものは罰洋五元とす。
- 一、凡て人の妨害となるべきこと、人の損失を醸すべきこと、憎むべく惡むべきの事は、皆工部局の禁する所なり、工部局示諭するも尚遵行せざるものは、毎日罰洋二十五元以下を課せらる。
- 一、租界内に開設する左の店舗は必ず工部局に報明し、同局の認可を受くべし、然らざれば直ちに罰に處せらる。
遊玩場、見せ物、芝居、曲馬、玉突、酒店、鴉片屋、藥店、食肉店各舖、屠牛場、貸馬屋、或は卸酒商、貸車船馬車、解船貨船等即ち營業稅の條に記するもの。

- 一、五金の餘額、煙燭及石炭の製造、豚の飼、廁所、牛馬糞堆一切不潔の事は工部局衛生検査の上改むべきものは改め、廢すべきものは廢せしむ。
- 二、一千九百零六年正月一日より各家内の塵埃は街上、或は里内に棄るを許さず、夏期は毎朝六時、冬期は毎朝七時前に各自規定の塵桶(桶には其家の番號記入しあり)に入れ運搬の便利好き場所に置くべし、右塵桶は河南路第一號工部局清潔係主任醫師の處に至り購入すべし。
- 大桶は一個洋四元、小桶は洋三元五十仙、其塵埃は本局より、小車を以て運搬す、其運搬車一車は毎月洋五十仙
- 租界以外の者は道路の遠近に依りて、更に運搬費を増加す家内の塵埃にして、紙又は藁の如き燃え易きものは隨時燃や棄つべし、馬小屋の塵埃は、屋内の塵中に混入すべからず、別に取扱規則あればなり。
- 若し以上定むる所の規則を犯すものは、必ず巡捕より工部局に送附して處分すべし。

○巡 捕 房

巡捕房 (Central Police Station) 本部は河南路の四馬路に會する所にあり其建築は一千八百九十一年に起工し、同九十四年を以て落成したる大建築にして、其設計はキングスミル、及アトキンソン二氏に係り、初期レネサンス (Renaissance) 式に據りて建築せられたり、其建築費は七萬六千餘百兩を要せりと云ふ、而して其地所は拾萬兩なれば合計にて拾七萬六千餘兩なるも今日の價格に見積るときは其倍數以上にするも尙安價なりと云ふ、其百事中央の稱も亦空しからず、而して此捕房を老巡捕房と稱へ、新捕房は南京路にあり、虹口は吳淞路にして其他に派出所等あり。

其制度は總て英國植民地の制度に倣ひ、巡捕即ち巡查の如きもの三種の人より採用せり、洋人巡查、印度巡查、支那人巡查是れなり、洋人巡查は印度支那の兩巡查を取締り、又訓練を爲し、其指揮官に供せらる、印度巡查の如きは其面瘡猛黒褐にして虎髯を振ひ、一見して膽を奪はれ再見して腰を抜かしむ、眞に英國の良き思ひ附きなり、而して其瘡猛の如くなるものは誠に無邪氣にして愛すべきこと嬰兒の如く、決して粗暴ならざるは其天稟に依りてなり、容貌より察すれば大概ね四十歳前後の如しと雖も、其實に二十五歳前後のもの多し、此印度人巡查と支那人巡查と共に通路市街の安寧秩序を保維せり、然れども一旦危急の秋に際しては何れが有用の材料たるべきや、今余の解答を要せず、聞く本年三月十三日の市會に於て、今回更に一千人の印度巡查を増用すべきことを議決せりと。

工部局は本年初めて日本人二名の探偵を雇聘せんことを我總領事館に交渉し來り、既に適任の人を本國より推薦せられて就任せり、想ふに今後は巡查招聘をも交渉し來たらんか、我居留民も日に月に多きを加ふるを以て勢ひ其取締を要するものあらむ、或は我より注意を與るも亦敢て不可なからむ、今其待遇の一斑を示せば左の如し。

○上海工部局補房員月給表

總巡捕頭一名 每月給料約六百元、

副巡捕頭七名 同上貳百元以上壹百八拾元、

經管馬副捕頭一名

經管車輛副捕頭一名 每月約貳百元以下壹百八拾元、

以上は西洋人

探偵長 一名(洋人)

包探即探偵 五名(以上) 每月給料同上、支那語を能くするものは毎月四拾元の加俸、

巡捕 一百名(同上)

通譯 四名 每月給料一名百元、一名八拾元、一名四拾元、一名參拾元とす、

印度人巡捕 二百名

支那人包探 三十四名 三道頭十五人 每月各貳拾壹元餘、二道頭以下拾八元以下、

支那人巡捕 六百餘名

三道頭二十餘名 每月各拾五元、二道頭一道頭次第不同、

法租界の巡捕局は、法大馬路の西首八仙橋邊にあり。

上海城内は上海道臺の管する所なり、警察の稱は日本に初まる、支那の保甲巡查の最も確實なるものなり、支那警察の總巡を米森廷とす、又巡捕と稱せずして、巡士と謂ふは學堂出身の士を以て之れに充つる故に、丁役を以て之れを視ずして、士人を以て其人を重んずと云ふ、其意嘉すべし、既に我國にては廢藩の際より士族の職業たる觀ありしを以て、巡查の風紀は今日猶中流以上に位するは支那人巡捕等の企て及ぶべき所にあらずと雖も我國人の彼支那巡捕を見ること亦我國の如く輕視せざるを要す是れ即ち我身を重んずるなり。

○衛生

衛生局も亦工部局の一局課にして吾人は單に The Health Office. と云ふ、其建築は消防局に連續して工部局の北邊に達す、分析所あり此には嶄新なる器械を常に所有し、其有益の發明ある分析實驗室を有し、傳染病研究の爲め各種の動物を飼養する園を有し、牛痘菌を製して人民に施與し、又無料にて種痘を施す、其他食用牛豚羊の屠殺場の如きも本局の管轄にして檢印濟のものにあらざれば肉を市場に上すを得ず、牛乳亦然り、然りと雖も牛乳の如きは支那人の取扱に係るを以て良品なしと云ふ、注意

すべし、就中上海居住の支那人四分の一は皆肺病者にして蓋し肺結核家なれば、吾人は百事交際、就中親密の交際に於ける青年の如き決して注意を惰るべからず。

一に看病、二に藥、兎に角病まざるの勝れるに如かず、疾病なからんと欲せば、必ずや自ら注意するの外なかるべからず、是れ工部局が嚴に衛生に關する注意書を發し其費を各まじして、人民を指導する所ならずや、瑣れりと謂ふべし、今其諭示の一二を示せば。

工部局衛生示諭

爲出示曉諭事、照得衛生之法、全賴飲食起居、講求潔淨、所有各穢物宜掃除淨盡、本局史醫官、臚列以下各條、望人一體遵照、可免天花、霍亂、痢疾喉症、紅疹、痧症、瘟疫、瘧疾、諸項病目、

公用各法

- 一 凡查驗房屋潔淨之處、可稟報河南路一號本局醫官、以便派人料理、並不取費、
- 一 各項穢物、有礙衛生事宜者、務隨時報知本局醫官、
- 一 本局於靶子路建造醫院一所、專備居民感染疫疾危險病症、俱可送入院內醫治、不費民間分文、如欲獨居一室、醫愈疾病、醫院中亦備有此等房屋、不過病者略行貼費、
- 一 民間房屋、前曾寓有患疫之人、可逕稟本局醫官、當派人至其室內、代爲收拾潔淨、毫不取費於民、

居家各法

- 一 食物宜下鍋煮熟透、方可入口、由西歷六月起至十月止、煮熟各物、不准越宿再食、菜葉貼近地面、易染傷寒霍亂及腸內諸般病症、故未煮之前、勿與他種食物移近、必待烹飪已熟、方可無患、
- 一 水未煮過、慎勿入口、嗜嘔水、冰凍水、皆與人有害、惟茶最爲平穩、無論寒暑、俱極相宜、
- 一 蚊蠅最能傳病、故食物必須遮蓋、以免散毒於內、致人誤食生病、蚊蟲吮人、即能變成瘧疾、故寢時務將帳子垂下、有入內地遊歷者、帳子益不可不用、淺沼之內、蚊易散子、若用火油少許沖下、則可斷其生機、家有積水、立即除去、則蚊亦不生、
- 一 垃圾不宜存積、宜備一輕便之白鉛桶、將垃圾倒入於內、居戶便桶、其蓋應閉置完密、如因垃圾桶及糞桶無從購辦、可向河南路一號、本工部局購取、
- 一 天井暨陰溝、宜每日用多水沖洗、勿任坍塌、
- 一 吐痰於沿路、最爲穢德、苟吐出之痰、爲痧症之人、則遺害更不堪設想、故吐痰於陰溝及火爐之內、方可無患、
- 一 居民當種牛痘、若依舊法用痘痂塞入鼻孔、雖一人不染天花之毒、而其餘則被彼傳染、皆須殃及、吾人の慎んで服膺すべき條件なり、又上海に於ける傳染病の種類は、

痘症(天然痘) 霍亂症(虎列刺) 紅痧症(猩紅熱) 膨脹病(脚氣) 漏底傷寒症(空扶斯)
 痢疾(赤痢) 麻疹(麻疹) 爛喉刺症(實布垚里) 癆症(肺結核) 熱瘧症(デング熱と稱す
 る熱帯地方に流行する熱病) 麻瘋症(癩病) 花柳症(梅毒) 白濁症(淋病) 花柳瘡(下疳)
 等にして天然痘は十二月一日の候流行するもの多く、且つ蔓延の盛なる、其勢ひ抑遏すべからず、依
 て工部局清潔係は牛痘苗を各醫院に施して支那人に種痘せしめて其價ひを索勅せず。

○虎列刺は明治三十七年には、十數年前の如き勢ひなく漸々退落の状況なり○空扶斯は往々マオアルト熱と誤診するものあり
 要するに病毒菌は野菜、蠟、蛤、河水、牛乳、道路の塵埃等より口鼻より入る所に係る故に前條の豫防を常に情らざ、成るべく
 蔬菜類の生食を禁じ、煮て食すべし上海地方の肥料は悉く流動肥料にして其不潔なる名狀すべからず、○實布垚里は僅かにして
 又工部局傳染病醫院化學局に於て製造する所の Antitoxin. を以て皮下注射して其効を奏す、○猩紅熱は西亞細亞の小亞細西亞
 一帶の地に流行するものなれども、近頃日本より此病傳來し、西洋人十五人此症に罹るも僅かに三人の死あるのみ、○肺結核は
 頗る多く支那人の肺病患者は常人壹千人中貳百五十人は此病症にして其家屋淋瀝にして空氣流通せず、又咳吐地に満ちて、汚
 穢狼藉たるを以て患者の微菌四方に蔓延して傳播するは實に恐懼すべきものに屬す、故に工部局は諭示して豫防を勉むと雖も、
 尙道路の咯痰血を混するもの往々なるは戰慄する所なり、左に工部局の諭示を掲ぐ

○上海工部局衛生局預防癆症傳染之法

- 一 住居上海之華人、有四分之一、患癆症身故、
- 一 癆症最易傳染、然除滅淨盡、亦自有法、

- 一 癆症初起、係人感受病者毒苗、吸入腹内、以致染成是病、然實驗其害之由來、緣微生物根於病人
 痰内、且及於病者與人言笑噴嚏咳嗽之時、隨口四射之涎末、
 - 一 微生物由何而起、係從癆症人發生其蕃衍不可計數者、尤在痰爲叢聚之處、
 - 一 癆症之人、吐出濕痰、其毒尙難播散、迨日久曝乾、氣挾塵埃、隨風颺散、其害遂不可思議、能使
 傳染無盡、由此人而禍及他人、
 - 一 沿路吐痰、大爲穢德、況吐出之痰、爲患癆之人、則遺害更覺無限、故吐痰必盛以磁盂、且盂内須
 貯除穢藥水、或置清水、更或向陰溝火爐之内吐痰、如此、方可無患、
 - 一 既患癆症、應隨時防閑、勿對人咳嗽、
- 前條の如きは、我國にありては、平々凡々なれども、利慾の外、東西を辨知せざる支那人に向て、懇
 懇と終歲曉諭するに至りては、其多とする所の勞想ふべし、されば吾人も慎んで沿路に痰を吐く等の
 輕舉を避けざるべからず、由來列國と比肩せんと欲せば必ず先づ、列國人士の思ひ所よりして避け
 ざるべからざるは則ち常道なり。

○脚氣は前年工部局に繋ぐ所の囚徒に發す、然れども今は少なし、○瘧氣症、千九百〇四年には此症に係りて死するもの壹人あり
 しが、漸々傳播して甚だ繁盛を爲す、此熱病は蚊の媒介する所なるを以て、蚊をして蕃衍せしめざるの工夫を要し、貯水を撤し、
 蚊帳の用意周到を要す、又工部局は排水に頗る力を致し、蚊の誅滅を計るを以て、夏月と雖も租界は殆んど蚊の患へ少なし、○狂

犬病は即ち狂犬に噬まる、ものなり、租界内の飼犬は噬害と稱して口輪を欲むる規則なれども、尙竊犬の人を噬むものあり、而かも洋犬の毒より支那犬の毒劇甚なれば人々郊外等は充分注意すべし、若し不幸にして狂犬に噬る、等のことあれば虹口工部局の醫院に至り其治を請ふべし、同院には犬毒治療の爲め巴氏 (Pasteur Treatment) 劇犬の法を施す、若し噬れたるとき即時に治療せざれば其毒、旬月ならざるに發するものにして、之を工部局の試験する所に據れば、支那犬の毒を家兎に播すれば十一個日より十七個日の間に其毒を發す、若し歐犬の毒なるときは十四日より乃至二十一日目に發するを常とす、されば購犬の毒は歐犬よりも甚し。

工部局醫院は靶子路にあり、其避病院の如き規模宏壯にして消毒の用意頗る周到なり、支那人の部は、工部局華人醫院と稱せり、明治三十七年に落成する所に係る、洋人の入院料一室一人一日六兩とし、室を同するものは一日二兩とす、支那人は一兩より四兩に至ると云ふ。

○英美租界内外國人死亡數

| 年次 | 居留人員 | 死亡者 | 壹千人に付死亡者 |
|------|-------|-----|----------|
| 一八八〇 | 二、一九五 | 五五 | 二五 |
| 一八八五 | 三、六七三 | 七一 | 一九 |
| 一八九〇 | 三、八二一 | 九一 | 二三 |
| 一八九五 | 四、六八四 | 八〇 | 一七 |
| 一九〇〇 | 六、七七四 | 九七 | 一四 |
| 一九〇四 | 九、〇〇〇 | 一一六 | 一二 |

○同上支那人死亡數

| 年次 | 居住人員 | 死亡者 | 壹千人に付死亡者 |
|------|----------------------|-------------------|-----------------|
| 一九〇四 | 三八五、〇〇〇 _人 | 九九五六 _人 | 一九 _人 |

衛生課には清潔係りなるものありて、塵芥容器等の如きは製作販賣し、又常に市中見廻りに於ては掃らす。

○此他土木課の如きは工部局の重要なる分課にして道路橋梁測量設計悉皆管理する所なれども浩辭に渉るを以て今之れを記せず。

○電燈部は虹口の有恒路にあり、元と私設なりしが一千八百九十三年工部局は電燈公司より六萬〇七百六十五兩を以て買入れ改良せしものに係る、今日にては既に二十五萬圓の價格ありと云ふ。此電燈を以て市街到る處照らさるるはなしと雖も、半夜行人稀れに戸々華背に入るに及び、而かも冲天の明月皎々乎として又燈を用ふるの必要なき時に臻りては、適宜電燈を消滅して能く其燈費を節するが如き當局爲政者の注意想ふべし。公共用の外何人の需めにも應じて供給す。

○消防屯所

中央消防屯所 (Central Fire Station) は河南路にあり、一千九百〇三年三月の落成に係り、老巡捕房と對峙して、此市街に美觀を添へたり、題して曰く吾人は火炎と戦ふ (We fight the flames.) 抑々上海消防局は一千八百六十六年の設立に係り、久しく其命名ありしに、加ふるに、今世紀に入りてレネサンス (The Renaissance style) 式四層樓に建築せられ、世界に於ける模範消防局及び其屯所たるのみならず、此に従事するものは義勇隊の組織なるを以て、上海に於ける歴々の人士加はり消防士となるがゆゑに、威嚴凜乎として惟に人をして敬服せしむるのみならず、其敏捷の作業は人をして驚倒せしむ。

四層家屋最下の室には消防用器具ポンプ梯子等の馬車備はり、厩舎あり、其上層は區畫せられて消防士未婚者の爲めに設くる居室を作り、其他は消防局従事者の室に宛てらる、而して其警鐘を聞て四層樓下に降らんとするや、猿の如くに棒に據りてすべり來る、而かも當直員準備の快速なる大概ね三十秒時にして成る、現今世界に於ける模範消防局の名ある故なきにあらざるなり、我國の當局者は此一個の事業のみにも充分視察すべき値ひありとす。

其長官には一人の有給司令あり、消防士百數十人にして蒸汽唧筒五臺、トラック隊一組、梯子隊二組あり、千九百一一年には八十一回の消防に従事せり。

消防士は義勇隊組織なるが故に悉く無給にして各種の階級より成立し、其消防溜りはシーホール組とホンキウ組はハンベリ路に、デリニュージ組は英租界に、ル、トール組は佛租界に、ヴィクトリヤ組は蘇州路にありて、何れも頭に金色の甲を戴き、體には防火液を塗りたる厚羅紗の服を着し長靴を穿ち、各々其帯には所屬組名を鏤め、腰に水道の非常栓抜き綱及手錠を携ひ、一度出火の報知に接するや各組の溜りよりは、直ちに蒸汽唧筒及水道唧筒の馬車を輦て出火地に向ひ、數刻にして如何なる大火も之を消滅す。

此外出火に際して急報せしむる爲め道路に樹立したる電柱にファイヤ、アラーム(警報器)を附着し置き、出火の際隨意に之れに據りて警察に報知せしむるの組織となり居れり。

居留地に於ける消防は、如斯用意周到緻密なりと雖も、出火は常に絶ふることなく、支那大節季以前即ち舊十二月に入るときは、毎夜一二ヶ處の出火あらざることなく、消防夫も爲めに忙殺せらるゝの有様にして、火事を以て大江戸の花と心得る江戸ッ子をして之を見せしめば、雙手を舉げて火事は上海の花と絶叫するなるべし、故に火災保險會社は頗る繁昌の有様にして、上海在留各國人は、大抵

家屋家具商品に火災保険を附せざる者なし、節季に於て如斯出火の多き原因は、一は支那人が火を亂暴に處置する癖あると、一は保険料を得んが爲め放火する者あるに由ると云ふ、然れども以上の如く出火多きに拘らず、消防の組織整備するが故に大火に至らず、大抵小家屋は二三戸にて消火す、近頃數十丈の梯子等來着し、五層六層の上よりも亦人命を救ふことを得るに至れり。

○失火警鐘

中央區虹口共に火の見臺ありて常に看守するを以て、若し出火あるときは直ちに消防局に電話す、消防局鐘樓は直ちに警鐘す、此時消防員は其鐘聲の打點を算し、其指示の方向に向て進發す、後れて集るものも三分を過ぎず其快速なる、人をして心を強からしむ、其人數寡少なるにも拘はらず、其ポンプ運轉の巧妙人をして驚歎せしむ、今其警鐘の分段を叙すれば。

失火のときは、鐘樓にて鐘を鳴らす、三十秒の後ち毎十秒に、鐘を鳴らすこと二次、並に晝は旗を懸け夜は燈を掛く。

第一段 美租界、外大橋より、西華德路、閔行路、吳淞路の東迄の地は、鳴鐘一點。

第二段 美租界第一段の西なれば、鳴鐘二點、但第一第一、二兩段の境地に、晝間は米利堅の國旗を

掲げ、夜は紅燈を掲ぐ。

第三段 英租界、蘇州河、南京路の中間を境界とす、鳴鐘三點。

第四段 英租界、南京路、洋涇濱の中間を境とす、鳴鐘四點、但第三第四、兩段の境地に、晝は英國旗を懸け、夜間は紅緑の二燈を掛けて、之れを知らしむ。

第五段 法租界新街より東の境地、鳴鐘五點。

第六段 法租界新街より西の境地、鳴鐘六點、但第五第六、兩段境地に、晝は法蘭西國旗を懸け、夜は綠燈を掲ぐ。

第七段 公供租界、泥城橋以西は、鳴鐘七點、晝は英國旗を懸け、並に紅色の旗を加へ、夜は白色の燈二個を掛く。

第八段 浦東と黃浦江上、碇泊の船なれば、鳴鐘八點、晝は支那國旗を掛け、夜間は紅燈二個を掛く。

但浦東にある、上海稅關の望樓にても、同様の信號を爲す、惟紅旗一條を加へて、對岸の火災たることを示す、第八段の火警を對岸の上海に示すには、望樓旗竿の横杆に、晝間は尙一個の支那國旗を掛け、夜間は紅燈を以て、之れに代ふるものとす。

○營業稅

千八百九十八年四月一日、工部局の發布せる現行の營業稅を見るに。

- 一 ビーヤホール或は各種の洋酒を賣るものは其賣高に依り四十弗より六十五弗以内に於て稅を課す。
- 一 西洋料理店、茶館、飯館、及諸種の洋酒を賣るものは十八弗より二十弗以内を課す。
- 一 飯屋及料理屋にて支那酒を賣る店は二弗より十二弗以内。
- 一 藥種屋にて、支那産各種の酒を賣る者は、毎年三弗以上四季に分かちて前納せしむ。
- 一 各種質屋は其貸附高一百圓に付二十仙以上七十五仙、を四季に分かちて納めしむ。
- 一 洋人の芝居、奏樂所、曲馬、踏舞所及見世物等其開期日、或は一日、或は一夜、十仙より五弗に至る。
- 一 球突き、ボーリングは每臺或は每場、每三箇月三弗。
- 一 鴉片煙を賣るものは其賣額に依り一弗五十仙より五弗に至る。
- 一 各茶館、酒館、煙館にて鴉片煙を喫せしむる營業者は、鴉片用のランプの多寡に従ひ、每盞五十仙。

- 一 茶館は机の數に依り、十仙より二十仙に至る。
- 一 支那人芝居は、一箇年二十弗。
- 一 書館即ち唱書場は、三弗より九弗に至る。
- 一 猪肉及食肉を賣る者は、毎年一弗。
- 一 櫓にて猪肉を賣る者は同五十仙。
- 一 貸馬屋にて騾馬を賃貸する者は、一頭に付一弗。
- 一 貸馬屋にて馬車を賃貸する者は、馬車一輛に付每輛四弗。
- 一 貸馬屋租界外にありて、租界内に入れんとするものは、每頭一弗。
- 一 人力車夫及人力車賃貸者は、毎年一弗五十仙。
- 一 一輪小車を賃貸する者、及一輪小車夫は六百文、鑑札料は此外とす。
- 一 兩輪の貨車は、六百文鑑札料同上。
- 一 貨物馬車は、二弗五十仙、鑑札料同上。
- 一 手押し荷物車は、二弗とす、鑑札料同上。
- 一 支那人用水入車は、二弗とす、鑑札料同上。

- 一 貨物船二十噸未満は、一弗五十仙、二十噸より四十九噸迄二弗五十仙、五十噸より九十噸まで三弗四十仙、一百噸以上四弗五十仙。
- 一 支那艇船は所定に照らし一百文乃至六百文を其等級に分ちて毎月前納せしむ。
- 一 支那貨物船は二箇月毎に、五十仙乃至一弗を前納す。
- 一 渡し船即ち舢板船は毎月先納一弗とす。
- 一 小蒸汽船は二弗とす。

○義勇隊

上海義勇隊は、ワットソン中佐 (Major W.M. Watson) の指揮に屬し、其副指揮はマローター、エー、クラーク少佐 (Brodie, A. Clarke) とし、參謀をシー、ウキデメヤー少佐 (O. Wedemeyer) とす。其組織千九百〇五年に於ては。

| | | | |
|-----|------|-------|------|
| 司令部 | 十二人 | 海關歩兵隊 | 五十四人 |
| 砲兵 | 五十六人 | 日本歩兵隊 | 五十人 |
| 騎兵 | 四十一人 | 豫備兵 | 七十八人 |

| | | | |
|--------|------|-----|--------|
| A 歩兵隊 | 八十九人 | 衛生隊 | 十一人 |
| B 歩兵隊 | 五十四人 | 輸送隊 | 十九人 |
| 機關砲隊 | 四十二人 | 信號隊 | 十九人 |
| 日耳曼歩兵隊 | 五十三人 | 計 | 五百七十八人 |

此他二百名内外の兵員ありて後方勤務に従事し、別に軍樂隊を備ふ。

抑々義勇兵なるものは英人の廣東に於けるとときに胚胎せり、當時商賈は殆んど義勇兵の如き狀況にて、常に銃器を携帯し、沙面の地は一城郭の如きものなりしなり、此に千八百六十一年長髮賊の亂に始めて上海義勇團 (Shanghai Volunteer Corps) なるものを組織して、能く上海の防備を全ふし支那人の生命財産を保全せり、爾來泰平無事なるや多少兵員の減少を見しも、其後千八百七十年天津教會堂虐殺事件發生し再び其増員を見たり、後ち又衰へたるを以てホリター少佐盡力して其再盛を見たり、此に千九百年北清義和團事件に際し、支那人民は大に排外心を起したるを以て自衛上又本隊の勢力を挽回したり、千九百〇二年香港守備隊よりバルチー大佐來りて檢閲を行ひ大ひに訓練の佳良なることを講評して稱賛する所となれり、歩兵はリーメットフオールド銃を帯び、大砲は六七門及彈藥車輛を備へたり。

明治三十九年二月十五日、總指揮官ワットソン中佐は本年度に於ける操練の命令を發布せり即ち左の如し。

○上海義勇團令第百十五號

本年度操練の要項を訓示す。

年度操練は二月十九日月曜日を開始し三月三十一日土曜日に終る

騎兵中隊砲兵中隊及び乘馬歩兵の操練は二月十九日に於て始まり其他の各隊は三月一日より開始す司令長官指揮の下に行はるゝ總練兵は二月二十四日三月三日十七日二十四日にして時間場所は毎週通告す

教會參列は三月二十五日日曜日

總檢閱日は三月三十一日土曜日

普通練兵は土曜日及び日曜日除きて毎日午後五時三十分より六時三十分まで

騎兵砲兵乘馬歩兵機關砲兵信號兵獨逸アメリカ及豫備兵の各隊は各自隊長指揮の下に練兵を爲すべし

A及B隊は操練場を黃浦堤の芝生に稅關隊は虹口公立學校内に日本隊は英國領事館の庭内に定む

歩兵大隊の操練を毎水曜日午後五時四十分競馬場に於て副官指揮の下に行ふ但し中隊の號令は各隊々長之を傳ふ

タウンホールは操練期中毎水曜日騎兵中隊の練兵に當てられ月、水、金の三日間は午後九時より參謀官の指揮の下に新兵教育を爲す但し定期教練日以外の日は各隊の希望によりて使用する事を得べし乘馬學校は月、火、水の三日を騎兵中隊に水曜日及金曜日の兩日を乘馬歩兵中隊の教練所に當てらるゝ各隊の將校及び教官は制服にて隊員は平服に黒帽(野外演習帽)にて出席すべし

夜間教練二回を以て午後教練一回に午後教練二回を以て大隊及び總練兵一回に計算して有効兵の標準を定む

○常備令第五十三號

各隊有効兵は左記の回数に出席したる者に限る

○騎兵中隊は一箇年間に乘馬操練に十六回但し二箇年間有効兵の資格を有したるものは隊長の見込によりて回数を減ずる事を得べし

○歩兵隊

| | | | | | | | |
|------|-----|---------|----|---|-------|----------|----|
| 徒歩操練 | 新兵 | 六回 | 同 | 上 | 一年有効兵 | 四回 | |
| 同 | 上 | 二年以上有効兵 | 二回 | 同 | 上 | 野外演習及び檢閱 | 三回 |
| 義勇隊 | 義勇隊 | | | | | | |

其他騎銃操方射擊術に關する隊長の資格證明を要す

○砲兵隊

一ヶ年間……砲術操練……………六回 同上 徒歩操練……………六回
同 上……野外演習……………三回 同上 實彈射擊……………三回

其他小銃射擊及び砲術學に關する隊長の資格證明を要す

○乘馬歩兵は……乘馬教練に……………十回 同上 徒歩教練に……………六回
其他は歩兵隊に同じ

○A B 税關日本米國の各中隊

一ヶ年間……中隊教練……………十二回 同上 司令官教練……………三回
同 上……野外演習……………二回

其他小銃操方射擊術に關する隊長の資格證明を要す

陸海軍人或は以前兵籍に在りたる者にして完全なる證明書を有する者又は三年間上海義勇團の有効兵は中隊教練に限り八回以上を以て有効兵と爲す

獨逸隊(獨逸陸軍の兵籍を有する者)

一ヶ年間……中隊教練……………八回 同上 野外演習……………三回
但し三年間有効兵は中隊教練……………六回 同上 野外演習……………二回

其他銃の操方射擊術に關する隊長の資格證明を要す

獨逸隊(獨逸陸軍の兵籍を有する者)

一ヶ年間

初 年……中隊教練……………拾六回 二年目……中隊教練……………十二回
同 上……野外演習……………三回 同 上……野外演習……………三回
三年目……中隊教練……………十回 四年目より中隊教練……………六回
同 上……野外演習……………三回 同 上……野外演習……………二回

其他小銃操方射擊術に關する隊長の資格證明を要す

機關砲兵隊

一ヶ年間……砲術操練……………十回 同上 中隊教練……………八回
同 上……實彈射擊……………二回 同 上……野外演習……………二回

其他小銃操方射擊術及び機關砲術學に關する隊長の資格證明を要す

陸海軍人或は以前兵籍に在りたる者にして完全なる證明書を有する者又は三年間上海義勇團の有効兵は中隊教練に限り六回以上を以て有効兵と爲す

○上海義勇團非常戒嚴信號

浦東税關信號所に於て四發の大砲を放つと共に各火警所に於て警鐘を連續早打。警報を聞くと同時に隊員は出來得る限り迅速四馬路義勇團本部へ集合すべし。

○日本義勇隊

本邦義勇隊は拳匪事件に始まる、我が明治三十三年拳匪即ち義和團と稱する匪徒が、端郡王及將軍董福祥等を主とし北支那に扶清滅洋を名として亂を爲すや、事北京朝廷に連れるを以て草賊等附和し其自己の怨を恣にせんと欲するの情あり、此に於て自衛上在留本邦人も居留地の義勇隊に加入するの必要を生じ茲に有志の士共に立て之を組織す、爾來有志者の熱心なる今年まで維持し來り、居留民自衛に就ての保護者たるは其勢多とすべき所なり、今や日本人協會の設立と共に義勇隊の事務は同協會の手に移りたれば、今後は一層刮目して見るべきものあらん、隨て吾人の安寧も亦更に平和を加ふべく、而かも將來益々完全にして鞏固あるものと爲らざるべからざるは論を俟たざるなり、今其規則なりと謂ふものを見るに。

○上海義勇團日本隊規則

- 第一章 名稱及目的
- 第一條 本隊は上海義勇團日本隊と稱す
- 第二條 本隊は上海共同居留地の安寧を保護するを以て目的とす
- 第三條 本隊は在上海日本人協會の決議を経て組織し上海共同居留地義勇團の一部として存在す
- 第二章 隊員編成
- 第四條 本隊は帝國居留民の志願者四十名以上を以て之を編成す
- 第五條 隊員は本則を遵奉するの義務を有す
- 第六條 隊員は帝國居留民の公會に於て敬意を表せらるゝの名譽を有す
- 第七條 隊員にして本則に違背し若しくは本隊の名譽を毀損する行爲ある時は隊長は除隊又は相當の處分をなすことを得
- 第三章 役員及權限
- 第八條 本隊に左の役員を置く 隊長一名、小隊長二名、副官一名、
- 第九條 隊長及小隊長及副官は總て名譽職とす本隊士官は當地在留の軍人若しくは隊員中より會長之を推薦す副官及下士は隊長之を囑托す
- 第十條 隊長は入隊志願者の採否を決し訓練其他一切の隊務を整理し且必要なる場合には隊令を發して之を施行することを得
- 第十一條 隊長は日本人協會總會に於て隊務の經過及決算の報告をなし且翌年度の豫算を提出し其の承諾を経るものとす
- 第四章 會議
- 第十二條 本隊の會議を分ちて士官會議、下士會議及隊員總會の三種とす
- 第十三條 會議は必要により隊長之を招集し訓練演習其他隊務の打合せをな

日本義勇隊

第五章 會計

第十四條 本隊の經費は豫算に依り日本人協會之を支辨す

第十五條 會計年度は日本人協會々計年度に従ふ

第六章 解隊

第十六條 本隊は日本人協會の決議により之を解散することを得

第七章 補則

第十七條 本則の各條項は日本人協會の決議を経るに非ざれば加除修正することを得ず

第十八條 隊長は本則に基き必要の隊務細則を制定し協會の協賛を経て之を施行することを得

本則に制定なき事項にして緊急處辨を要する場合は隊長は士官會議を開て決行し協會會長に報告するものとす

日本隊細則

第一條 本隊の定員は隊長一名、小隊長三名、下士十二名及兵員四十名以上とす

第二條 本隊の訓練期は毎年一月より三月迄とし毎週三回乃至六回の演習を施行し復習期は四月より十二月迄とし連合演習を加へ毎月二回乃至四回とす但し射撃及野外演習の時は其の回數を増加することあるべし

第三條 本隊合格兵は義勇團常備隊令第五十三號に依り左の通り之を定む
出隊度數

中隊教練、十二回以上 大隊教練、三回以上 野外演習、二回以上 檢閲、一回 射撃、六射坐に於て各十四點以上の得點

第四條 合格兵たる能はざる者は其の年度内に自己の使用に係る彈藥代を負擔すべし但し場合に依り之を免除することあるべし

第五條

隊長は小隊長若くは下士より一人を擧げて兵器委員とし兵器の出納手入等一切の事務を管理せしめ又一人を擧げて被服委員とし被服裝具の手入及補修交換の事項を掌らしむ

第六條 本隊の庶務は隊長の指揮を受けて副官之を處辨す

第七條 訓練其他隊務に關する事項は其の大小に依り隊長自ら之を處断し或は士官及下士會議を開き之を決行す

第八條 隊員は隊務に關し自己の意見を陳述せんと欲するときは軍規に従ふべし

第九條 本隊に傳令員若干名を置き隊令等の傳達をなせしむ

第十條 隊員演習に出場し能はざる時は前以て其旨所屬分隊長に届出べし

第十一條 隊員一週間以上上海を離る、時は豫め其の旨を隊長に届出べし若六週間以上に亘る時は武器を返納すべし

第十二條 隊員自己の都合に依り退隊せんとする時は其の事故を詳記したる願書を出し隊長の許可を乞ふべし

第十三條 隊員轉居の際には必ず其の新住所を隊長迄に届出べし

第十四條 非常警報ある時は隊員は武器を携へ速かに豫定の地に集合すべし

第十五條 隊員は指揮者の命なくして武器を用ゆるを許さず但人命若くは家屋會所を防禦するに當り他に手段なき時は此の限りにあらず

第十六條 武器及被服は之を貸與す其の手入保管は各自其の責に任ずべし

第十七條 軍衣は合格兵に限り三ヶ年毎に新衣と交換す

第十八條 退隊者は銃器及貸與品一切を返納すべし但し三ヶ年以上合格兵たりし者には特に軍衣一組を與ふ

第十九條 自己の不注意に由り銃器又は貸與品を破損し又は紛失したる者は辨償すべし

第二十條 隊員は本則と併せて上海義勇團規則に服従するの義務あるものとす

日本義勇隊

第廿一條 本隊事務所は日本人協會内に設置す

義勇隊の一階梯は茲に一段を經過せり、是吾人の大に悦ぶ所なり、想ふに本國政府は之れに向て充分の同情を寄せて可なり、而して隊員の如きは現役に准じ、徵兵検査の如きも別に一方法を設け、或は隊員にして事に斃れたるもの如き、或は疾病癘疾共に其々の條例に依らしむべく、在外義勇隊條例なる根本的法律を制するの必要を見るものなり。

試に思へ、外國義勇隊員は、銃を横へ馬車を驅り豊富の食料を擁し來る、豈夫れ胡麻鹽團飯の徒の比肩すべき所ならずや、既に其資力に於て懸絶せり、故に程度までは我隊員にも厚責を與ふるに吝かなるべからず、果して然らんには當局者は本國政府及び帝國議會に相談するの、勞を當まらずして可也。

○市公會堂

大馬路にあり千八百九十九年の建築にして、上海在留外人公共の爲めに之を設立したるものにして、之を二大部に分ち、階上は外人の用に供し、階下は清國人の市場に供用す、其大さは長百五十六呎、幅百四十呎にして、鐵骨を用ひ、下層はコンクリートを以て之を固め、階上に至るに四個の階梯を設け、樓上の天井は楕圓形を爲し、其徑四十呎なりとす、階梯の壁及びアーチは磨煉瓦及び石を以て

築造し、欄杆には石を用ふ。

公會堂は又上海義勇隊の訓練用に供し、其室の長百五十六呎、幅八十呎にして高さ二十六呎あり、床板はチークを用ふ、冬は亞米利加煖爐を用ひて之を温め、建築上最も空氣の流通に注意せり、此室に附屬したる一室は、義勇隊の俱樂部に充て、又た現今書籍館と爲せり、全室悉く白熱電燈を用ひ、數百の小電燈の外に、三百燭光白熱電燈六個あり。

○會審衙門

若し夫れ司法制度の如きは、外國人にありては、治外法權に屬し、各々其訴訟は國籍の領事署に於て領事の裁判權内に屬す、英國の如きは、上海に高等法院を置き、日本、朝鮮、滿洲に居留する英人を管轄して其訴訟を受理判決す。

支那人に關しては、會審衙門なる公堂即ち裁判所の設立ありて、英米佛の領事は此裁判所の會審委員にして、立合裁判所陪審官の職務を司とる、支那側に於ては現今の會審委員即ち立合裁判所判事は同知、關炯炯之、英美帮審、知縣、孫乃洛耳山、法租界會審、知縣、陳曾培等にして司法警察の事務は公共租界にありて巡捕局兼任す、其差提居民の條件の如きは大約左の如し。

- 一、錢穀貸借交渉の事件、原被共に支那人に係ると雖も被告人租界内にあれば、公堂に起訴することを許さる。
- 二、刑事犯罪人にして、洋人と關係なきものは、被告居住界内の公堂に於て審判す。案ずるに以上二件とも被告が洋人の處の執事者なるときは、其洋人の領事に届出を爲す。
- 三、錢穀貸借に關し、原告英米人、被告支那人にして居住租界内にあるときは租界公堂に起訴す。原告佛蘭西人にして、被告支那人なれば、法租界公堂に起訴す。原告英米人にして、被告の支那人、法租界に居住するものは、公共公堂に起訴す、然るときは公共公堂は令狀を發し、法國總領事簽字の上、公共公堂の裁判書記、法國租界巡捕と協定、一先づ法國租界の公堂に於て審訊す。原告法國人にして、被告支那人、公共租界即ち英米租界に居住するときは、法公堂に起訴す、法公堂は令狀を發し、筆頭領事簽字の後ち法公堂の裁判書記、公共租界の巡捕協定、一先づ公共租界公堂に於て審訊す。

即ち裁判所に起訴する區域を示すに止る、其明細を知らんとせば狀師のあるあり、而して現今上海にある日本人狀師は法學士村上貞吉氏一人のみなれば吾人は尙多くの日本人の狀師の來滬を望むものなり、如何となれば歐米の狀師は實に二十有餘年を上海に迎ふるもの多し、此の如きにあらざれば習俗に熟達せず、又歐米及支那人間にも顔なじみもなく從て信用薄し、故に永く上海に年を空費せざるを得ず、空費せんか狀師も亦厭氣の來るや必せり、想ふに是れ等の人を商會より法律顧問に推薦し、或は有給の公職を兼務せしめ、居留民は紳士として之を待遇するを要す、是れ則ち國權を伸張するに於て必要缺くべからざる所以のものなり。

○公共租界内外國人々口

近來支那の狀態は政治上、若くは商業上に論なく著しく世界の注目惹き、隨て支那に於ける上海は外國通商の最要港として、外國人の來集するもの日に月に多く増加せり。英米二租界に住する外國人口は、工部局に於て每五箇年に一回の調査を爲すの例なり、昨一九〇五年は其期に相當するを以て十月十四日を以て之れを實行したり、即ち同日夜(法租界を除き)英米二租界なる中央區、東區、西區、北區、及區外、浦東、鴉片倉庫船等に居住者と寄泊者とを訪はす、一切計數したる結果

總計

.....一萬千四百九十七人

公共租界内外國人々口

内

十五歳以上 男 五、七二八人
 十五歳未満 男 一、二五六人
 同 上 女 三、二七〇人
 同 上 女 一、二四三人

今明治三年以降毎五個年目の外國人口を比較すれば左の如し。

| 年次 | 男女合計 | 年次 | 男女合計 |
|--------|-------|--------|--------|
| 明治十九年 | 一、六六六 | 明治二十八年 | 四、六八四 |
| 同 十三年 | 一、六七三 | 同 三十三年 | 六、七七四 |
| 同 十八年 | 二、一九七 | 同 三十八年 | 一一、四九七 |
| 同 二十三年 | 三、六七三 | | |

明治三十八年十月に於ける調査を其國籍に依りて區別するときは。

| 國籍 | 男女合計 | 國籍 | 男女合計 |
|-----|--------|-----|------|
| 英國 | 三、七一三人 | 瑞西 | 八〇人 |
| 日本 | 二、一五七 | 和蘭 | 五八 |
| 葡萄牙 | 一、三二九 | 比耳義 | 四八 |

| | | | |
|-----|---------|------|-----|
| 米利堅 | 九九一 | 希臘 | 三三 |
| 日耳曼 | 七八五 | 土耳其 | 二六 |
| 佛蘭西 | 三九三 | 羅馬尼 | 一一 |
| 露西亞 | 三五四 | 伯拉西爾 | 八 |
| 埃斯利 | 一五八 | 委內瑞拉 | 七 |
| 以色列 | 一四八 | 印度 | 五六八 |
| 西班牙 | 一四六 | 馬來其他 | 一七一 |
| 丁抹 | 一一一 | 朝鮮 | 八 |
| 諾威 | 九三 | 波斯 | 六 |
| 瑞典 | 八〇 | 哈哇 | 三 |
| 計 | 一一、四九七人 | | |

○公共租界内支那人々口

明治三十八年十月十四日、英美工部局の人口調査表を視るに、英美租界内に支那人の住居するもの

公共租界内支那人々口

公共租界内支那人々口

總計四十五萬二千七百十六人

内 譯

男.....二十一萬二千五百十七人
 女.....十一萬八千四百三十二人
 兒女.....十二萬千七百六十七人

是れを各調査年に比較するときは、但男女小供共總計に於て

千八百八十年.....一〇七、八一二人
 千八百八十五年.....一二五、六六五
 千八百九十年.....一六八、一二九
 千八百九十五年.....二四〇、九九五
 千九百年.....三四五、二七六
 千九百〇五年.....四五二、七一六

斯の如きの増加は即ち居留地の擴大を要する所以にして、又千九百〇五年に於ける、支那各省より上海に集り來るものに就て之れを視るに。

| 省名 | 千九百〇五年 | 千八百八十五年 | 省名 | 千九百〇九年 | 千八百八十九年 |
|-----|----------|---------|----------|--------|---------|
| 江蘇省 | 一六九、〇〇一人 | 三九、六〇四人 | 山西省 | 七八五人 | 四八三人 |
| 浙江省 | 一三四、〇三三 | 四一、三〇六 | 河南省 | 七七三 | 一 |
| 廣東省 | 五四、五五九 | 二一、〇一三 | 貴州省 | 七二三 | 四 |
| 安徽省 | 七、四二二 | 二、六八三 | 陝西省 | 六八八 | 三 |
| 湖北省 | 四、七四四 | 六四六 | 廣西省 | 六一九 | 一 |
| 直隸省 | 四、六七四 | 一、九一一 | 雲南省 | 六〇二 | 一 |
| 福建省 | 三、三五八 | 七〇八 | 甘肅省 | 三九三 | 一 |
| 山東省 | 二、八六三 | 三七四 | 洋人使用人等 | 一一、四五八 | 未詳 |
| 江西省 | 二、六五九 | 四六二 | 租界内鄉村及小舎 | 三七、五〇三 | 未詳 |
| 湖南省 | 一、二六六 | 三〇 | 船舶及小舟 | 一一、三五八 | 未詳 |
| 四川省 | 一、二三五 | 六二 | | | |

佛租界は明治三十三年六月には法國人を始めとして諸外國人合計六百二十二人、支那人未詳のものを加へ、城内及南市、浦東等を加ふるときは優かに一百万以上の人口あるべきは、何人も確信する所なり。

○江海北關

關に南北あり江海南關は一に老關と云ふ、東門外にあり康熙年間の開設にして沙船の征稅を此に於てせしが曩きに之れを新馬路に移す、江河北關は即ち新關又洋關にして、バンドに屹立す、千八百九十三年の再築に係り、赤煉化と寧波石とを以て其外面を裝飾し、其屋根は赤色佛蘭西瓦を以て之れを覆ひ、黃浦灘に面する所は長百三十五呎、漢口路に面する所は百五十五呎、舉せられたる人を誰れとかする、是れぞ世に名高き自運集の著者として知られたる、英國欽差大臣より最初の總稅務司たりしトーマス、ウエード氏にして、實に千八百五十四年を以て英國選出の上海稅關の稅務委員たりしなり。

長江遠山景直編
支那關稅及稅目 定價金八十錢 郵稅 不要
附改正日本輸入稅率
發售所 上海 東亞公司新書局

此關に始めて稅務司委員に選あり、中央に時計臺を設く、其高さ百一十呎ある大厦にして、其時計の鐘聲はウエスト、ミンスター寺院の鐘聲に倣ふ所なりと云ふ。

本關内には港務局、大清郵政局、商標登錄分局、黃浦江水利局、其他の事務局あり。

○商標登錄分局

商標登錄局に北京商部の管轄にして、分局は天津上海の二處にあり、上海には江河北關内に設けありて光緒三十年九月十五日、即ち我明治三十七年十月より執務の筈なりしが、獨逸其他外國公使よりの故障ありて、今日に至るも未だ實行に至らずと雖も、時勢は猶豫を與へざるに至るべし、今其登錄證等下附の料金を示せば左の如し。

- 一 登錄出願.....一件毎に關平銀 五 兩
- 一 登錄料.....一件毎に關平銀三十兩
- 一 讓渡及共有の登錄料.....一件毎に關平銀二十兩
- 一 續用登錄料.....一件毎に關平銀二十五兩
- 一 商標登錄に關する文書の謄本下附料.....(百字を超ゆる者は百字毎に五錢を加ふ).....關平銀 二 兩
- 一 登錄原簿閱覽料.....三十分毎に關平銀 一 兩
- 一 遺失に依り登錄商標再下交の出願.....關平銀 十 兩

商標登錄分局

- 一 商標侵害等の訴求……………一件毎に關平銀五兩
- 一 再審査請求……………一件毎に關平銀五兩
- 一 登録取消の請求……………一件毎に關平銀三十兩
- 一 相續人に讓渡の爲め證書書換請求……………一件毎に關平銀五兩

○領事署

上海に於ける領事署は、大英國總領事館を始めとして、十四箇國の領事駐劄し居れり、而かも本邦總領事館は明治二年に設置にして、其初めて任せられしものを井田讓(豫備陸軍少將)とす、之れに次ぐものを品川忠道とす、今聞く所に據りて其姓名及就職及退職の年月を記せん、然れども元と是れ記録に徴せしものにあらずれば或は錯りなきを保せず、單に是等の人々が上海にありて吾人の爲めに公職に従事せられしを忘れざらんが爲めに書き加へしなり。

| 姓名 | 官職 | 就任 | 退任 | 在職年月 |
|------|-----|---------|---------|---------|
| 井田讓 | 總領事 | | | |
| 品川忠道 | 總領事 | 明治二年十一月 | 明治十七年七月 | 十四箇年九箇月 |

| | | | | |
|---------|-----|---------|---------|----------|
| 安藤太郎 | 領事 | 同十七年六月 | 同十八年十月 | 一箇年五箇月 |
| 河上謹一 | 總領事 | 同十八年十月 | 同二十年九月 | 二箇年 |
| 高平小五郎 | 總領事 | 同二十年十二月 | 同二十三年三月 | 二箇年四箇月 |
| 鶴原定吉 | 領事 | 同二十三年八月 | 同二十五年三月 | 一箇年九箇月 |
| 林權助 | 領事 | 同二十五年七月 | 同二十七年二月 | 一箇年十箇月 |
| 大越成徳 | 領事 | 同二十七年二月 | 同年五六月頃迄 | 日清戰役付に引揚 |
| 珍田捨己 | 總領事 | 同二十八年六月 | 同三十年五月 | 二箇年四箇月 |
| 小田切萬壽之助 | 總領事 | 同三十年五月 | 同三十八年七月 | 八箇年三箇月 |
| 永龍久吉 | 總領事 | 同三十八年十月 | | |

斯く姓名を臚列し來れば才幹有爲の士のみなり但個人としては小田切氏に少し同情を寄せたし、外交官拂底の時に方り、是れまでに充分修業せし人の一人にても減ずるは當局者の爲めに取らざる所なり、併し是れは此姓名を臚列したる本旨にあらず、兎に角有爲の人物が此署には領事たりしや實に多し、今諸外國領事衙門の場所をホングリストより引出せば左の如し。

○外國總領事館所在地

- 一 大英總領事衙門 Great Britain Consulate General は黃浦灘路第三十三號にして公園と對し周圍の景光風致に富めり、千八百七十年十二月二十三日祝融氏の襲撃に逢ひて焦土となりぬ、其跡に再築して一千八百七十三年より開館す即ち現今の衙門なり。
- 一 大奧斯馬加國總領事衙門 Austro-Hungary は虹口の黃浦路四十二、三、四號とす。
- 一 大比利時國總領事衙門 Belgium は東區兆豐路にあり。
- 一 大丹國公館 Denmark は黃浦路二十五號とす。
- 一 大法蘭西總領事衙門 France Consulate General は法租界バントにあり。
- 一 大德國總領事署 German は黃浦路第九及十號にあり。
- 一 大義大利國總領事衙門 Italy は博物院路第二號。
- 一 大和蘭國總領事衙門 Netherlands 西區靜安寺路にあり。
- 一 大西洋國總領事衙門 Portugal 北蘇州路にあり。
- 一 大俄羅斯國衙門 Russia 黃浦灘第四號にあり。
- 一 大日斯巴尼亞國總領事衙門 Spain は愛文義路にあり。

- 一 大暹嶼哪噠國總領事衙門 Sweden and Norway. は北蘇州路にあり。
- 一 大美國總領事衙門 U. S. は黃浦列路三十六號にあり。

○支那外國貿易

抑々支那の遼瀾廣大なる亞西亞の東南部全部を奄有し、東西南北數千里に涉り、政事上一政府の下に統轄すと雖も、氣候、地勢、物産、風俗、言語の異同ある宛然數大國に異ならず、故に支那に對して貿易を爲さんするは、數國に對して通商するに異らず。

然れども揚子江流域無慮七十五萬平方哩ありと稱せるの地は、水を以て連結したる一大邦國にして、自から氣脈相通じ、物貨需要の上に於ても、其嗜好を同ふするは理勢の然らしむる所にして、供給者の以て幸とする所なり、而かも南に偏せず北に倚らず、誠に恰當の地たり。

而して沿海は江淮浙江の利を含有し、上流は西蜀の富を控へ、支那に於て最も殷富沃饒の地とす、物産の饒多なる、財力の充溢せる、運輸の便利なる、支那の富庫財源の稱に負かず、生産購買二力共に綽々として餘裕あり、且つ文化の發達せる、習俗の華美を好める、殆んど支那の精華は茲に萃る所たり。

されば支那に貿易せんとするものは、長江一帯の地に注目せざるべからざるは必然の理數なりとす、而かも此地區に銷售するものは、粗製品にあらずして精製品たり、獨り實用品に止らずして、却りて多くの粧飾品なり、而して其輸出品に至りては原料品たるに過ぎずと雖も、隨て精査すれば從て新農産を發見し得べし、此原料粗製品の供給は實に此江水域を外にして他に求むる所なし、故に支那貿易の焦點は長江一帯の貿易にあるものと知るべし、而して上海は其關鍵を握りて揚子江の門戸を扼す、理勢として豈繁昌ならざるを得んや。

翻て支那に於ける外國貿易の輸出入額を見るに支那は海外通商ありてより以來、輸出の輸入に超過せしことあらざるなり、則ち千八百四十二年、南京條約以來、五十四年間、未だ嘗て之れを聞かず、而して其不足額は金の輸出を促し、從て今日金舖の生意日に旺盛にして利を射るの銳きも、其反影の一斑なりと謂はざるを得ず、然れども夫れが爲めに支那人の購買力を減せざるのみならず、加ふるに過渡の時代に漸次進入し來りしかば、今後は尙一層海外よりの輸入を増進し來るべきは必然の勢ひなり、斯の如き情勢は理論上許ざる所なるを以て、一大疑問として十數年間、決するに至らざるも、要するに數字上に顯れざる利源の伏在するは、何人も認る所にして既に福建省の如きは、全省殆んど移民労働者と關係せざるものなきの情況なり、是れ等の労働者より本國に送附すべき金額も亦巨額のもの

す、故に労働者の持ち來たす金額の明瞭ならざる以上は、亦以て調査上の一項を脱するものなり、或論者は兎に角平衡を認めざるも、亦其差の天淵にあらざるを信せり、是實に一大問題にして、予の如き淺學寡聞の徒の知べきものにあらずれば、識者の示教を切に希望するあるのみ。

○支那外國貿易額

| 年 度 | 純 輸 入 | 純 輸 出 | 合 計 |
|-----------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 明 治 三 十 年 | 二〇二、八二八、六二五 _兩 | 一六三、五〇一、三五八 _兩 | 三六六、三二九、九八三 _兩 |
| 同 三 十 一 年 | 二〇九、五七九、三三四 | 一五九、〇三七、一四九 | 三六八、六一六、四八三 |
| 同 三 十 二 年 | 二六四、七四八、四五六 | 一九五、七八四、八三二 | 四六〇、五三三、二八八 |
| 同 三 十 三 年 | 二一一、〇七〇、四二二 | 一五八、九九六、七五二 | 三七〇、〇六七、一七四 |
| 同 三 十 四 年 | 二六八、三〇二、九一八 | 一六九、六五六、七五七 | 四三七、九五九、六七五 |
| 同 三 十 五 年 | 三一五、三六三、九〇五 | 二一四、一八一、五八四 | 五二九、五四五、四八九 |
| 同 三 十 六 年 | 三二六、七三九、一三三 | 二一四、三五二、四六七 | 五四一、〇九一、六〇〇 |
| 同 三 十 七 年 | 三四四、〇六〇、六〇八 | 二三九、四八六、六八三 | 五八三、五四七、二九一 |
| 同 三 十 八 年 | | | |

純輸入とは外國より直接に輸入し來りたるものにして、其中に就て外國へ向け再び輸出したるものを除きたる純額なりとす

○上海と外國貿易

本港に於ける輸出入貿易額に就て之れを見るに千九百〇四年我明治三十七年支那に於ける海外貿易の純輸出入總額は

五八三、五四七、二九一海關兩

にして、同年上海に於ける純輸出入總額は

一四五、四八〇、一七〇海關兩

なり、其貨物が大小を問はず上海の手数即ち、船移し積卸等を要せし輸出入高は、四億〇五百餘萬兩の巨額に達す、是に由て支那開市場海陸三十有餘個所の貿易に對し、上海が如何なる地位にあるかを知るに足らむ、即ち最近三箇年間に徴するに。

○上海港輸出入表 (Trade Reports 上海の條に據る)

| 外國品 | 明治三十五年 | 明治三十六年 | 明治三十七年 |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 輸入 (外) | 一八二、一七九、七九五 | 一八四、一九二、九五九 | 一九五、〇二五、九三七 |
| 輸出 (外) | 一、一一五、二三六 | 一、〇二八、三九七 | 一、八八〇、〇六一 |

| 計 | 明治三十五年 | 明治三十六年 | 明治三十七年 |
|------------|-------------|-------------|-------------|
| 再輸出 (外) | 一八三、二九五、〇三一 | 一八五、二二一、三五六 | 一九六、九〇五、九九八 |
| 同 (支) | 五、五四六、四二一 | 五、七九一、九四九 | 九、〇〇八、六一二 |
| 計 | 一二四、三三三、六六三 | 一四〇、二二三、六九三 | 一四二、六〇九、二八六 |
| 差引上海外國品純輸入 | 一二九、九〇〇、〇八四 | 一四六、〇一五、六四二 | 一五一、六一七、八九八 |
| | 五三、三九四、九四七 | 三九、二〇五、七一四 | 四五、二八八、一〇〇 |

| 内國品 | 明治三十五年 | 明治三十六年 | 明治三十七年 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 輸入 (揚子江各港及) | 八五、九九五、七三〇 | 一〇〇、九三七、一四九 | 一二七、九七〇、八二八 |
| 再輸出 (外) | 五六、七〇一、〇八二 | 六三、三六五、〇七四 | 七八、八七二、九九九 |
| 同 (支) | 二〇、七四五、九九〇 | 二三、〇〇六、九九四 | 二九、〇九三、一九三 |
| 計 | 七七、四四七、〇七二 | 八六、三七二、〇六八 | 一〇七、九六六、一九二 |
| 差引上海内國品純輸入 | 八、五四八、六五八 | 一四、五六五、〇八一 | 二〇、〇〇四、六三六 |
| 外國(輸出内國品) | 五一、一四九、八一六 | 三七、八八五、五六八 | 五一、一九一、八〇一 |
| 内國(輸出内國品) | 二五、六八二、二八七 | 二七、一五六、五三六 | 二八、九九五、六三三 |
| 計 | 七六、八三三、一〇三 | 六五、〇四二、一〇四 | 八〇、一八七、四三四 |
| 輸出 入 總 計 | 三四六、一二二、八六四 | 三五二、二〇〇、六〇九 | 四〇五、〇六四、二六〇 |
| 純 輸 出 入 總 計 | 一三八、七七五、七〇八 | 一一八、八一二、八九九 | 一四五、四八〇、一七〇 |

則ち右の輸出入總計は、一旦上海に輸入せしも、亦外國及支那内地へ再輸出を爲せしものにして、純輸出入は上海地方内地に銷售されしものに係る。

○日本と支那貿易

日本と支那貿易は歳と共に隆盛に到るは言を俟たず、之れを日露戰役前と、戰役の年とに比較するときは左の如し。

| | | |
|-----|---------------|---------------|
| | 一九〇〇年 | 一九〇四年 |
| 輸 入 | 二五、七五二、六九四海關兩 | 五〇、一六四、〇五六海關兩 |
| 輸 出 | 一六、九三八、〇五三 | 三七、九八六、八五八 |
| 計 | 四二、六九〇、七四七 | 八八、一五〇、九一四 |

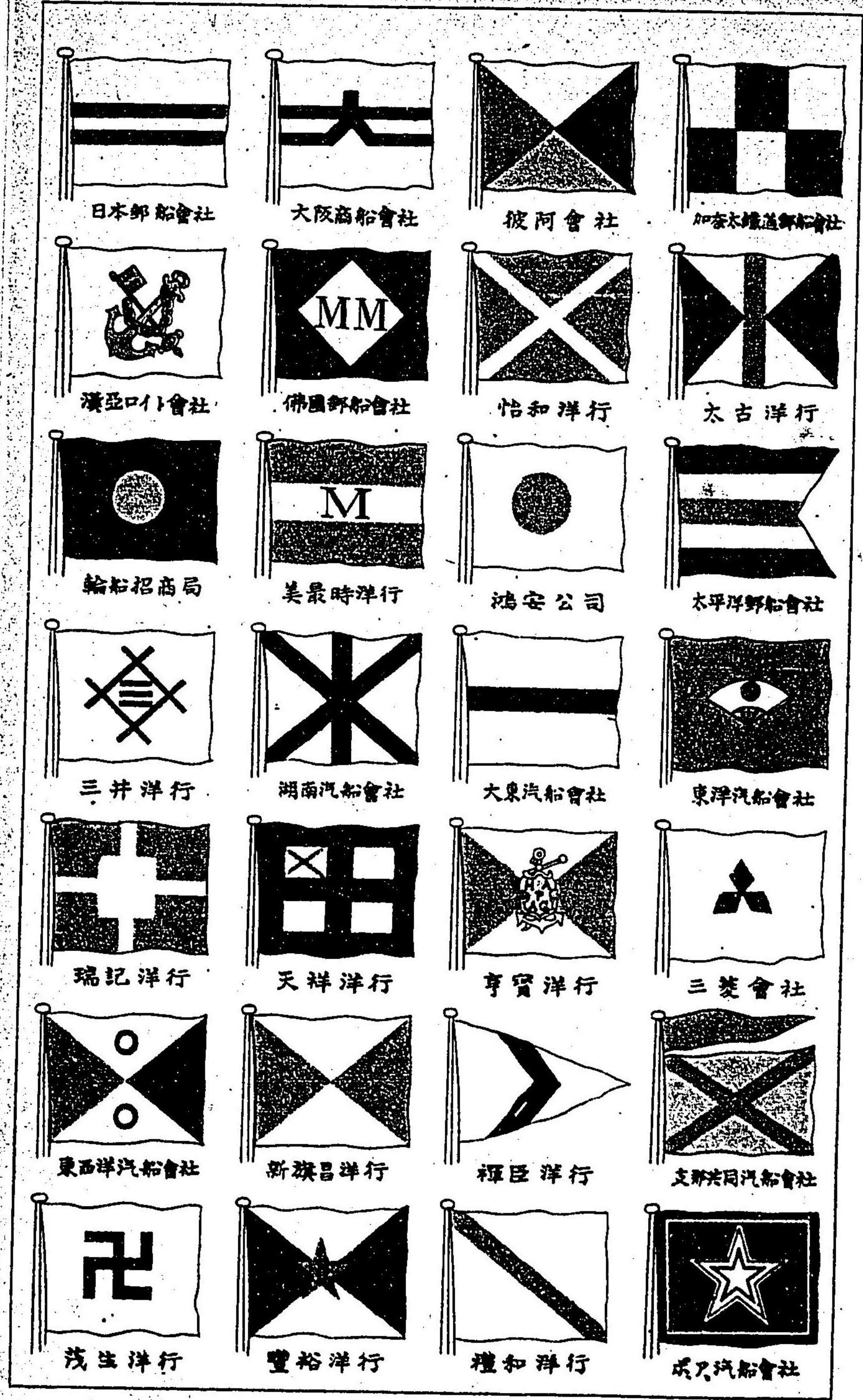
一九〇四年は即ち明治三十七年にして、北支那貿易の如きは殆んど皆無の時なるも、尙能く倍額以上に進歩するの隆運に到りしは、吾人の稍々得意とする所なり。

前記八八、一五〇、九一四海關兩の内五千五百九十二萬餘兩は日本と上海と直接の貿易なりとす即ち、

| | |
|---------|---------------|
| 日本より上海へ | 二八〇一二、〇九六海關兩 |
| 上海より日本へ | 一五、五九二、八一八海關兩 |
| 計 | 四三、六〇四、九一四海關兩 |

翻て日清貿易重要輸出入品に就て之れを見るに、

| 品名 | 明治三十七年度 | 明治三十六年度 | 品名 | 明治三十七年度 | 明治三十六年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 日本より輸入品 | | | 日本へ輸出品 | | |
| 棉 織 糸 | 二四、一四五 | 二八、三三八 | 絲 棉 | 二〇、六七八 | 一五、六〇九 |
| 荒銅及熟銅 | 八、五〇二 | 三、七六七 | 大 豆 | 四、五一九 | 四、二三四 |
| 石 炭 | 五、四二〇 | 八、〇四〇 | 豆 餅 | 三、二五八 | 一、五三六 |
| 燐 寸 | 四、七七九 | 三、二九四 | 羊 毛 | 一、八二六 | 三三四 |
| 紙 卷 煙 草 | 一、二七二 | 一、三〇〇 | 麻 糖 | 一、一九七 | 九〇二 |
| 寫 眞 器 具 | 一、二八八 | 一、一六四 | 赤 砂 | 一、〇六六 | 一、〇三二 |
| 昆 布 | 一、一七五 | 九九七 | 菜 子 精 | 九二〇 | 七〇八 |
| 洋 傘 | 八三六 | 八〇二 | 米 | 八一七 | 二、〇四四 |
| 手 巾 | 七三五 | 五六〇 | 棉 種 子 | 七九四 | 八二八 |
| 鷓 布 | 五五七 | 三四八 | 小 豆 其 他 | 七〇〇 | 一、二六八 |
| 天 竺 布 | 五〇五 | 八一八 | 包 廝 | 五一八 | 四六四 |
| 計 | 一一一、五〇五 | 一一一、五〇五 | 計 | 一一一、五〇五 | 一一一、五〇五 |



支那貿易各港に出入する船舶を概観するに、明治三十四年及三十七年に於ける海内外各港より出入し
たる船舶は、

○ 船 舶

| | | |
|-----|-------------|-------------|
| 噸 船 | 噸 數 | 噸 數 |
| | 明治三十四年 | 明治三十七年 |
| | 六四、八四四隻 | 二二三、八三五隻 |
| | 四八、四一六、六六八噸 | 六三、七七四、七〇六噸 |

| | | | | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 棉 | 人 | 玻 | 寒 | 海 | 麥 | 鐵 | 推 | 船 |
| 毛 | | 球 | | | | 道 | 枕 | 船 |
| 布 | 參 | 鏡 | 天 | 參 | 酒 | 木 | 單 | 船 |
| | | | | | | | | |
| (單位は千圓とす) | 二二〇 | 二九五 | 三三二 | 三七四 | 三七八 | 三九三 | 四〇二 | 四三七 |
| | 三六三 | 二二二 | 三四五 | 二七六 | 四二四 | 五〇六 | 七二一 | 三〇九 |
| | 漆 | 鐵 | 獸 | 蘭 | 胡 | 生 | 柞 | 生 |
| | | | | | 麻 | | 蠶 | |
| | 礦 | 骨 | | 子 | 棉 | 糸 | 卵 | |
| (單位は千圓とす) | 一五〇 | 二六〇 | 三三二 | 四〇一 | 四一四 | 四二一 | 四三七 | 四九二 |
| | 三三〇 | 三六〇 | 二五四 | 九二六 | 三六八 | 五四七 | 五九六 | 八一四 |

海關稅

二五、五三七、五七四海關兩

三一、四九三、一五六海關兩

此中に就て上海にのみ出入したるものは、

○上海港出入船舶

| 事由 | 明治三十四年 | | 明治三十七年 | |
|----|--------|-------|--------|-----------|
| | 船數 | 噸數 | 船數 | 噸數 |
| 入港 | 汽船 | 三、六九八 | 四、〇五九 | 五、九五三、二八〇 |
| | 帆船 | 四八四 | 六五二 | 一二二、九九九 |
| 出港 | 汽船 | 三、六九二 | 四、〇五七 | 五、九八五、七四六 |
| | 帆船 | 四八七 | 六六六 | 一一九、七七三 |
| 計 | | 八、三六一 | 九、四三四 | 六、一〇五、五一九 |

右のうち上海港へ明治三十七年中、二十萬噸以上の汽船帆船を出入せしむる各國籍に就て之れを見る

| 國名 | 船數 | 噸數 |
|-----|-------|-----------|
| 英國 | 四、三三〇 | 六、五二四、八〇一 |
| 支那 | 二、二四一 | 二、〇〇九、〇四九 |
| 日耳曼 | 九八八 | 一、六一四、〇二七 |
| 諾威 | 五九六 | 五二九、四一六 |
| 日本 | 三九七 | 四九五、二二二 |
| 米利堅 | 一七一 | 三九四、六五九 |
| 佛蘭西 | 一一九 | 二七二、七三八 |

○沿海航海船

北支那沿海の航路は招商局、太古洋行、怡和洋行三會社經理の下にあるや久し矣、近時日本郵船會社、大阪商船會社、開平礦務局、及獨逸美最時洋行の青島定期船の如きは北支那沿海航海船の重なるものにして、さし名高き東清鐵道汽船部の如きは、暫く勢を潜めて野雞船の觀あれども、今後蓋し浦鹽航

海の勁敵たるべし、上海以南の如きは、招商、太古、怡和、大阪汽船等の外、遠洋航船の外國郵便汽船の自在にあるあり、而かも上海より各港へ出帆の日期は左の如し。

上海汽船解纜期日

- 一、天津行 招商、太古、怡和の三社共に毎週上海天津の二地より解纜す。
- 一、煙臺即芝罘行 天津行に比すれば少なきも、三社船共天津行のもの、必ず芝罘に寄港するを以て、船便は天津と同じ。
- 一、廣東即粵城、香港、福州、廈門、汕頭行 は約一週一次なり。
- 一、牛莊即營口行 は期定らず、天津を経て廻航するものあり、冬期は此地より秦皇島に向ふものは芝罘に寄港す。
- 一、寧波行 は日曜日を除くの外は、毎日午後四時解纜、翌日早朝寧波に着す。
- 一、日本行 は水曜日上海に入港し、土曜日に解纜す。
- 一、温州行 は大約毎十日間に一便あり。
- 一、揚子江十三處行 は招商局は月曜、木曜の二日、怡和は火曜、金曜の二日、太古は水曜、土曜の二日、三社共夜十二時解纜、美最時洋行は日曜に解纜す、大阪商船會社は毎週二回上海漢口

の二地より出帆す。

一、蘇州杭州等の内河行 は毎日午後四時、蘇州河より解纜す、大東汽船會社、戴星昌あり。

○輪船招商局

輪船招商局は China Merchant's Steam Navigation & Co. と云ふ、我明治五年兩江總督李鴻章が北京へ江蘇の貢米を漕運すべきため、觀察使朱雲甫に命じて、之が創設の任に當らしめき、當時資本は三十萬兩にして、兩江總督衙門より三十萬兩を借款し、六十萬兩の資金を投じて、洞庭、漢陽、福星、永寧、有利、日新等八隻の汽船を購入して、天津、長江、廣東の三航路を開きしが、今より三十五年以前のことなれば、百般創業の時代にして其利を見る能はざりしを以て、李鴻章は更に唐廷樞、徐潤に命じて整理せしめ、一百萬兩の資本とせしは光緒初年のことなりき、爾來馬建忠、馬建常、盛宣懷等力を盡して今日の盛に臻れり、現下の資本は四百萬兩にして現今の總辦は揚士琦、顧璧燕、徐傑、沈能虎、徐雨之とし、總買辦を唐鳳墀と云ふ、船隻は三十隻にして、其名は即ち、

公平 新裕 新豐 豐順 致遠 愛仁 海琛 海定 海晏 國南 利運 新濟 永清 廣利 美富 安平 廣大 廣濟 快利 江天 江裕 江寬 江永 固陵 泰順 江孚 普濟 飛鯨 遇順 協和

○上海各港乘船賃

乗客は金利源南棧碼頭或は北棧碼頭より昇降す、其乘船賃は、

| 地名 | 上等 | 中等 | 支那人上等 | 下等 |
|----|------|-----|-------|------|
| 天津 | 四十五兩 | 十五兩 | 十二兩 | 十兩八錢 |
| 芝罘 | 三十五兩 | | | 七兩五錢 |
| 旅順 | 三十五兩 | | | 八兩 |
| 青島 | 三十五兩 | | | 八兩 |
| 營口 | 三十五兩 | | | 八兩 |
| 福州 | 四十五元 | | | 十元二 |
| 廈門 | 三十五元 | | | 八元 |
| 汕頭 | 三十五元 | | | 八元 |
| 香港 | 四十五元 | 十四元 | 十六元 | 八元 |
| 廣東 | 五十五元 | 十六元 | 十七元 | 九元 |
| 寧波 | 二十元 | | | 一元 |
| 温州 | 二十五兩 | | | 五元 |

上等船客は從僕一人を無賃にて伴ふを得、乗船は三社共に同一額なれども一定せず。

○印度支那汽船航海會社

本社は Indo-China Steam Navigation Company Ltd. と云ふ、本社は揚子江汽船會社及支那沿海汽船會社と合併し、資金英貨壹百貳拾萬磅とし株式組織を以て倫敦にて設立したるものに係る、其大株主なる Jardine Matheson & Co. 即ち怡和洋行は代理店として一切の經理に任せり、而かも本店は香港にあり、現在の船隻二十九隻六萬餘百噸とす、乗客は虹口同行の碼頭よりす、其船名は、
昌和 江和 吉和 瑞和 元和 財生 怡生 福山 廣生 樂生 太生 德生 永生 和生 益生 廣生 順和 景生 連生 北直 泉生 春生 顯生 泰生 協生 定生

○支那航海會社

本社は China Navigation Co. Ltd. と云ふ合資會社なり、一切の經理は其組合なる太古洋行即ち Butterfield & Swire. にして、名義上の本店は倫敦にあり、又太古洋行の本店は香港にあり、船舶事務上事實の本店は上海法租界バンドにあり、其船隻四十六にして噸數約九萬噸なりと云ふ、其乗客の昇降は四馬路東黃浦灘碼頭よりす、

北京 安慶 大通 鄱陽 沙市 涪州 重慶 武昌 蕪州 牛莊 芝罘 海口 淡水 吳淞 開封 桂陽 南昌 西安 桂林 保定 杭州 宜昌 黃浦 蕪湖 長沙 直隸 湖南 盛京 張家口 甘肅 嘉興 四川 福州 北海 天津 蕪湖 鎮江 九江 廣西 雷波 山西 洞庭

○美最時洋行

美最時洋行は獨逸商 Melchers & Co. と云ふ、此日耳曼ロイド會社揚子江線の代理店にして、千八百九十年頃より、長江航路を開設せしものに係る、獨逸商船の長江航路定期航行の初めなり、其船名は、

美順 美大 美利(上海) 美有(宜昌間とす)

其船客は浦東張家濱の碼頭より昇降するを以て、黃浦灘より小汽船を發す、又本行は漢堡亞米利加汽船會社即ち Hamburg American Line & Co. の代理店にして上海より青島を経て北清に定期航行す、其船舶の名稱は、膠州 青島 阜利 塘沽 海門

○禪臣洋行

禪臣洋行 Siemsen & Co. は漢堡亞米利加會社の上海廣東間線の代理店にして、専ら同地の間を航行す、碼頭は虹口順泰碼頭にして其船舶は、龍門 鯉門 南洋 北洋

美最時洋行 禪臣洋行

○開平鑛務局

本局は Chinese Engineering & Mining Co. と稱し直隸省永平府灤州の唐山にあり、即ち同局の運炭船を以て傍ら天津、秦皇島、營口、芝罘、上海間を航行す、碼頭は浦東にあり、其船名は北平、永平、承平、富平、廣平、西平、新平、London. 等なり。

○大阪商船會社

日本に於ける二大航業會社の一つにして、大阪市北區富島町にあり、揚子江に航路を開きしは明治三十一年一月とす。

○上海漢口線

本線は毎週二回、上海漢口の兩地より解纜す、上海は浦東にある同社の碼頭より發す、寄港地は鎮江、金陵(南京即江甯府)蕪湖、九江とし漢口に達す。
寄港地の外は往復とも通州、張黃港、江陰、天星橋、儀徵、大通、安慶、湖口、武穴、黃石港、黃州等に停船す、其船名は大利、大貞、大吉、大福とす。

本線は日本郵船會社定期上海航路(毎週一回)、米國線香港シヤトル線(二週一回)、歐洲線即ち橫濱アン
トウエルプ線(二週一回)と上海に於て接続す。

○同社の碼頭は浦東にあるを以て小汽船の浦東と來往するなり。

○平日は……………午前七時より午後六時まで每一時間に上海浦東兩地より發す。

○長江線出帆の日は午前七時より午後十一時迄一時間毎に上海浦東兩地より發す。

○鴻安公司

鴻安公司は Greaves & Co. と稱し招商、怡和、太古の總買辦等首唱して三社内の船内買辦等、及同社の報關行即ち汽船積問屋等株主となりて組織したるものにして、千八百九十一年十月の創立に係り、元と和興公司と稱せしが、同九十三年一月鴻安公司と改稱し、英國々旗の下に、上海漢口間を航行す、其船舶は、益利、寶華、長安、德興とし、其碼頭を虹口の京記碼頭とす。

○日本郵船會社の華利萃利

同社の揚子江航行船は、華利、萃利の二船にして此二船は英商 George Macbain. なる石油商の所有船にして、禪臣洋行の取扱ひ船たりしが明治三十六年五月此社が船舶及線路を同氏より買收する所に係る、將來同社揚子江航路に雄飛すべき水先船に過ぎず。

○瑞記洋行

獨商 Arnhoid Kniberg. の有にして、漢堡亞米利ラインの揚子江線の代理店なり、千八百九十年の創

設に係り、美最時洋行と一致の行動を取れり、其船舶は瑞安、瑞泰の二隻にして漢口上海間を一箇月約三回宛の往復をなす、碼頭は虹口華順碼頭なり。

(此他沿海航路の船舶は頗る多くして記載するに遑めらず、而かも之れを呼んで野雞船と云々、其貨物の集散を望んで出沒するを以てなり。)

○内河航路

支那政府が内河航路の開放を實行せしは、明治三十一年六月にして、是れ主として英公使マグドナルド氏の要求に基くものなり、而かも當時制定せられたるものは中外「小汽船」云々とありて且つ其通航區域も「開港場ある省内」の水路とのみ限られたりしが、同年七月更に同公使の請求を容れ、之れを改めて單に汽船とし且「開港場」の數字を削りて廣く「水路と規定し」内地到る所の水路は自由に航行し得べきこととなれり、即ち現行(一八九九年七月制定)の内河航行規定是れなり、今此規定に依りて江蘇、浙江、江淮の地方に於て、本業を營むもの、重なるものは戴生昌輪船局、大東汽船會社、招商内河輪船局とす。

○大東汽船株式會社

馬關條約の結果は、蘇杭二府の開市となり加ふるに内河航路の自由は、マクドナルド公使の餘澤を受け、戦勝後の日本人は等しく眼を支那に集中し、一は以て支那の開発を賛げ、一は邦人の手に頼りて内河航路を經營して交通の便に供せんことを期し、大東新利洋行なるもの興起せしは實に明治二十九年五月にして、即ち大東汽船株式會社の前身なり、當時上海蘇州間八十浬の航行に着手せりと雖も、資力經驗兩つながら全からず、外は戴生昌、公記、人和其他數社の競争劇甚にして、爾來一興一亡の迅速なること、殆んど雨後の蠶も亦皆ならざりしなり、然る所以のものは創業に容易にして、經營に困難なるを知らざりし故なり、就中此競争に耐へて經營其宜しきを得たるものと前記の三社とす、今は三社合規の下に規矩大に整頓し、内河の航行頗る便利となるに至りたるは、吾人の大ひに慶する所なり、斯く今日の如く基礎走りし上は漸次擴張して水路のあらゆる限り縦横に交通するを得ば、支那内河の航船の如く將來通商者を益するものはあらざるべし。

○内河汽船會社運賃

蘇杭内河航行の汽船は、大東、戴生昌、招商局のみ訂約の運賃額に従ふと雖も、其他の小汽船の如きは一定せず、今其大體に就て三社の定約運賃を見れば左の如し。

○乗船及曳船賃

- 一、上海蘇州線.....八十浬
- 上等(官艙).....一弗八十仙
- 中等(房艙).....六十仙
- 下等(客艙).....三十仙
- 特別上等一室買切(包大餐間).....十 弗
- 中等大室買切(大房艙).....四弗二十仙
- 同上小室買切(小房艙).....二弗八十仙
- (食料は此中に含む)

○上海蘇州間曳船賃

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-----|
| 三 擋 | 四 弗 | 四 擋 | 四弗五十仙 | 五 擋 | 五 弗 |
| 六 擋 | 五弗五十仙 | 七 擋 | 七 弗 | 八 擋 | 八 弗 |

| | | | |
|----|----|----|-----|
| 蘇州 | 四三 | 七九 | 一二七 |
| 南潯 | 三六 | 八四 | |
| 湖州 | 四八 | | |
| 杭州 | | | |

運程表 (運)

| | | |
|-----|----|-----|
| 蘇州杭 | 上等 | 二〇〇 |
| | 中等 | 一七〇 |
| | 下等 | 一四〇 |
| 望平 | 上等 | 六〇 |
| | 中等 | 三〇 |
| | 下等 | 二〇 |
| 吳蘇 | | |
| 杭州 | | |

(乘客伙食費自理)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 蘇州 | 四三 | 七九 | 一二七 | 一〇〇 | 九八 | 九〇 | 八二 | 七四 | 六六 | 五八 | 五〇 | 四二 | 三四 | 二六 | 一八 | 一〇 | 〇二 |
| 南潯 | 三六 | 八四 | | 一〇〇 | 九八 | 九〇 | 八二 | 七四 | 六六 | 五八 | 五〇 | 四二 | 三四 | 二六 | 一八 | 一〇 | 〇二 |
| 湖州 | 四八 | | | 一〇〇 | 九八 | 九〇 | 八二 | 七四 | 六六 | 五八 | 五〇 | 四二 | 三四 | 二六 | 一八 | 一〇 | 〇二 |
| 杭州 | | | | 一〇〇 | 九八 | 九〇 | 八二 | 七四 | 六六 | 五八 | 五〇 | 四二 | 三四 | 二六 | 一八 | 一〇 | 〇二 |

船間費

四、蘇州、鎮江線

一百四十五滙

上等一室買切

十 弗

中等大室買切

四弗八十仙

中等小室買切

三弗二十仙

運程表

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 蘇州 | 無錫 | 常州 | 丹陽 | 鎮江 |
| 一〇 | 六 | 三 | 五 | 五 |

貨銀表

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 蘇州 | 無錫 | 常州 | 丹陽 | 鎮江 |
| 下中上 | 下中上 | 下中上 | 下中上 | 下中上 |
| 八五〇 | 四〇〇 | 二〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |

揚子江航路は勿論或る沿海航路に於ても汽船會社は外國人(日本人も固より)は宣教師及其家族を除くの外特別上等以下には乗船を許さざる内規あるを以て本邦人にして沿海及揚子江に初旅行の人は注意するを要す。

○遠洋航路

遠洋航船の全世界より東亞に来るものは、極東の新約克に寄港せざるものなし、惜かな吳淞の淺灘は二萬噸の船舶を通過せしめず、然れども將來に於ては優かに通過せしむるを得べし。
遠洋航船中上海と密接の關係を爲し、金利源碼頭と南北に對峙して上海の偉觀を添ふるものを極東第一の航業會社たる、我が日本郵船會社とす。

○日本郵船株式會社

本社を洋式に稱呼するときには Nippon Yusen Kaisha. 即ち Japan Mail Steamship Co. と稱し、巍然たる建築は東京市麹町區有樂町一番地に聳えたり、其資本金は二千二百萬圓、航洋大小の船舶六十九艘

此噸數二十三萬五千五百五十五噸餘、此外借入船舶の噸數等を合するときには常に二十五萬噸以上の船舶を使用する東洋唯一の汽船會社なり、

其支店の如きは内外に涉りて十有八箇所、其他出張所の如きも同數以上に達し、代理店の如きに至りて歐亞米濠を通じて六十店に垂んとす、其航洋船舶中總噸數四千噸以上の大船を示せば左の如し、

| 船名 | 總噸數 | 船名 | 總噸數 | 船名 | 總噸數 |
|-----|-------|------|-------|------|-------|
| 安藝丸 | 六、四四三 | 因幡丸 | 六、一八九 | 日光丸 | 五、五三八 |
| 信濃丸 | 六、三八七 | 神奈川丸 | 六、一六九 | 熊野丸 | 五、〇七六 |
| 伊豫丸 | 六、三一九 | 博多丸 | 六、一六一 | 錫蘭丸 | 五、〇六八 |
| 阿波丸 | 六、三〇九 | 丹波丸 | 六、一三三 | 旅順丸 | 四、八〇五 |
| 加賀丸 | 六、三〇一 | 鎌倉丸 | 六、一二六 | 古倫母丸 | 四、七〇九 |
| 若狹丸 | 六、二六四 | 讃岐丸 | 六、一一一 | 孟買丸 | 四、六二四 |
| 備後丸 | 六、二四七 | 河内丸 | 六、一〇〇 | 鹿兒島丸 | 四、四〇四 |
| 佐波丸 | 六、二二六 | 土佐丸 | 五、八二五 | 天津丸 | 四、一七二 |

現に上海橫濱間航海の郵船は即ち春日丸(三八一九噸)博愛丸(二六三六噸)弘濟丸(二六三五噸)の三隻にして、是れに對する補助航船二隻あり、而して上海郵船に供ふべき新造汽船は現に建造しつつあれば近き年内を以て莊嚴華麗の船舶の來港すること期して待つべきなり、而して本年六月より橫濱漢口

線の定期航路を開設し先づ其第一航船として新瀉丸が揚子江に溯上して我國旗の翻々たるを見るを得ん、此に於て彼の湖南汽船も連絡上更に一層の便を得て、彼の加藤一派の人が無意味に設立せしものも時來て大飛躍を試むるの期あるべし、之れに次ぐものを彼の有名なるビーオー會社とす。

○彼阿會社

Peninsular & Oriental Steam Navigation Co. 本社は龍動にあり資本金英貨二百三十二萬磅にして上海龍動間を二週一回兩地を解纜す、即ち大英輪船公司にしてバンド第二十四號にあり。

○漢堡、亞米利加、北獨逸ロイド會社

Hamburg American Line Norddeutscher & Lloyd Co. は即ち日耳曼郵船にして本社はブレメンにあり、二週一回漢堡を發して橫濱に至る、上海長崎神戸に寄港す、本會社は日露交戦の日、露國の爲めに行動し波羅的艦隊へ十數隻の船船を賣渡せりと傳へらる、法租界美最時洋行即ち Moliers. 代理店たり。

○佛蘭西郵船會社

Messageries Maritimes 會社は巴黎にあり、馬耳塞より橫濱へ向け二週一回發航す、上海長崎神戸へ寄港す、法租界バンドにあり。

○大洋汽船會社

Ocean Steam Ship Co. 本社は川瘦にあり二週一回グラスゴロより橫濱へ向け解纜す、所謂る藍色煙筒と稱して有名なるものなり、福州、上海、長崎、門司に寄港す。

○露國義勇艦隊

露國義勇艦隊は露土戦争の終に於て、露國人愛國的寄附金を以て組織し、又寄附金にて維持するものにして、平時は海軍大臣の監督の下に海運業に従ふも、一朝事あるときは武装して巡洋艦となり直ちに戦列に加はるなり、故に船員は海軍士官を以てし、其發着地點は黒海の要港たるクリミア半島のオデッサ港を根據地とし、浦鹽港との間を往復す、本社は露都にあり、露國政府は每一海里に四留二十哥の航海補助を與ふるものにして、オデッサ、浦鹽間の航行は三十七日乃至四十五日を費すと云ふ、日露戦役以降復た舊時の態なし。

○東清鐵道會社汽船部

Chinese Eastern Railway Company. は義勇艦隊と等しく戦後の經營中に屬し、現在在餘船舶は本年より自由行動を爲すならん、黃浦灘の十號にありて其碼頭は浦東にあり。

○東亞會社

大洋汽船會社 露國義勇艦隊 東清鐵道會社汽船部 東亞會社

支那共同汽船會社 太平洋郵船會社 東西洋汽船會社 加奈太平洋鐵道會社汽船部 一四四

The East Asiatic Co. 浦鹽より起り旅順上海香港を経てバルチック諸港及和蘭に達し一箇月に約一回なり、露國東亞汽船會社の代理店なりや或は組合なりやを知らず、黃浦灘の十六號、

○支那共同汽船會社

China Mutual Steam Navigation Co. 本社は倫敦にあり、グラスゴー横濱間を航海し世に白色煙筒と稱す。

○太平洋郵船會社

Pacific Mail Steam Ship Co. 本社は米國紐約にあり、資本金二千萬弗の大會社にして桑港香港間を往復す。

○東西洋汽船會社

Oriental & Occidental Steam Ship Co. 本社は桑港にあり資本は米金一千萬弗の大會社なり、四川路、二十一號協隆洋行代理店を爲す、

○加奈太平洋鐵道會社汽船部

Canadian Pacific Royal mail. 本社は加奈太のモントリールにあり、資本金六億五千萬弗の鐵道會社の汽船にして、晚古婆香港を航海す、寄港地は横濱、神戸、長崎、上海にして、毎年一、二月中及八月より

十二月迄は四週日に一回バンクーバーより發航す、Empress of China, Empress of India, Empress of Japan の三隻各々五千九百〇五噸外に二隻の補助船と計五隻を以て旅客を香港に迎ふ、代理店は怡和洋行たり。

○ペン、ライン汽船會社

本社は蘇格蘭リースにあり、同地と横濱間を航海し大船十數隻あり。

○グレン、ライン汽船會社

No Gregor Bros & Grow. はグレンローン(五七二三噸)の外十隻の船舶を以て倫敦タコマ間を航海一箇月一回位の割合なれども寄港一定せず。

○北太平洋郵船會社

Northern American Mail S. S. Co. 本社は龍動にありて、タコマ及ポートランド香港間を一箇月二回往復す。

○ポートランド、アジアチック汽船會社

Portland & Asiatic Steam Ship Co. 本社は、ポートランド香港間を來往す、一箇月約一回とす。

ペン、ライン汽船會社 グレン、ライン汽船會社 北太平洋郵船會社
ポートランド、アジアチック汽船會社

貨物の積卸に供すれども、自家用料にして其公衆一般の貨物を保管するものは、公和祥碼頭即ち上海及虹口共同棧橋株式會社とす、同社は元と怡和洋行の倉庫なりしも、擴張して株式會社とせしもの故、同行は其大株主にして又其一切を經理す、

本社及太古洋行、招商局ともに保税倉庫の資格あれども、太古招商の二社は自家運漕したる貨物のみを保管す、但此三社の倉預り證書は頗る信用ありて、各銀行とも信用を置くこと厚く、金錢の融通上大に便利なりと云ふ、又上海倉庫藏敷料は初月の倉敷料を課するの際、五錢(匁)以内にあらざる限りは庫入證書を無料にて發給し、再び請求を爲すときは其都度一兩を要するなり。(倉敷料略す)

○碼頭

碼頭は棧橋と Wharf 即ち浮船と連結するもの多し、其二三を示せば、

| 碼頭名稱 | 所在地 | 棧橋の長 | 棧橋の數 | 倉庫數 | 碼頭名稱 | 所在地 | 棧橋の長 | 棧橋の數 | 倉庫數 |
|----------|-----|-------|------|-----|----------|-----|------|------|-----|
| 招商局金利源碼頭 | 法租界 | 一、八〇〇 | 一 | 一 | 虹口招商局北中棧 | 米租界 | 三〇〇 | 三 | 三 |
| 太古洋行碼頭 | 同上 | 六〇〇 | 四 | 一 | 虹口京記碼頭 | 同上 | 二〇〇 | 一 | 二 |
| 日本郵船會社 | 米租界 | 七〇〇 | 二 | 四 | 虹口招商局北棧 | 同上 | 七〇〇 | 一 | 一 |
| 上海虹口共同會社 | 同上 | 二、〇〇〇 | 一 | 三 | 虹口華順碼頭 | 同上 | 七〇〇 | 三 | 五 |

| | | | | | | | | | |
|----------|----|-------|---|----|-----------|----|-------|---|----|
| 董家渡碼頭 | 浦東 | 五〇〇 | 一 | 一 | 浦東招商局東棧碼頭 | 同上 | 六〇〇 | 一 | 一 |
| 招商局揚家渡碼頭 | 同上 | 一、二〇〇 | 二 | 六 | 浦東美孚油棧 | 同上 | 一、三〇〇 | 四 | 一五 |
| 同浦東華棧碼頭 | 同上 | 七〇〇 | 二 | 三 | 開平礦務局 | 同上 | 六〇〇 | 二 | 四 |
| 浦東馬立師碼頭 | 同上 | 二〇〇 | 一 | 三 | 瑞記油棧 | 同上 | 六〇〇 | 一 | 三 |
| 浦東太古碼頭 | 同上 | 八〇〇 | 二 | 一 | 味咄油棧 | 同上 | 七〇〇 | 一 | 三 |
| 浦東招商局老棧 | 同上 | 四〇〇 | 一 | 九 | 董家渡船渠碼頭 | 同上 | 七〇〇 | 一 | 三 |
| 浦東怡和油棧 | 同上 | 九〇〇 | 一 | 七 | 和東船渠碼頭 | 同上 | 七〇〇 | 一 | 一 |
| 浦東吉祥碼頭 | 同上 | 四〇〇 | 三 | 一〇 | 博伊碼頭 | 同上 | 七〇〇 | 三 | 一 |

其他コスモポリタン船渠の碼頭、支那土木鑛業會社、日本海軍埠頭、アーノルド石油棧房埠頭、ローヤルダツチ石油棧房埠頭、東洋船渠埠頭等自家用のもの其數を知らず。

○金融機關

空稱を以て本位とする支那にありては、其金融も亦錯綜するは止むを得ざることなり、支那の貨幣と度量衡は實に通商者の苦しむ所、今一二見聞する所を示さん。

○通貨

金融機關

兩(テール)と稱する空稱銀本位を價格の標準とす、錢(洋人はメースと云ふ十錢を以て一兩とす)分(洋人はカンダリンと云ふ十分を以て一錢とす)上海にては十分即ち一錢を一匁と云ふ、而かも空稱にして支那固有の貨幣なるものは一厘銅錢にして、現金の取引は銅錢と新規各省にて鑄造する我邦の錢銅貨の二種あるのみ、夫れさへ相場ありて毎日一定せず、されば

- 一 卸賣及中以上の小賣、給料、税金、倉敷、保険料等.....兩
- 一 中以下の小賣、給料、工銀、人足賃等.....墨銀及小銀貨
- 一 下等細民の取引.....銅錢及銅貨幣

又左の銀行より一覽拂ひの手形を發行し、紙幣として通用す

| | | | |
|--------|-------------|---------------------|-----------------------|
| 匯豐銀行 | 兩紙幣 墨銀紙幣 | 一兩、五兩、十兩、五十兩、百兩、五百兩 | 發行額 約二十萬圓 約九十萬圓 |
| 渣打銀行 | 同 | 同 | 同 |
| 中國通商銀行 | 同 | 同 | 同 |
| 露清銀行 | 同 | 同 | 同 |
| 正金銀行 | 同 | 一兩、五兩、十兩、二十五兩 | 同 |
| 花旗銀行 | 同 | 五兩、十兩、百兩 | 同 |

○兩

兩に二種あり、幣兩と量兩なり、幣兩は空稱貨幣稱呼なり、量兩は秤量上の唱呼なり、其通用銀は九八規銀と稱し又は上海規銀と稱する上海馬蹄銀一名紋銀なるものなり、其割合は左の如し、

- 一 上海幣兩百〇九兩六匁を以て庫平兩一百兩に當るものとす、
- 一 上海幣兩百一兩四匁を以て海關兩一百兩に當るものとす、

○上海規銀一〇〇兩と各地銀兩比較

| | | | |
|----|---------------|----|------------|
| 廈門 | 九十一兩三錢三分八厘に當る | 蕪湖 | 九十三兩五錢一厘 |
| 芝罘 | 九十五兩五錢一分二厘 | 九江 | 九十三兩六錢八分九厘 |
| 鎮江 | 九十三兩五錢一厘 | 牛莊 | 九十七兩三錢九分七厘 |
| 福州 | 九十八兩七錢四分三厘 | 溫州 | 九十二兩四錢六分 |
| 漢口 | 九十七兩六錢二分一厘 | 寧波 | 九十五兩 |
| 淮河 | 百〇二兩一錢一分八厘 | 汕頭 | 九十九兩二錢五分五厘 |
| 宜昌 | 九十八兩四錢二分九厘 | 天津 | 九十四兩二錢五分五厘 |

○銅錢

上海に通用する銅錢は今や殆んど私錢と稱して嘗ては通用に制限を加へし銅錢のみとなれり、此私錢なるものは不逞の賊徒海島又は無人の境に出入して、盜鑄するものなれば不同なるは固よりなり、其驚眼と稱するもの、如きは、銅錢を以て目すべからざるものなり、元來支那の銅錢なるものは真鍮錢にして銅錢にあらざるなり。

又近時各省共に銅元局なるものを設け、銅餅と稱する我邦の一錢銅貨の原料を各國より輸入せしめ、銅元局は單にスタンプを爲すのみにて市上に通用せしむ、其簡便にして亦利益あるを以て各省競ふて銅元局を開らき晝夜を別たす製造するの結果、或る都會には銅貨幣の堆積を見、某一部には遍ねからず、隨て相場の高下を生ずるを以て、奸商は直ちに他省に運輸す、他省は又其時價の下落せんことを、恐れて拒んで入れしめず、實に現時の有様は混沌に屬し、將來是れが爲めに如何なる悲境に沈むやも亦知るべからず、而かも其銅餅なるものも餽詰めものありて眞正のものあらざるあり、畢竟人民の盜鑄を爲すものあるか、又疑銅餅を製造するものあるか慨歎に堪ふべけんや。

○銅錢相場

| | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 明治三十二年二月 十二日 | 明治三十六年二月 十六日 | 明治三十九年二月 十六日 |
|-----------------|-----------------|-----------------|

| 錢找頭 | 一元に付 | 八百文 | 八百文 | 八百文 |
|-----|------|-------|--------|----------|
| 市錢 | 一兩に付 | 一千二百文 | 一千百二十文 | 一千三百二十文 |
| 衣牌 | 一元に付 | 九百十文 | 八百九十文 | 一千百二十文 |
| 醬牌 | 一元に付 | 八百九十文 | 八百六十文 | 一千一百文 |
| 銅元 | 一兩に付 | — | — | 一千五百二十三文 |

○錢找頭は支那銀行者間に於て、勘定尻の受拂ひを爲すに當り墨銀を銅錢にて決算するとき用ゆるものとす。

○市錢は各税關にて兩に對し請取るものにして、大小形狀稍不同なく品質も亦良好のものとして、大小形狀稍不同なく品質も亦良好のものとして。

○市錢は細民日用の小取引に用ゆるもの即ち私錢の混同せるもの。

○衣牌とは其實物市錢と多くの區別を見ず。

○醬牌とは専ら官醬園即ち醬油專賣屋にて用ゆる市錢衣牌に比すれば品質稍良しと云ふ。